

# 官報 号外

昭和四十九年五月二十四日

## 第七十二回 衆議院會議録 第三十四号

昭和四十九年五月二十四日(金曜日)

議事日程 第三十三号

昭和四十九年五月二十四日

午後二時開議

- 第一 結核予防法等の一部を改正する法律案 (内閣提出、参議院送付)
- 第二 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案 (内閣提出)
- 第三 優生保護法の一部を改正する法律案 (第七十一回国会、内閣提出)
- 第四 環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出)
- 第五 恩給法等の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 結核予防法等の一部を改正する法律案 (内閣提出、参議院送付)
- 日程第二 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案 (内閣提出)
- 日程第三 優生保護法の一部を改正する法律案 (第七十一回国会、内閣提出)
- 日程第四 環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出)
- 日程第五 恩給法等の一部を改正する法律案 (内閣提出)

## 君外一名提出

- 国土総合開発庁設置法案 (第七十一回国会、内閣提出)
- 日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案 (建設委員長提出)
- 大気汚染防止法の一部を改正する法律案 (内閣提出、参議院送付)
- 発電用施設周辺地域整備法案 (第七十一回国会、内閣提出)
- 電源開発促進税法 (内閣提出)
- 電源開発促進対策特別会計法案 (内閣提出)

午後四時四十分開議  
○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きます。

日程第一 結核予防法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、結核予防法等の一部を改正する法律案、日程第二、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案、日程第三、優生保護法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

結核予防法等の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和四十九年五月十五日  
参議院議長 河野 謙三  
衆議院議長 前尾繁三郎殿

結核予防法等の一部を改正する法律案 (小字及び一は修正)

第一条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中の「適用事業(同法第二条第三号)に規定する事業者(以下「事業者」という。)の行なう事業をいう。以下同じ。」のうち、政令で定める事業(以下「事業」という。)の事業者」という。に、「当該事業」を「当該事業者の行う事業」に、「児童若しくは幼児」を「若しくは児童」に改め、「収容されている者」の下に「(小学校就学の始期に達しない者を除く。)」を加え、

「毎年」を「政令で定める定期において」に改め、同条第二項中「事業(国、都道府県又は保健所を設置する市の行う事業を除く。)の事業者」を「事業者(国、都道府県及び保健所を設置する市を除く。)」に改め、同条第三項中「毎年」を「政令で定める定期において」に改める。  
第十三条第一項中「(同条第三項の健康診断の受診者のうち三十歳以上の者を除く。)」及び又は疑陽性」を削り、同条第二項中「(第四条第三項の健康診断の対象者のうち三十歳以上の者を除く。)」及び又は疑陽性」を削り、すみやかに「を」速やかに「に、且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「のうち、第四条第一項の健康診断の対象者以外の者を削り、毎年」を「政令で定める定期において」に、「且つ」を「かつ」に改め、「又は疑陽性」を削り、「但し」を「ただし」に改める。  
第十四条中且つ」を「かつ」に改め、「又は疑陽性」を削り、「但し」を「ただし」に、「但書」を「ただし書」に改める。  
第十六条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、「又は疑陽性」を削り、「さらに」を「更に」に改める。  
第十七条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、「陽性」の下に「若しくは疑陽性」を加える。  
第十八条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、「又は疑陽性」を削り、同条第二項中「陽性」の下に「若しくは疑陽性」を加える。  
第二十八条第三項中「労働安全衛生法の適用事業で業務に従事する者」を「事業者の行う事業において業務に従事する者で労働安全衛生法の適用を受けるもの」に改める。  
第三十八条第五項中「審査委員会」の下に「国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関」を加え、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第六項中「社会保険診療報酬支払基金」の下に「国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者」を加える。  
第五十一条第一号及び第三号中「その行う事

昭和四十九年五月二十四日 衆議院會議録第三十四号 結核予防法等の一部を改正する法律案外二案

業の事業者又はその「を」を「事業者である都道府県又は都道府県」に改める。

第五十二条第一号及び第三号中「その行う事業の事業者又はその」を「事業者である市町村又は市町村」に改める。

第五十四条の見出し中「事業主」を「事業者」に改め、同条中「事業(国、都道府県又は市町村の行う事業を除く。)(の事業者)」を「事業者(国、都道府県及び市町村を除く。)(に、左に)」を「次に」に改める。

第五十六条第一号中「市町村の行う事業の使用」を「事業者である市町村」に改める。

第五十七条第二号中「都道府県」に改める。

第六十五条第一項中「事業(国、都道府県又は保健所を設置する市)の行う事業を除く。)(の事業者)」を「事業者(国、都道府県及び保健所を設置する市を除く。)(に、左に)」を「次に」に改め、同条第二項中「さら」を「更に」に、当つて「を」を「」に改める。

第六十六条第一項中「労働安全衛生法の適用事業の事業者」を「事業者の行う事業において業務に従事する者で労働安全衛生法の適用を受けるもの」に、当つて「を」を「」に改め、同条第四項中「労働安全衛生法の適用事業で業務に従事する者」を「事業者の行う事業において業務に従事する者で労働安全衛生法の適用を受けるもの」に、当つて「を」を「」に改める。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第二条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条の五第三項中「当つて」を「」に改め、「審査委員会」の下に、「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関」を加え、「聞かなければ」を「聞かなければ」に改め、同条第四項中「社会保険診療報酬支払基金」の下に、「国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者」を加える。

(児童福祉法の一部改正)

第三条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の三第三項中「当つて」を「」に改め、「審査委員会」の下に、「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関」を加え、「聞かなければ」を「聞かなければ」に改め、同条第四項中「社会保険診療報酬支払基金」の下に、「国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者」を加える。

附則

この法律は、公布の日昭和四十九年四月一日から施行する。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

昭和四十九年二月十五日

内閣総理大臣 田中 角榮

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律

日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「及び子」を「子、孫及び弟妹」に改め、同項に次の二号を加える。

三 被保険者又は被保険者であつた者の配偶者で届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であつて、これらの者と同一の世帯に属し、主としてこれらの

一三四八

者により生計を維持するもの  
四 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であつて、引き続きその被保険者又は被保険者であつた者と同一の世帯に属し、主としてこれらの者により生計を維持するもの  
(賃金日額の等級)  
第四条の二 賃金日額の等級の区分は、被保険者の賃金日額に応じ次の表に定めるとおりとする。

賃金日額の等級	賃金	日額
第一級	一、五〇〇円未満	
第二級	一、五〇〇円以上	二、五〇〇円未満
第三級	二、五〇〇円以上	三、五〇〇円未満
第四級	三、五〇〇円以上	五、〇〇〇円未満
第五級	五、〇〇〇円以上	六、五〇〇円未満
第六級	六、五〇〇円以上	八、〇〇〇円未満
第七級	八、〇〇〇円以上	九、五〇〇円未満
第八級	九、五〇〇円以上	

2 前項の規定による賃金日額の等級の区分は、被保険者が受ける賃金の水準に著しい変動があつた場合においては、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条ノ二の規定による標準報酬の区別の改定の措置その他の事情を勘案して、速やかに改定の措置が講ぜられるべきものとする。

第六条第一号中「(大正十一年法律第七十号)」を削る。

第九条に次の一号を加える。

十 高額療養費の支給  
第九条の次に次の一条を加える。

(給付基礎日額)

第九条の二 給付基礎日額は、賃金日額の等級に応じ次の表に定めるとおりとする。

賃金日額の等級	給付基礎日額
第一級	一、三三四円
第二級	二、〇〇〇円
第三級	三、〇〇〇円
第四級	四、四〇〇円
第五級	五、七五〇円

第六級	七、二五〇円
第七級	八、七五〇円
第八級	一〇、二五〇円

第十二条中「五十円」を「二百円」に改める。  
 第十四条第一項中「行なわれた」を「行われた」に、「三年六箇月」を「五年」に改める。  
 第十六条の二第二項中「定める額」を「定める金額」に、「高い方の額」を「高い金額」に改め、各号を次のように改める。

一 当該被保険者について、その者が初めて当該療養の給付を受けた日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日分以上の保険料が納付されている場合、当該期間において保険料が納付された日のうちからその納付された日に係るその者の給付基礎日額の合算額が最大となるように二十八の日を選んだ場合における当該合算額の二百八十分の六に相当する金額

二 当該被保険者について、その者が初めて当該療養の給付を受けた日の属する月の前六箇月間に通算して七十八日分以上の保険料が納付されている場合、当該期間において保険料が納付された日のうちからその納付された日に係るその者の給付基礎日額の合算額が最大となるように七十八の日を選んだ場合における当該合算額の七百八十分の六に相当する金額

第十六条の二第三項中「より定められた」を「よる傷病手当金の」に改め、同条第四項中「はじめた」を「始めた」に、「三十日」を「六箇月(厚生大臣の指定する疾病に関しては、一年六箇月)」に改める。  
 第十六条の三及び第十六条の四を次のように改める。  
 (埋葬料)

第十六条の三 被保険者が死亡した場合において

て、その死亡の日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日分以上若しくは当該月の前六箇月間に通算して七十八日分以上の保険料がその者について納付されているとき、又はその死亡の際その者が療養の給付を受けていたときは、その者により生計を維持していた者であつて、埋葬を行うものに対し、埋葬料を支給する。  
 2 埋葬料の額は、次の各号の区別に従い、それぞれ当該各号に定める金額とする。ただし、第一号及び第二号のいずれにも該当するときは、いずれか高い金額とする。

一 当該被保険者について、その死亡の日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日分以上の保険料が納付されている場合、当該期間において保険料が納付された日のうちからその納付された日に係るその者の給付基礎日額の合算額が最大となるように二十八の日を選んだ場合における当該合算額の二十八分の一に相当する金額に一箇月当たりの被保険者の平均就労日数を勘案して厚生大臣の定める日数を乗じて得た金額(その金額が三万円に満たないときは、三万円)

二 当該被保険者について、その死亡の日の属する月の前六箇月間に通算して七十八日分以上の保険料が納付されている場合、当該期間において保険料が納付された日のうちからその納付された日に係るその者の給付基礎日額の合算額が最大となるように七十八の日を選んだ場合における当該合算額の七十八分の一に相当する金額に前号に規定する厚生大臣の定める日数を乗じて得た金額(その金額が三万円に満たないときは、三万円)

三 前二号に掲げる場合以外の場合 三万円  
 第一項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者が不在の場合においては、埋葬を行つた者に対し、前項の規定による埋葬料の額の範囲内においてその埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

3 前二号に掲げる場合以外の場合 三万円

(分べん費)  
 第十六条の四 被保険者が分べんした場合において、その分べんの日の属する月の前四箇月間に通算して二十八日分以上の保険料がその者について納付されているときは、分べん費を支給する。  
 2 分べん費の額は、分べんの日の属する月の前四箇月間の保険料が納付された日のうちからその納付された日に係る当該被保険者の給付基礎日額の合算額が最大となるように二十八の日を選んだ場合における当該合算額の二十八分の一に相当する金額(以下「分べんの月前の平均給付基礎日額」という。)に一箇月当たりの被保険者の平均就労日数の二分の一に相当する日数を勘案して厚生大臣の定める日数を乗じて得た金額(その金額が六万円に満たないときは、六万円)とする。

3 被保険者が、分べんに関し病院又は診療所に収容されている場合に支給すべき分べん費の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による分べん費の額の二分の一に相当する金額とする。

第十六条の五第一項中「被保険者が分べんしたときは」を「分べん費の支給を受けることができる被保険者には」に、「九日」及び「二十一日」を「四十二日」に改め、同条第二項を次のように改める。  
 2 出産手当金の額は、一日につき、分べんの月前の平均給付基礎日額の十分の六に相当する金額とする。

第十六条の五第三項中「より定められた」を「よる出産手当金の」に改め、同条第四項を削る。  
 第十七条第二項中「百分の五十」を「百分の七十」に、「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第五項中「百分の五十」を「百分の七十」に、「但し」を「ただし」に改める。  
 第十七条の二第一項中「二千元」を「三万円」に改める。

第十七条の三第一項中「二万円」を「六万円」に改める。

第十七条の七を第十七条の八とし、第十七条の六中「百分の五十」を「百分の七十」に改め、同条の次に次の一条を加える。  
 (高額療養費)  
 第十七条の七 療養に要した費用が著しく高額であるときは、その療養に要した費用につき家族療養費又は特別療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。  
 2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十八条第二項中「及び特別療養費」を「特別療養費及び高額療養費」に改める。  
 第三十条を次のように改める。  
 (保険料の額)  
 第三十条 保険料の額は、一日につき、被保険者の賃金日額の等級に応じ次の表に定めるとおりとする。

賃金日額の等級	保険料の額
第一級	六〇円
第二級	一一〇円
第三級	二〇〇円
第四級	二八〇円
第五級	三七〇円
第六級	四七〇円
第七級	五六〇円
第八級	六六〇円

2 被保険者及び事業主は、それぞれ保険料の額の二分の一を負担する。ただし、賃金日額の等級が第一級である場合の保険料については、被保険者が二十五円を、事業主が三十五円を負担し、賃金日額の等級が第二級である場合の保

昭和四十九年五月二十四日 衆議院會議録第三十四号 結核予防法等の一部を改正する法律案外二案

一三五〇

除料については、被保険者が五十五円を、事業主が六十五円を負担する。

附則

1 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。

2 昭和四十八年十月一日前に同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に關し療養の給付、特別療養費の支給又は家族療養費の支給の開始後二年を経過した被保険者、被保険者であつた者又は被扶養者の当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に關する療養の給付又は家族療養費の支給については、なお従前の例による。

3 改正後の第十六条の二第二項第一号に規定する二十八日分以上の保険料又は同項第二号に規定する七十八日分以上の保険料のうち日雇労働者

働者健康保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十一号)による改正前の日雇労働者健康保険法第三十条第一項の規定による第一級又は同項の規定による第二級の保険料が含まれている場合における傷病手当金の額については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の日前に改正前の第十六条の二第四項に規定する支給期間が満了した傷病手当金及び改正前の第十六条の五第一項に規定する支給期間が満了した出産手当金の支給期間並びに同日前に分べんした者のその分べんの日間の期間に係る出産手当金の支給期間については、なお従前の例による。

5 改正後の日雇労働者健康保険法の規定の適用については、当分の間、同法第四条の二第一項の

表中 第一級一、五〇〇円未満

特例第一級	四八〇円未満
第一級	四八〇円以上 一、五〇〇円未満

と、同法第九条の二の表中

第一級	一、三三四円
-----	--------

特例第一級	四〇〇円
第一級	一、三三四円

と、同法第三十条第一項の表中

第一級	六〇円
-----	-----

特例第一級	二〇円
第一級	六〇円

とする。

6 この法律の施行の日から昭和五十年三月三十一日までの間における改正後の日雇労働者健康保険法の規定の適用については、同法第四条の二第一項の表中

第三級	二、五〇〇円以上 三、五〇〇円未満
第四級	三、五〇〇円以上 五、〇〇〇円未満
第五級	五、〇〇〇円以上 六、五〇〇円未満
第六級	六、五〇〇円以上 八、〇〇〇円未満
第七級	八、〇〇〇円以上 九、五〇〇円未満
第八級	九、五〇〇円以上

とあるのは 第三級 二、五〇〇円以上

と、同法第九条の二の表中

第三級	
第四級	
第五級	
第六級	
第七級	
第八級	

とあるのは 第三級 三、〇〇〇円

と、同法第三十条第一項の表中

第三級	二〇〇円
第四級	二八〇円
第五級	三七〇円
第六級	四七〇円
第七級	五六〇円
第八級	六六〇円

とあるのは 第三級 二〇〇円

とする。

7 昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間における改正後の日雇労働者健康保

險法の規定の適用については、同法第四条の二第一項の表中

第五級	五、〇〇〇円以上
第六級	六、五〇〇円以上
第七級	八、〇〇〇円以上
第八級	九、五〇〇円以上

六、五〇〇円未満
八、〇〇〇円未満
九、五〇〇円未満

とあるのは

第五級

五、〇〇〇円以上

と、同法第九条の二

の表中

第五級	五、七五〇円
第六級	七、二五〇円
第七級	八、七五〇円
第八級	一〇、二五〇円

とあるのは

第五級

五、七五〇円と

同法第三十条第一項の表中

第五級	三七〇円
第六級	四七〇円
第七級	五六〇円
第八級	六六〇円

とあるのは

第五級

三七〇円

とする。

理由

日雇労働者健康保険の給付を健康保険の給付に準ずる内容のものとするため、家族療養費の給付率の引上げ、高額療養費の支給等の措置を講ずるとともに、保険料の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

優生保護法の一部を改正する法律案

右

昭和四十八年五月十一日

内閣総理大臣 田中 角榮

優生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

昭和四十九年五月二十四日 衆議院会議録第三十四号 結核予防法等の一部を改正する法律案外二案

理由

優生保護対策の適切な実施を図るため、人工妊娠中絶の適応事由を改める等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長野原正勝君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔野原正勝君登壇〕

○野原正勝君 たいま議題となりました三法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、結核予防法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、近年、結核患者は著しく減少し、健康診断による患者の発見率も低いものになっている状況等にかんがみ、結核予防法による定期の健康診断及び予防接種を、結核患者の発生状況等に即応して適切に実施することができるようにし、しようとするものであります。そのおもな内容は、  
第一に、結核の定期の健康診断は、毎年行なうこととされているのを、政令で定める定期において行なうことに改めること。  
第二に、ツベルクリン反応検査の反応が陰性または疑陽性である者に対して予防接種を行なうこととされているのを、陰性である者に対してのみ行なうことに改めること。  
第三に、市町村長は、小学校就学前の者のうち、幼稚園等で集団生活をしていない者に対して、毎年、ツベルクリン反応検査を行ない、その反応が陰性または疑陽性である者に対して、定期の予防接種を行なうこととされているのを、小学校就学前の者に対して、政令で定める定期において、ツベルクリン反応検査を行ない、その反応が陰性である者に対して、定期の予防接種を行なう

ことに改めること。

第四に、医療給付に関する診療報酬請求事務の簡素化をはかること。

本案は、去る十五日参議院より送付され、同日本委員会に付託となり、昨日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

次に、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、日雇労働者健康保険の給付を健康保険の給付に準ずる内容のものとするため、給付の改善を行なうとともに、保険料日額の改定等を行なうとするものであります。そのおもな内容は、  
第一に、医療給付の改善であります。すなわち、家族療養費等の給付の割合を五割から七割に引き上げるとともに、高額な医療については、家族療養費等にあらわせて高額療養費を支給することとし、療養の給付期間及び家族療養費の支給期間を三年六カ月から五年に延長すること。  
第二は、現金給付の改善であります。すなわち、被保険者の賞金日額の等級を、日額千五百円未満を第一級、九千五百円以上を第八級とする八段階とし、これに応じた給付基礎日額を定め、傷病手当金の支給期間を三十日から六カ月に延長し、傷病手当金、出産手当金、埋葬料、分べん費等について改定を行ない、健康保険の給付に準じたものとする。

第三は、初診時一部負担金を二百円以下において厚生大臣の定める額とし、保険料日額を賞金日額の等級に応じ、第一級六十円から第八級六百六十円までの八段階とし、被保険者及び事業主がそれぞれ二分の一を負担することとあります。

なお、保険料の急激な負担を避けるため、四級及び五級並びに六級から八級の改定実施は、昭和五十一年度までの間段階的に行なうとともに、賃

この法律は、公布の日から施行する。

附則

第二十条中「とともに、」の下に「適正な年齢において初回分べんが行なわれるようにするための助言及び指導その他妊娠及び分べんに関する助言及び指導並びに」を加える。

昭和四十九年五月二十四日 衆議院會議録第三十四号 結核予防法等の一部を改正する法律案外二案

金日額の低い第一級及び第二級の被保険者負担額を軽減すること。  
等でありませぬ。

本案は、二月十五日日本委員会に付託となり、昨日質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。  
なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

次に、優生保護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、優生保護対策の適切な実施をはかるため、人工妊娠中絶の要件及び優生保護相談所の業務内容を改めようとするものでありまして、そのおもな内容は、

第一に、妊娠の継続または分べんが、身体的理由または経済的理由により、母体の健康を著しく害するおそれがある場合は、母体の保護のため、人工妊娠中絶を行なうことができることとなつておりますが、この要件を、妊娠の継続または分べんが、医学的に見て母体の精神または身体の健康を著しく害するおそれがある場合に改めること。  
第二に、胎児が重度の精神または身体の障害となる疾病または欠陥を有しているおそれが著しいと認められる場合にも、人工妊娠中絶を行なうことができることとする。

第三に、優生保護相談所の業務に、適正な年齢で初回分べんが行なわれるようにするための助言及び指導等を加えること。  
等でありませぬ。

本案は、去る第七十一回国会に本委員会に付託され、本国会に継続審査となつていたものであります。昨日質疑を終了いたしましたところ、自由民主党より、重度の精神障害等のおそれのある胎児に関する人工妊娠中絶の規定について修正案が提出され、討論を行ない、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

優生保護法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)  
優生保護法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。  
第十四条第一項の改正規定を次のように改める。  
第十四条第一項第四号中「身体的又は経済的理由により」を削り、「健康」を「精神又は身体の健康」に改める。

○議長(前尾繁三郎君) これより採決に入ります。日程第一につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。  
次に、日程第二につき採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第四 環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
日程第五 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)  
内閣法の一部を改正する法律案(小宮山重四郎君外一名提出)  
国土総合開発庁設置法案(第七十一回国会、内閣提出)  
○森喜朗君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律案外三案 一三五二

すなわち、この際、日程第四及び第五とも、小宮山重四郎君外一名提出、内閣法の一部を改正する法律案、及び第七十一回国会、内閣提出、国土総合開発庁設置法案の両案を追加して、四案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。  
○議長(前尾繁三郎君) 森喜朗君の動議に御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

日程第四、環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律案、日程第五、恩給法等の一部を改正する法律案、内閣法の一部を改正する法律案、国土総合開発庁設置法案、右四案を一括して議題といたします。

環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。  
昭和四十九年一月二十三日  
内閣総理大臣 田中 角榮

環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律  
第一条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。  
第五条の次に次の一条を加える。  
2 環境保健部においては、第四条第二十六号に規定する事務、公害に係る健康被害の原因の科学的究明に関する事務(他の局及び附属機関の所掌に属するものを除く。)及びこれらの事務の実施に関連して必要な同条第三十一号に規定する事務(公害に係る健康被害の原因の科学的究明に関する事務を除く。)並びに公害健康被害補償不服審査会の庶務に関する事務をつかさどる。

環境庁設置法(昭和二十三年法律第二条 行政管理庁設置法の一部改正)  
七十七号)の一部を次のように改正する。  
第三条の二第二項中「を分掌する」を「のほか、環境庁の所掌事務のうち当該所掌事務に関する調査並びに資料の収集及び整理並びに環境庁の所掌行政に関する相談に関する事務を分掌する」に改め、同条第九項中「長官」を「行政管理庁長官」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。  
7 前項の部のほか、関東管区行政監警局及び近畿管区行政監警局に、総務部を置く。  
第三条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。  
4 第二項の事務のうち環境庁の所掌事務に係る事務については、環境庁長官が管区行政監警局の長を指揮監督する。  
第三条の二第二項中「を分掌する」を「のほか、環境庁の所掌事務のうち当該所掌事務に関する調査並びに資料の収集及び整理並びに環境庁の所掌行政に関する相談に関する事務を分掌する」に改め、同条第五項中「長官」を「行政管理庁長官」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。  
4 第二項の事務のうち環境庁の所掌事務に係る事務については、環境庁長官が沖繩行政監察事務所の長を指揮監督する。

附則  
この法律は、昭和四十九年七月一日から施行する。ただし、第一条の規定中公害健康被害補償不服審査会の庶務に関する事務に係る部分は、公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第百十一号)の施行の日から施行する。

理由  
環境行政の一層の推進を図るため、環境庁企画調整局に環境保健部を設置するとともに、行政管理庁の地方支分部局に環境庁の所掌事務に関する調査等の事務を分掌させる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

恩給法等の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。  
昭和四十九年二月十二日  
内閣総理大臣 田中 角榮

恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「六十万円」を「七十五万円」に、「三百万円」を「三百七十五万円」に、「三百六十万円」を「四百五十万円」に改める。

第六十五条第二項中「二万八千八百円」を「四万二千円」に、「九千六百円」を「一万二千円」に改める。

第七十五条第二項中「九千六百円」を「一万二千円」に改める。

別表第二号表中「一、二八三、〇〇〇円」を「一、五八八、〇〇〇円」に、「一、〇三九、〇〇〇円」を「一、二八六、〇〇〇円」に、「八三四、〇〇〇円」を「一、〇三二、〇〇〇円」に、「六二九、〇〇〇円」を「七七八、〇〇〇円」に、「四二八、〇〇〇円」を「六〇三、〇〇〇円」に、「三七二、〇〇〇円」を「四六一、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「一、三六四、〇〇〇円」を「一、六八九、〇〇〇円」に、「一、三三二、〇〇〇円」を「一、四〇一、〇〇〇円」に、「九七一、〇〇〇円」を「一、二〇二、〇〇〇円」に、「七九八、〇〇〇円」を「九八八、〇〇〇円」に、「六四〇、〇〇〇円」を「七九二、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「一、五〇七、五〇〇円」を「一、八六六、三〇〇円」に、「一、三八六、三〇〇円」を「一、七六六、二〇〇円」に、「一、三三三、〇〇〇円」を「一、六四〇、七〇〇円」に、「一、二七六、九〇〇円」を「一、五八〇、八〇〇円」に、「八九三、五〇〇円」を「一、一〇六、二〇〇円」に、「八五一、一〇〇円」を「一、〇五三、七〇〇円」に、「七六五、六〇〇円」を「九四七、八〇〇円」に、「六二二、四〇〇円」を「九四七、八〇〇円」に改める。

「七七〇、五〇〇円」に、「五九八、一〇〇円」を「七四〇、四〇〇円」に、「五五七、九〇〇円」を「六九〇、七〇〇円」に、「五四二、一〇〇円」を「六七一、一〇〇円」に、「五二五、七〇〇円」を「六五〇、八〇〇円」に、「四六一、一〇〇円」を「五七〇、八〇〇円」に、「四〇七、三〇〇円」を「五〇四、二〇〇円」に、「三九二、五〇〇円」を「四八五、九〇〇円」に、「三八二、〇〇〇円」を「四七二、九〇〇円」に、「三七三、〇〇〇円」を「四六一、八〇〇円」に、「三六四、〇〇〇円」を「四五〇、六〇〇円」に、「三四九、六〇〇円」を「四三二、八〇〇円」に、「三三五、五〇〇円」を「四一五、三〇〇円」に、「二九六、一六〇円」を「三六六、六四七円」に改める。

別表第五号表中「一、五〇七、五〇〇円」を「一、八六六、三〇〇円」に、「一、三八六、三〇〇円」を「一、七六六、二〇〇円」に、「一、三三三、〇〇〇円」を「一、六四〇、七〇〇円」に、「一、二七六、九〇〇円」を「一、五八〇、八〇〇円」に、「八九三、五〇〇円」を「一、〇六二、〇〇〇円」に、「七六五、六〇〇円」を「九四七、八〇〇円」に、「六二二、四〇〇円」を「九四七、八〇〇円」に、「五九八、一〇〇円」を「七四〇、四〇〇円」に、「五五七、九〇〇円」を「六九〇、七〇〇円」に、「五四二、一〇〇円」を「六七一、一〇〇円」に、「五二五、七〇〇円」を「六五〇、八〇〇円」に、「四六一、一〇〇円」を「五七〇、八〇〇円」に、「四〇七、三〇〇円」を「五〇四、二〇〇円」に、「三九二、五〇〇円」を「四八五、九〇〇円」に、「三八二、〇〇〇円」を「四七二、九〇〇円」に、「三七三、〇〇〇円」を「四六一、八〇〇円」に、「三六四、〇〇〇円」を「四五〇、六〇〇円」に、「三四九、六〇〇円」を「四三二、八〇〇円」に、「三三五、五〇〇円」を「四一五、三〇〇円」に、「二九六、一六〇円」を「三六六、六四七円」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)  
第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改

正する。  
附則第十条の二第一項中「一年以上」を「六月以上一年未満」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「昭和四十六年十月一日」を「昭和四十九年十月一日」に改め、同条に次の一項を加える。

5 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号。以下「法律第 号」という。)による改正前の第一項又は第二項の規定による一時恩給又は一時扶助料については、なお従前の例による。

附則第十七条の二第二項及び第三項中、「旧軍属」を「旧軍属」と、「昭和四十九年十月一日」とあるのは「昭和四十六年十月一日」に改める。

附則第二十二條の三中「二万八千八百円」を「四万二千円」に改める。

附則第二十七條ただし書中「二十九万六千六百円」を「三十六万六千六百四十七円」に、「二十二万二千二百二十円」を「二十七万四千九百八十五円」に改める。

附則第四十二條第一項に次の一号を加える。  
五 外国政府職員となるため公務員を退職し外国政府職員として引き続き在職した者又は外国政府職員として引き続き在職しその後において公務員となつた者で、次に掲げる者のいずれかに該当するもの 当該外国政府職員としての在職年月数  
イ 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、外国政府又は日本政府がその運営に関与していた法人その他の団体の職員となるため外国政府職員を退職し、当該法人その他の団体の職員として昭和二十年八月八日まで引き続き在職していた者  
ロ 外国政府職員としての職務に起因する負傷又は疾病のため、外国政府職員として引き続き昭和二十年八月八日まで在職

することができなかつた者  
附則第四十二條第二項中「外国政府職員としての在職年月数」の下に「旧軍人又は警察監獄職員に相当する外国政府職員としての在職年月数を除く。」を加え、同条第三項中「第二号に掲げる者」を「第二号又は第五号に掲げる者(第五号に掲げる者にあつては、外国政府職員を退職した後公務員とならなかつた者に限る。)」に改め、同条第六項中「外国政府職員となつた者で」を「外国政府職員となつた者で」に改め、「事情にあるもの」の下に「又は公務員を退職した後本属庁その他の官公署の要請に応じ、外国政府職員となつた者」を加える。

附則第四十二條の四に次の一条を加える。  
第四十二條の五 附則第二十四條の四第二項並びに第四十一條第二項及び第四項の規定は、法律第 号による改正後の附則第四十二條の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。この場合において、附則第二十四條の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和四十九年十月一日」と、附則第四十一條第二項中「ものうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から」とあるのは「もの又はその遺族は、昭和四十九年十月一日から」と、同条第四項中「昭和三十六年十月」とあるのは「昭和四十九年十月」と読み替へるものとする。

2 附則第二十四條の四第三項の規定は、公務員としての在職年(外国政府職員となる前の公務員としての在職年を除く。)に基づき一時恩給又は一時扶助料を受けた者がある場合における法律第 号による改正後の附則第四十二條の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

附則第四十三條の二第一項中「並びに第四十

昭和四十九年五月二十四日 衆議院會議録第三十四号

環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律案外三案

一三五四

二条の二を、第四十二条の二並びに第四十二条の五に改める。  
附則第四十五条第一項第一号中「法令を官」の下に「。次条において同じ」を加え、同条第三項を削り、同条を附則第四十六条とし、附則第四十四条の次に次の一条を加える。  
(恩給法施行前の在職年を有する者等についての特例)

第四十五条 恩給法第八十五条第一項若しくは第九十条第一項又は恩給法の一部を改正する法律(昭和八年法律第五十号)附則第二条、第十八条若しくは第十九条の規定(以下この項において「在職年に関する経過規定」という。)により在職年の計算について従前の例によることとされた者で、恩給法の規定を適用したとしたならば恩給の基礎在職年に算入されることとなる在職年を有するものの普通恩給の基礎在職年の計算については、加算年に関する規定を除き、在職年に関する経過規定にかかわらず、恩給法の規定の例による。

2 附則第二十四条の四第二項並びに第四十一条第二項及び第四項の規定は、前項の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。この場合において、附則第二十四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和四十九年十月一日」と、附則第四十一条第二項中「ものうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から」とあるのは「もの又はその遺族は、昭和四十九年十月一日から」と、同条第四項中「昭和三十六年十月」とあるのは「昭和四十九年十月」と読み替えるものとする。

附則に次の三条を加える。  
第四十七条 昭和二十年八月十五日以後に犯した罪により、旧陸軍軍法會議法(大正十年法律第八十五号)又は旧海軍軍法會議法(大正十年法律第九十一号)に基づき軍法會議(昭和

和二十年勅令第六百五十八号に基づく復員裁判所並びに昭和二十一年勅令第二百七十八号により軍法會議及び復員裁判所の後継裁判所又は上訴裁判所とされた裁判所を含む。次条において同じ。)において禁錮以上の刑に処せられ、恩給法第九条又は第五十一条の規定により恩給を受ける権利又は資格を失つた公務員で、その刑に処せられなかつたとしたならば年金たる恩給を受ける権利を有すべきであつたものうち、恩給法の規定により刑の言渡しの効力が失われたものとされた者又はその遺族は、前条の規定の適用がある場合を除き、昭和四十九年十月一日から、当該年金たる恩給を受ける権利又はこれに基づく扶助料を受ける権利若しくは資格を取得するものとする。

第四十八条 併合罪について併合して禁錮以上の刑(前条に規定する罪により軍法會議において処せられた刑以外の刑にあつては、三年(昭和二十二年五月二日以前にあつては二年)以下の懲役又は禁錮の刑に限る。)に処せられ、恩給法第九条又は第五十一条の規定により恩給を受ける権利又は資格を失つた公務員のうち、その刑に処せられなかつたとしたならば年金たる恩給を受ける権利を有すべきであつた者が、併合罪中ある罪について大赦を受けた場合において、大赦を受けなかつた罪に当たるとしての行為が大赦を受けた罪に当たるとして通常随伴するものであるときは、当該公務員又はその遺族は、前二条の規定の適用がある場合を除き、昭和四十九年十月一日(同日以後併合罪中ある罪について大赦を受けた者については、大赦を受けた日の属する月の翌月の初日)から、当該年金たる恩給を受ける権利又はこれに基づく扶助料を受ける権利若しくは資格を取得するものとする。ただし、刑法第五十二条の規定により別に定められた刑が三年(昭和二十二年五月二日以

前にあつては二年)を超える懲役又は禁錮の刑である場合は、この限りでない。  
第四十九条 前三条の規定は、公務員の死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当した遺族については、適用しない。  
附則別表第一を次のように改める。  
附則別表第一

階級	仮定俸給年額
大將	二、九七二、二〇〇円
中將	二、四五〇、〇〇〇円
少將	一、九一三、三〇〇円
大佐	一、六四〇、七〇〇円
中佐	一、五六五、九〇〇円
少佐	一、二二六、八〇〇円
大尉	一、〇二六、四〇〇円
中尉	八一〇、六〇〇円
少尉	六九〇、七〇〇円
准士官	六三五、二〇〇円
曹長又は上等兵曹	五二〇、一〇〇円
軍曹又は一等兵曹	四八五、九〇〇円
伍長又は二等兵曹	四七二、九〇〇円
兵	四三二、八〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「二五七、〇〇〇円」を「三四九、〇〇〇円」に、「三四六、〇〇〇円」を「四二九、〇〇〇円」に改める。  
 附則別表第五中「三二一、〇〇〇円」を「三九七、〇〇〇円」に、「二四四、〇〇〇円」を「三

〇二、〇〇〇円」に、「一九二、〇〇〇円」を「二三八、〇〇〇円」に、「一六七、〇〇〇円」を「二〇六、〇〇〇円」に、「十分の七・五」を「十分の八・五」に改める。  
 附則別表第六を次のように改める。

附則別表第六

仮定	俸給年額	金	額
二、	九七一、二〇〇円	二、	八六五、五〇〇円
二、	四五〇、〇〇〇円	二、	三九七、一〇〇円
一、	九一三、三〇〇円	一、	八六六、三〇〇円
一、	六四〇、七〇〇円	一、	五八〇、八〇〇円
一、	五六五、九〇〇円	一、	四九〇、七〇〇円
一、	二二六、八〇〇円	一、	一七三、〇〇〇円
一、	〇二六、四〇〇円		九四七、八〇〇円
	八一〇、六〇〇円		七四〇、四〇〇円
	六九〇、七〇〇円		六五〇、八〇〇円
	六三五、二〇〇円		五七〇、八〇〇円
	五二〇、一〇〇円		四七二、九〇〇円
	四八五、九〇〇円		四五〇、六〇〇円
	四七二、九〇〇円		四三二、八〇〇円
	四三二、八〇〇円		三八〇、四〇〇円

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正)  
 第三条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。  
 第十条の三の次に次の一条を加える。  
 第十条の四 旧琉球大学において教育事務に従事した職員で昭和四十一年七月一日前に退職したもののについては、旧琉球大学において教育事務に従事する職員として在職していた期間、第四条第一項の政令で定める琉球諸島民政府職員として在職していたものとみなす。  
 2 第十条の二第二項の規定は、前項の規定により琉球諸島民政府職員として在職していたものとみなされた期間を有する同項の旧琉球大学の職員について準用する。  
 (旧軍人等の遺族に対する恩給等の特別に関する法律の一部改正)  
 第四条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特別に

関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。  
 第三条第二項ただし書中「二十二万二千二百十円」を「二十七万四千九百八十五円」に改める。  
 (恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)  
 第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。  
 附則第八条の見出し中「長期在職者」を「長期在職者等」に改め、同条第一項を次のように改める。  
 普通恩給又は扶助料で、次の表の上欄の区分別に対応する同表の中欄に掲げる区分のいずれかに該当するもの昭和四十九年十月分以降の年額がそれぞれ同表の上欄及び中欄に掲げる区分に対応する同表の下欄に掲げる額に満たないときは、当該下欄に掲げる額をもつてその年額とする。

普通恩給又は扶助料	普通恩給又は扶助料の基礎在職年に算入されている実在職年の年数	金	額
六十五歳以上の者に給する普通恩給	普通恩給についての最短恩給年限以上		三十二万一千六百元
六十五歳以上の者に給する普通恩給	九年以上普通恩給についての最短恩給年限未満		二十四万一千二百元
六十五歳未満の者に給する普通恩給	九年未満		十六万八百元
六十五歳未満の者に給する普通恩給	普通恩給についての最短恩給年限以上		二十四万一千二百元
六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻若しくは子に給する扶助料	普通恩給についての最短恩給年限以上		十六万八百元
六十五歳未満の者に給する扶助料(妻又は子に給する扶助料を除く)	九年以上普通恩給についての最短恩給年限未満		十二万六百元
	九年未満		八万四百元
六十五歳未満の者に給する扶助料(妻又は子に給する扶助料を除く)	普通恩給についての最短恩給年限以上		十二万六百元

昭和四十九年五月二十四日 衆議院會議録第三十四号 環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律案外三案

一三五六

附則第八條第二項を削り、同条第三項中「前二項を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「昭和四十七年九月三十日」を「昭和四十九年九月三十日」に改め、「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。  
(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六條 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。  
附則第十三條第二項の表中「九六二、二五〇円」を「一、一九一、〇〇〇円」に、「七七九、二五〇円」を「九六四、五〇〇円」に、「六二五、五〇〇円」を「七七四、〇〇〇円」に、「四七一、七五〇円」を「五八三、五〇〇円」に、「三六六、〇〇〇円」を「四五二、二五〇円」に、「二七九、〇〇〇円」を「三四五、七五〇円」に、「二五九、五〇〇円」を「三二一、七五〇円」に、「二四〇、七五〇円」を「二九七、七五〇円」に、「一八三、〇〇〇円」を「二二六、五〇〇円」に、「一四四、〇〇〇円」を「一七八、五〇〇円」に、「一二五、二五〇円」を「一五四、五〇〇円」に、「一九二、七五〇円」を「二六一、七五〇円」に、「十分の七・五」を「十分の八・五」に改め、同条第三項中「二万八千八百円」を「四万二千円」に、「九千六百円」を「一万二千円」に改める。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。  
(文官等の恩給年額の改定)  
第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八法律第五十五号。以下「法律第五十五号」といふ。))附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」といふ。))を除く。附則第十一條を除き、以下同じ。若しくは公務員に準ずる者(法律第五十五号附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」といふ。))を除く。以下同じ。又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料(次項に規定する普通恩給又は扶助料を除く)については、昭和四十九年十月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額(昭和四十五年四月一日以後に退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。))した公務員又は公務員に準ずる者に係る場合にあつては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額に一・一五三を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。))を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

公務員若しくは公務員に準ずる者又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料で、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第八十号)附則第三條ただし書(同法附則第二條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。))の規定によりその年額を改定されたものについては、昭和四十九年十月分以降、その年額を、同法附則(第三條ただし書を除く。))及び恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第六十号)附則の規定を適用したとしたならば昭和四十九年九月三十日において受けることとなる恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。この場合において、当該年額が、これらの者の昭和四十九年九月三十日において受ける恩給の年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額に一・一五三を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。))を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし

て改正後の恩給法及び法律第五十五号附則の規定によつて算出して得た年額より少ないときは、一・一五三を乗じて得た額より算出した年額をもつて改定年額とする。  
(傷病恩給等に関する経過措置)  
第三条 増加恩給(第七項の増加恩給を除く。))については、昭和四十九年十月分以降、その年額(恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。))を、改正後の恩給法別表第二号表の年額に改定する。  
第四条 昭和四十九年九月三十日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額については、なお従前の例による。  
第五条 第七項の増加恩給については、昭和四十九年十月分以降、その年額(法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。))を、改正後の法律第五十五号附則別表第四の年額に改定する。

第六條 傷病年金については、昭和四十九年十月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。))を、改正後の法律第五十五号附則別表第五の年額に改定する。  
第七條 特例傷病恩給については、昭和四十九年十月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」といふ。))附則第十三條第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。))を、改正後の法律第八十一号附則第十三條第二項に規定する年額に改定する。  
第八條 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和四十九年十月分以降、その加給の年額を、四万二千円に改定する。

その加給の年額を、当該扶養家族の一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき一万二千円)として算出して得た年額に改定する。  
第九條 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、昭和四十九年十月分以降、その加給の年額を、扶養遺族の一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき一万二千円)として算出して得た年額に改定する。  
(旧軍人等の恩給年額の改定)  
第十條 旧軍人若しくは旧軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和四十九年十月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(同法附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する同法附則別表第六の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、同法附則及び改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特別に関する法律の規定によつて算出して得た年額に改定する。  
(法律第五十五号附則第四十二條の改正等に伴う経過措置)  
第十一條 改正後の法律第五十五号附則第四十二條(同法附則第四十三條及び第四十三條の二)において準用する場合を含む。))又は第四十五條の規定により普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算において新たに加えられべき年月数を有することとなる者に係る普通恩給又は扶助料については、昭和四十九年十月分以降、その年額を、改正後の恩給法及び法律第五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。  
(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)  
第十二條 改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十

その加給の年額を、当該扶養家族の一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき一万二千円)として算出して得た年額に改定する。  
第九條 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、昭和四十九年十月分以降、その加給の年額を、扶養遺族の一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき一万二千円)として算出して得た年額に改定する。  
(旧軍人等の恩給年額の改定)  
第十條 旧軍人若しくは旧軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和四十九年十月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(同法附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する同法附則別表第六の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、同法附則及び改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特別に関する法律の規定によつて算出して得た年額に改定する。  
(法律第五十五号附則第四十二條の改正等に伴う経過措置)  
第十一條 改正後の法律第五十五号附則第四十二條(同法附則第四十三條及び第四十三條の二)において準用する場合を含む。))又は第四十五條の規定により普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算において新たに加えられべき年月数を有することとなる者に係る普通恩給又は扶助料については、昭和四十九年十月分以降、その年額を、改正後の恩給法及び法律第五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。  
(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)  
第十二條 改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十

八年法律第五十六号)第十条の四の規定により普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算において新たに加えられるべき期間を有することとなる者に係る普通恩給又は扶助料については、昭和四十九年十月分以降、その年額を、同法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(老齢者等の恩給年額についての特例)

第十三条 七十歳以上の者又は増加恩給、傷病年金若しくは特例傷病恩給を受ける七十歳未満の者に給する普通恩給及び七十歳以上の者又は七十歳未満の妻若しくは子に給する扶助料の年額の算定の基礎となる普通恩給で、その基礎在職年に算入されている実在職年の年数が普通恩給についての最短恩給年限を超えるものの年額は、昭和四十九年十月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)附則第八條第一項の規定により同項の表の下欄に掲げる額をもつてその年額とされている普通恩給及び扶助料については、同項の規定を適用しないこととした場合の普通恩給及び扶助料の年額の算定の基礎となる普通恩給の額)に、当該恩給の基礎在職年に算入されている実在職年の年数が普通恩給についての最短恩給年限を超える一年ごとに、その年額の計算の基礎となつて居る俸給年額の三百分の一に相当する金額を加えた額とする。

(教育職員等の勤続在職年についての加給に関する特例)

第十四条 普通恩給で、次の各号に掲げる公務員としての在職年をそれぞれ当該各号に掲げる学校の教育職員としての在職年とみなし、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号。以下「法律第八十七号」という。)による改正前の恩給法第六十二條第三項若しくは第四項、法律第五十五号による改正前の法律第八十七号附則第十項、法律第五十五号附則第三十九條又は恩給法等の一部を改正する法律(昭

和四十五年法律第九十九号)附則第十一條の規定を適用したとしたならば、これらの規定により勤続在職年についての加給が付せられることとなるものについては、これらの規定の例により加給する。

- 一 法律第八十七号による改正前の恩給法第六十二條第三項に規定する学校(以下「第三項の学校」という。)の教育職員(教育職員とみなされる者を含む。以下同じ。)が引き続き同条第四項に規定する学校(以下「第四項の学校」という。)の教育職員となつた場合又は第四項の学校の教育職員が引き続き第三項の学校の教育職員となつた場合における第三項の学校の教育職員としての在職年 第四項の学校の教育職員としての在職年 第三項の学校
- 二 公立師範学校附属小学校の教育職員としての在職年 第三項の学校
- 三 第三項の学校(師範学校に附属する小学校その他これに相当する学校を含む。)において教育事務に従事した文官としての在職年 第三項の学校
- 四 第四項の学校(高等師範学校に附属する中等学校その他これに相当する学校を含む。)において教育事務に従事した文官としての在職年 第四項の学校

- 2 前項の規定により加給される普通恩給又は扶助料については、昭和四十九年十月分以降、その年額を、改正後の恩給法、法律第五十五号附則及び同項の規定によつて算出して得た年額に改定する。
- (職権改定)

第十五条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第十一条、第十二条及び前条の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行ふ。

第十六条 改正後の恩給法第五十八條ノ四の規定は、昭和四十九年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。

附則別表

恩給年額の計算の基礎となつて居る俸給年額	仮定俸給年額
二四四、一〇〇円	三〇二、二〇〇円
二五一、〇〇〇円	三一〇、七〇〇円
二五六、八〇〇円	三二七、九〇〇円
二六五、一〇〇円	三三八、二〇〇円
二七〇、一〇〇円	三三四、四〇〇円
二七九、五〇〇円	三四六、〇〇〇円
二九三、一〇〇円	三六二、九〇〇円
三〇七、三〇〇円	三八〇、四〇〇円
三一一、二〇〇円	三九七、六〇〇円
三三三、五〇〇円	四一五、三〇〇円
三四九、六〇〇円	四三二、八〇〇円
三六四、〇〇〇円	四五〇、六〇〇円
三七三、〇〇〇円	四六一、八〇〇円
三八二、〇〇〇円	四七二、九〇〇円
三九二、五〇〇円	四八五、九〇〇円
四〇七、三〇〇円	五〇四、二〇〇円

昭和四十九年五月二十四日 衆議院會議録第三十四号 環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律案外三案

一三五八

四二〇、一〇〇円	五二〇、一〇〇円
四三三、〇〇〇円	五三四、八〇〇円
四四六、五〇〇円	五五二、八〇〇円
四六一、一〇〇円	五七〇、八〇〇円
四七七、一〇〇円	五九〇、六〇〇円
四九三、一〇〇円	六一〇、五〇〇円
五二三、一〇〇円	六三五、二〇〇円
五二五、七〇〇円	六五〇、八〇〇円
五四二、一〇〇円	六七二、一〇〇円
五五七、九〇〇円	六九〇、七〇〇円
五八九、七〇〇円	七三〇、〇〇〇円
五九八、一〇〇円	七四〇、四〇〇円
六二二、四〇〇円	七七〇、五〇〇円
六五四、八〇〇円	八一〇、六〇〇円
六九〇、五〇〇円	八五四、八〇〇円
七〇八、七〇〇円	八七七、四〇〇円
七二六、一〇〇円	八九八、九〇〇円
七五一、〇〇〇円	九二九、七〇〇円

一、四四七、一〇〇円	一、七九一、五〇〇円
一、三八六、三〇〇円	一、七二六、二〇〇円
一、三三五、三〇〇円	一、六四〇、七〇〇円
一、二七六、九〇〇円	一、五八〇、八〇〇円
一、二六四、九〇〇円	一、五六五、九〇〇円
一、二〇四、一〇〇円	一、四九〇、七〇〇円
一、一四三、四〇〇円	一、四一五、五〇〇円
一、一一三、四〇〇円	一、三七八、四〇〇円
一、〇八二、八〇〇円	一、三四〇、五〇〇円
一、〇三三、〇〇〇円	一、二七八、九〇〇円
九八二、九〇〇円	一、二二六、八〇〇円
九四七、五〇〇円	一、一七三、〇〇〇円
九三六、四〇〇円	一、一五九、三〇〇円
八九三、五〇〇円	一、一〇六、二〇〇円
八五一、一〇〇円	一、〇五三、七〇〇円
八二九、一〇〇円	一、〇二六、四〇〇円
八〇八、一〇〇円	一、〇〇〇、四〇〇円
七六五、六〇〇円	九四七、八〇〇円

昭和四十九年五月二十四日 衆議院会議録第三十四号 環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律案外三案

一、五〇七、五〇〇円	一、八六六、三〇〇円
一、五四五、五〇〇円	一、九一三、三〇〇円
一、五八六、二〇〇円	一、九六三、七〇〇円
一、六六四、四〇〇円	二、〇六〇、五〇〇円
一、七四三、五〇〇円	二、一五八、五〇〇円
一、七八三、四〇〇円	二、二〇七、八〇〇円
一、八二一、九〇〇円	二、二五五、五〇〇円
一、九〇〇、五〇〇円	二、三五二、八〇〇円
一、九三六、三〇〇円	二、三九七、一〇〇円
一、九七九、〇〇〇円	二、四五〇、〇〇〇円
二、〇五七、三〇〇円	二、五四六、九〇〇円
二、一四三、〇〇〇円	二、六五三、〇〇〇円
二、一八七、〇〇〇円	二、七〇七、五〇〇円
二、二二八、七〇〇円	二、七五九、一〇〇円
二、二七二、四〇〇円	二、八一三、二〇〇円
二、三三四、六〇〇円	二、八六五、五〇〇円
二、四〇〇、〇〇〇円	二、九七一、二〇〇円
二、四八五、五〇〇円	三、〇七七、〇〇〇円

二、五二七、七〇〇円	三、一二九、三〇〇円
二、五七二、〇〇〇円	三、一八二、九〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつて居る俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その年額に一・二三八を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、仮定俸給年額とする。

**理 由**

最近の経済情勢にかんがみ、恩給年額について、その額の引上げ、高齢者等に対する特例の設定等を行うとともに、下士官以上の旧軍人に対する一時恩給、教育職員の勤続加給、外国政府職員等の在職期間の通算等について所要の改善措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

内閣法の一部を改正する法律案  
右の議案を提出する。  
昭和四十九年五月二十四日  
提出者 小宮山重四郎 受田 新吉  
賛成者 愛野興一郎外五十二名

内閣法の一部を改正する法律  
内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一項中「十九人」を「二十人」に改める。  
附 則  
この法律は、公布の日から施行する。

**理 由**

行政事務の複雑化に伴い、この際、国務大臣の定数を一人増加する必要がある。これが、この法

律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費としては、平年度約千七百万円の見込みであつて、昭和四十九年度予算に計上済みである。

国土総合開発庁設置法案  
右  
国会に提出する。  
昭和四十八年二月七日  
内閣総理大臣 田中 角榮

国土総合開発庁設置法  
(目的)  
第一条 この法律は、国土総合開発庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。  
(設置)  
第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、国土総合開発庁を設置する。  
(任務)  
第三条 国土総合開発庁は、国土の均衡ある発展を図り、豊かで住みよい地域社会の形成に寄与するため、国土の総合開発に関する行政を総合的に推進することをその主たる任務とする。

昭和四十九年五月二十四日 衆議院會議録第三十四号 環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律案外三案

(所掌事務及び権限)

第四条 国土総合開発庁の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基づく命令を含む)に従つてなされなければならない。

- 一 国土の総合開発に関する総合的かつ基本的な政策及び計画を企画し、立案し、及び推進すること。
- 二 人口及び産業が過度に集中している大都市の機能の改善に関する総合的かつ基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること。
- 三 地方における都市及び農山漁村の整備に関する総合的かつ基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること。
- 四 首都圏整備計画、近畿圏整備計画及び中部圏開発整備計画の実施に関する事務について必要な調整を行ない、及びその実施を推進すること。
- 五 東北開発促進計画、九州地方開発促進計画、四国地方開発促進計画、北陸地方開発促進計画及び中国地方開発促進計画の実施に関する事務について必要な調整を行なうこと。
- 六 地価対策その他土地に関する総合的かつ基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること。
- 七 長期的な水の需給に関する総合的かつ基本的な政策及び計画を企画し、立案し、及び推進すること。
- 八 総合的な交通施設の体系の整備方針に関し、基本的な政策を企画し、立案し、及び推進し、並びに関係行政機関の事務を調整すること。
- 九 国土の総合開発に関する基本的な政策及び計画について、関係行政機関の事務の調整を行なうこと。
- 十 国土総合開発計画に関する調査及び国土総合開発計画の実施の調整を行なうこと。
- 十一 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地

域の開発整備のための大規模な事業(北海道又は沖縄県の区域内において行なわれるものを除く。次号において同じ。)について、関係行政機関の事務の調整を行なうこと。

- 十二 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の開発整備のための大規模な事業に係る政令で定める事業に関する経費について関係行政機関が行なう見積りの方針及び配分の計画の調整を行なうこと。
- 十三 全国的な幹線交通網を形成する政令で定める施設の整備に関する経費の見積りの方針の調整を行なうこと。
- 十四 災害に関する施策(他の行政機関の所掌に属するものを除く。)を企画し、立案し、及び推進し、並びに関係行政機関の災害に関する事務について必要な調整を行なうこと。
- 十五 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)の施行に関する事務(他の行政機関の所掌に属するものを除く。)を処理すること。
- 十六 首都圏の既成都市街地における工業等の制限に関する法律(昭和三十四年法律第十七号)の施行に関する事務を処理すること。
- 十七 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律(昭和三十九年法律第四百十四号)の施行に関する事務を処理すること。
- 十八 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第四百十五号)の施行に関する事務(他の行政機関の所掌に属するものを除く。)を処理すること。
- 十九 地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)の施行に関する事務を処理すること。
- 二十 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和十八年法律第五十二号)の施行に関する事務を処理すること。
- 二十一 不動産鑑定士特別試験及び不動産鑑定士補特別試験に関する法律(昭和四十五年法

律第十五号)の施行に関する事務を処理すること。

- 二十二 次に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項について内閣総理大臣を補佐すること。
- イ 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百十五号)
- ロ 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)
- ハ 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一号)
- ニ 筑波研究学園都市建設法(昭和四十五年法律第七十三号)
- ホ 近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百十九号)
- ヘ 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律
- ト 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第三号)
- チ 琵琶湖総合開発特別措置法(昭和四十七年法律第六十四号)
- リ 中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二百二号)
- ヌ 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律(昭和四十二年法律第二百二号)
- ル 東北開発促進法(昭和三十二年法律第一百十号)
- ヲ 九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)
- ワ 四国地方開発促進法(昭和三十五年法律第六十三号)
- カ 北陸地方開発促進法(昭和三十五年法律第七十一号)
- コ 中国地方開発促進法(昭和三十五年法律第七十二号)

一三六〇

タ 低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)

- レ 新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第一百七十七号)
- ソ 工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第四十六号)
- ツ 特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)
- ネ 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)
- ナ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)
- ラ 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)
- ム 過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号)
- ウ 奄美群島振興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)
- キ 小笠原諸島復興特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)
- ノ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第三十二号)
- オ 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)
- ク 国土調査促進特別措置法(昭和三十七年法律第四十三号)
- ヤ 水資源開発促進法(昭和三十六年法律第二百十七号)
- マ 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)
- ケ 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)
- フ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)
- コ 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法(昭和三十三年法律第七十二号)

エ 北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)(同法第十九条に規定する業務のうち東北地方に係る業務に関する部分に限る。)

テ 東北開発株式会社法(昭和十一年法律第十五号)

二十三 国土総合開発庁の所掌事務に関する調査及び研究に関する事務並びに国土総合開発庁の所掌事務に関する統計その他の資料の収集、整理及び保管に関する事務を行なうこと。

二十四 国土総合開発庁の所管行政に関する広報を行ない、部内の人事、会計及び庶務に関する事務を処理し、並びに職員に貸与する宿舍その他職員の厚生及び保健のために必要な施設を設け、かつ、これを管理すること。

二十五 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づき命令を含む)に基づき国土総合開発庁に属せられた事務を行なうこと。

(内部部局及び所掌事務)

第五条 国土総合開発庁に、長官官房及び次の五局を置く。

計画局

調整局

土地・水資源局

大都市圏整備局

地方振興局

2 長官官房においては、前条第十四号に規定する事務、同条第二十二号に規定する事務のうち同号からコマまでに掲げる法律に係る事務、同条第二十三号に規定する事務(他の局の所掌に属するものを除く)、同条第二十四号に規定する事務、庁務の総合調整に関する事務及び他の局の所掌に属しない事務をつかさどる。

3 計画局においては、前条第一号に規定する事務、同条第九号に規定する事務(調整局の所掌

に属するものを除く)、同条第二十二号に規定する事務のうち同号イに掲げる法律に係る事務及びこれらの事務の実施に関連して必要な同条第二十三号に規定する事務をつかさどる。

4 調整局においては、前条第八号に規定する事務、同条第九号に規定する事務(公共施設その他の施設の整備に関する計画に係るものに限る)、同条第十号、第十二号及び第十三号に規定する事務並びにこれらの事務の実施に関連して必要な同条第二十三号に規定する事務をつかさどる。

5 土地・水資源局においては、前条第六号、第七号及び第十九号から第二十一号までに規定する事務、同条第二十二号に規定する事務のうち同号イからマまでに掲げる法律に係る事務並びにこれらの事務の実施に関連して必要な同条第二十三号に規定する事務及び土地鑑定委員会の庶務に関する事務をつかさどる。

6 大都市圏整備局においては、前条第二号及び第四号に規定する事務、同条第十一号に規定する事務(首都圏、近畿圏又は中部圏の地域に係る事業に係るものに限る)、同条第十五号から第十八号までに規定する事務、同条第二十二号に規定する事務のうち同号ロからヌまでに掲げる法律に係る事務並びにこれらの事務の実施に関連して必要な同条第二十三号に規定する事務をつかさどる。

7 地方振興局においては、前条第三号及び第五号に規定する事務、同条第十一号に規定する事務(大都市圏整備局の所掌に属するものを除く)、同条第二十二号に規定する事務のうち同号ルからノまで、エ及びテに掲げる法律に係る事務並びにこれらの事務の実施に関連して必要な同条第二十三号に規定する事務をつかさどる。

第六条 土地・水資源局に、水資源部を置く。

2 水資源部においては、第四条第七号に規定する事務、同条第二十二号に規定する事務のうち同号ヤ及びマに掲げる法律に係る事務並びにこれらの事務の実施に関連して必要な同条第二十三号に規定する事務をつかさどる。

(長官)

第七条 国土総合開発庁の長は、国土総合開発庁長官とし、国務大臣をもって充てる。

2 国土総合開発庁長官(以下「長官」という。)は、国土の総合開発を図るため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

3 長官は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、国土の総合開発に関する重要事項について報告し、及びその報告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

4 長官は、前項の規定により報告した重要事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し当該事項について内閣法(昭和二十二年法律第五号)第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

(特別な職)

第八条 長官官房に、官房長を置く。

2 官房長は、命を受け、長官官房の事務を掌理する。

3 調整局及び地方振興局に、それぞれ次長一人を置く。

4 次長は、局長を助け、局務を整理する。

5 地方振興局に、東北開発株式会社監理官一人を置く。

6 東北開発株式会社監理官は、命を受け、東北開発株式会社法第二十四条に定める事務を行なう。

(附属機関)

第九条 土地鑑定委員会は、国土総合開発庁の附

属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、次に掲げるとおりとする。

一 地価公示法、不動産の鑑定評価に関する法律及び不動産鑑定士特別試験及び不動産鑑定士補特別試験に関する法律の規定によりその権限に属せられた事項を行なうこと。

二 長官の諮問に応じて不動産の鑑定評価に関する重要事項を調査審議し、又は当該事項について長官に建議すること。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十八年七月一日から施行する。

(内閣法の一部改正)

第二条 内閣法の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「十九人」を「二十人」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)

第三条 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

第七条第四項に後段として次のように加える。

第二項の規定は、部にかえて局を置く庁の官房及び局について、これを準用する。

別表第一総理府の項中「首都圏整備委員会」を削り、「沖繩開発庁」を「国土総合開発庁」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条の六」を「第十六条の三」に改める。

第十五条第一項の表中北陸地方開発審議会の項の次に次のように加える。

昭和三十九年五月二十四日 衆議院会議録第三十四号 環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律案外三案

昭和四十九年五月二十四日 衆議院會議録第三十四号 環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律案外三案

一三六二

首都圏整備審議会

首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

第十五条第一項の表中離島振興対策審議会の項の次に次のように加える。

奄美群島振興審議会

奄美群島振興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

小笠原諸島復興審議会

小笠原諸島復興特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

第十六条の四から第十六条の六までを削る。

第十七条中「首都圏整備委員会」を削り、「沖繩開発庁」を「沖繩開発庁」に改める。

第十八条の表中首都圏整備委員会の項を削り、沖繩開発庁の項の次に次のように加える。

国土総合開発法(昭和四十八年法律第...号)

(経済企画庁設置法の一部改正)

第五条 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条中第十五号から第十五号の六までを削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を削り、第十八号を第十六号とし、同条第十九号中「第十五号から前号まで」を「前二号」に改め、同号を同条第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)に基づく内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。

第四条中第二十号及び第二十号の二を削り、第二十一号を第十九号とする。

第五条中「六局」を「五局」に改め、「総合開発局」を削る。

第九条を次のように改める。

第九條 削除

第十二条第三項及び第四項を削る。

(建設省設置法の一部改正)

第六条 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百十

三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「国土計画」を「建設省の所管行政に係る国土計画」に改め、同条第十八号中「宅地制度」を「宅地の供給」に改め、同条第十八号の四から第十八号の六までを削り、第十八号の七を第十八号の四とする。

第四条第三項中「同条第五号の五に規定する事務のうち新市街地の造成を目的とする土地区画整理事業(幹線街路その他の重要な公共施設で都市計画において定められたものの用に供する土地の造成を主たる目的とするものを除く。次条第三項において同じ。)の実施、指導、助成及び監督に関するもの、前条第五号の十一及び第五号の十二に規定する事務、同条を同条第五号の十一、第五号の十二、第六号の六、「に」を「第十八号の七を第十八号の四」に改め、同条第四項中「第五号の四までに規定する事務、同条第五号の五に規定する事務(計画局の所掌に属するものを除く。)、同条第五号の六から」を削り、「同条第五号の十に規定する事務及び同条第六号」を並びに同条第五号の十、第六号から第六号の五まで及び第七号」に改める。

第四条の二第一項中「計画局に宅地部を」を削り、同条第三項を削り、同条第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十条第一項の表住宅地審議会の項中「宅地制度、不動産の鑑定評価」を「宅地の供給」に改め、同表中土地鑑定委員会の項を削る。

(自治省設置法の一部改正)

第七条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十一号の二を削り、第十一号の三を第十一号の二とし、第十一号の四及び第十四号の六を削り、第十四号の七を第十四号の六とし、第十四号の八を第十四号の七とし、第十四号の九を削る。

第九条中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号を削り、第二十号を第十八号とする。

第十条第一項中第五号の三を削り、第五号の四を第五号の三とし、第五号の五を第五号の四とし、第五号の六を削る。

第二十三条の三を削り、第二十三条の四を第二十三条の三とし、第二十三条の五を削る。

(国土総合開発法の一部改正)

第八条 国土総合開発法の一部を次のように改正する。

本則中「経済企画庁長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第七条の二第二項中「建設大臣」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第十四条第一項中「首都圏整備計画」及び「首都圏整備委員会」を削り、同条第二項中「北陸地方開発促進計画」の下に「首都圏整備計画」を加える。

(首都圏整備法の一部改正)

第九条 首都圏整備法の一部を次のように改正する。

目次中「首都圏整備委員会」を「首都圏整備審議会」に改める。

第二章 首都圏整備委員会を「第二章 首都圏整備審議会」に改める。

本則(第十八条を除く。)(中)委員会を「内閣総理大臣」に、「委員会規則」を「総理府令」に改める。

第三条から第十七条までを次のように改める。

第三条から第十七条まで 削除

第十八条の見出しを「(設置及び所掌事務)」に改め、同条第一項中「委員会」を「総理府に、附属機関として」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、首都圏整備計画の策定及び実施に関する重要事項その他審議会の権限に属せられた事項について調査審議する。

3 審議会は、首都圏整備計画の策定及び実施に関する重要事項について内閣総理大臣に意見を述べることができる。

第十九条に見出しとして「(組織及び運営)」を附し、同条第一項中「四十八人」を「四十九人」に改め、同項第三号中「十一人」を「十二人」に改める。

第三十条の次に次の一条を加える。

(国会に対する報告等)

第三十条の二 政府は、毎年度、国会に対し首都圏整備計画の策定及び実施に関する状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正)

第十条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

本則(第十八条の二第一項及び第三十五条を除く。)(中)首都圏整備委員会を「国土総合開発庁長官」に、「委員会規則」を「総理府令」に改める。

第十八条の二第一項中「首都圏整備委員会規則(以下「委員会規則」という。)」を「総理府令」に改める。

第三十五条中「首都圏整備委員会」を「国」に改める。

(首都圏の既成市街地における工業等の制限に  
関する法律の一部改正)  
第十一条 首都圏の既成市街地における工業等の  
制限に関する法律の一部を次のように改正す  
る。

第八条第二項中「首都圏整備委員会その他の」  
を「国土総合開発庁長官及び」に改め、同条第三  
項中「首都圏整備委員会の委員長」を「国土総合  
開発庁長官」に改める。

第十四条中「首都圏整備委員会及びその他の」  
を削る。

(首都圏近郊緑地保全法の一部改正)  
第十二条 首都圏近郊緑地保全法の一部を次のよ  
うに改正する。

本則(第三条第一項から第四項まで及び第四  
条第一項を除く。)中「委員会」を「国土総合開  
発庁長官」に改める。

第三条第一項中「首都圏整備委員会(以下)委  
員会」という。を「内閣総理大臣」に改め、同条  
第二項から第四項までの規定中「委員会」を「内  
閣総理大臣」に改める。

第四条第一項中「委員会」を「内閣総理大臣」に  
改める。

第八条第一項中「首都圏整備委員会規則」を  
「総理府令」に改める。

(筑波研究学園都市建設法の一部改正)  
第十三条 筑波研究学園都市建設法の一部を次の  
ように改正する。

本則(第四条第一項及び第三項並びに第十二  
条を除く。)中「委員会」を「内閣総理大臣」に、委  
員会規則を「総理府令」に改める。

第四条第一項中「首都圏整備委員会(以下)委  
員会」という。を「内閣総理大臣」に改め、同条  
第三項中「委員会」を「内閣総理大臣」に、「首都  
圏整備委員会規則(以下)委員会規則」という。を  
「総理府令」に改める。

第十二条中「委員会」を「政府」に、「第十五条」  
を「第三十条の二」に改める。

(近畿圏整備法の一部改正)  
第十四条 近畿圏整備法の一部を次のように改正  
する。

目次中「近畿圏整備本部」を「削除」に改める。  
第二章を次のように改める。

第三章 削除

第三条から第五条まで 削除  
第九条の見出し中「立案及び」を削り、同条中  
第一項を削り、第二項を第一項とし、同項の次  
に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、近畿圏整備計画を決定す  
るに必要があると認めるときは、関係  
行政機関の長、関係地方公共団体及び関係の  
ある事業を営む者(以下「関係事業者」とい  
う。)に対し、資料の提出、意見の開陳、説明  
その他の必要な協力を求めることができる。

(近畿圏の既成都市区域における工場等の制限  
に関する法律の一部改正)  
第十五条 近畿圏の既成都市区域における工場等  
の制限に関する法律の一部を次のように改正す  
る。

第七条第二項及び第三項中「近畿圏整備長官」  
を「国土総合開発庁長官」に改める。

第十三条中「近畿圏整備長官及び」を削る。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整  
備及び開発に関する法律の一部改正)  
第十六条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区  
域の整備及び開発に関する法律の一部を次のよ  
うに改正する。

第二十五条第二項及び第三項、第三十四条第  
一項、第三十八条第二項、第三十九条第二項並  
びに第四十条中「内閣総理大臣」を「国土総合開  
発庁長官」に改める。

(近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部  
改正)  
第十七条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律  
の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「近畿圏整備長官」を「国土総  
合開発庁長官」に改める。

第七条第一項、第八項及び第九項、第八条第  
五項並びに第十二条第二項中「内閣総理大臣」を  
「国土総合開発庁長官」に改める。

(琵琶湖総合開発特別措置法の一部改正)  
第十八条 琵琶湖総合開発特別措置法の一部を次  
のように改正する。

第三条第一項、第四条第一項、第三項及び第  
五項並びに第十一条第二項及び第三項中「近畿  
圏整備長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。  
(中部圏開発整備法の一部改正)  
第十九条 中部圏開発整備法の一部を次のように  
改正する。

目次中「中部圏開発整備本部」を「削除」に改め  
る。  
第二章を次のように改める。

第二章 削除

第三条から第五条まで 削除  
第十条及び第十一条第二項中「中部圏開発整  
備長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第十二条第二項中「中部圏開発整備長官」を  
「内閣総理大臣」に改める。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等  
の整備のための国の財政上の特別措置に関する  
法律の一部改正)  
第二十条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備  
地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に  
関する法律(昭和四十一年法律第百十四号)の一  
部を次のように改正する。

第五条第四項中「首都圏整備委員会委員長、  
近畿圏整備長官及び中部圏開発整備長官」を「国  
土総合開発庁長官」に改める。

(東北開発促進法等の一部改正)  
第二十一条 次に掲げる法律の規定中「経済企画  
庁長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

一 東北開発促進法第十條  
二 九州地方開発促進法第十條  
三 四国地方開発促進法第十條  
四 北陸地方開発促進法第十條

五 中国地方開発促進法第十條  
(後進地域の開発に関する公共事業に係る国の  
負担割合の特例に関する法律の一部改正)  
第二十二条 後進地域の開発に関する公共事業に  
係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十  
六年法律第百十二号)の一部を次のように改  
正する。

第三条第四項中「経済企画庁長官」を「国土総  
合開発庁長官」に改める。  
(低開発地域工業開発促進法の一部改正)  
第二十三条 低開発地域工業開発促進法の一部を  
次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「関係都道府県知事  
の」を「当該」に改め、「又は首都圏整備法(昭和三十  
一年法律第八十三号)第二条第一項の規定によ  
る首都圏の地域内(以下「首都圏の地域内」とい  
う。及び「又は首都圏整備委員会」を削り、同  
条第四項中「又は首都圏の地域内」及び「又は首  
都圏整備委員会」を削り、同条第七項中「又は首  
都圏の地域内」を削り、「関係都道府県知事及び」  
を「道知事及び」に改め、「又は首都圏整備委員  
会」を削る。

(新産業都市建設促進法の一部改正)  
第二十四条 新産業都市建設促進法の一部を次の  
ように改正する。  
本則中「経済企画庁長官」を「国土総合開発庁  
長官」に改める。

第三条第一項中「又は首都圏整備法(昭和三十  
一年法律第八十三号)第二条第一項の規定によ  
る首都圏の地域内(以下「首都圏の地域内」とい  
う。及び「又は首都圏整備委員会」を削る。  
第十条第二項及び第四項中「又は首都圏の地  
域内」及び「又は首都圏整備委員会」を削る。  
(工業整備特別地域整備促進法の一部改正)  
第二十五条 工業整備特別地域整備促進法の一部  
を次のように改正する。

第三条第三項ただし書を削り、同条第四項中  
「経済企画庁長官」を「国土総合開発庁長官」に改

昭和四十九年五月二十四日 衆議院會議録第三十四号 環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律案外三案

一三六四

め、同条第五項を削る。

(特殊土じょう)地帯災害防除及び振興臨時措置法及び離島振興法の一部改正)

第二十六条 次に掲げる法律の規定中「経済企画事務次官」を「国土総合開発事務次官」に改める。

一 特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法第六條第一項

二 離島振興法第十一條第一項

(豪雪地帯対策特別措置法の一部改正)

第二十七条 豪雪地帯対策特別措置法の一部を次のように改正する。

第十条中「経済企画庁長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

(過疎地域対策緊急措置法の一部改正)

第二十八条 過疎地域対策緊急措置法の一部を次のように改正する。

第二条第二項、第五條第四項、第六條第四項から第六項まで、第七條及び第八條中「自治大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(奄美群島振興特別措置法の一部改正)

第二十九条 奄美群島振興特別措置法の一部を次のように改正する。

本則及び別表中「自治大臣」を「内閣総理大臣」に、「自治省」を「総理府」に改める。

第八条第一項中「二十人」を「二十一人」に改める。

(小笠原諸島復興特別措置法の一部改正)

第三十条 小笠原諸島復興特別措置法の一部を次のように改正する。

本則中「自治大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十一条第一項を次のように改める。

内閣総理大臣の諮問に応じて旧島民の帰島及び小笠原諸島の復興に關し重要な事項を調査審議するため、総理府に、小笠原諸島復興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第二十一条中「自治省」を「総理府」に改める。

(小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の一部改正)

第三十一条 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和四十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第三項及び第二十七條中「自治大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の一部改正)

第三十二条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一項、第四項及び第五項中「自治大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第六項中「自治省令」を「総理府令」に改め、同条第七項中「自治大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(地価公示法の一部改正)

第三十三条 地価公示法の一部を次のように改正する。

本則中「建設省令」を「総理府令」に、「建設大臣」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第十二條中「建設省」を「国土総合開発庁」に改める。

第十三條第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 国土総合開発庁長官の諮問に応じて不動産の鑑定評価に関する重要事項を調査審議すること。

第十三條に次の一項を加える。

三 委員会は、不動産の鑑定評価に関する重要事項について、国土総合開発庁長官に建議することができる。

第二十条中「建設省計画局」を「国土総合開発庁土地・水資源局」に改める。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第三十四条 不動産の鑑定評価に関する法律の一部を次のように改正する。

本則中「建設大臣」を「国土総合開発庁長官」に改める。

に、「建設省令」を「総理府令」に、「建設省」を「国土総合開発庁」に改める。

第十四條の見出し、第二十一条の見出し及び第三十四條の見出し中「省令」を「総理府令」に改める。

(水資源開発促進法の一部改正)

第三十五条 水資源開発促進法の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「経済企画庁長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第十一条第三項中「首都圏整備委員会」を「首都圏整備審議会」に改める。

(水資源開発公団法の一部改正)

第三十六条 水資源開発公団法の一部を次のように改正する。

第五十六条及び第六十条中「経済企画庁長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

(道路整備緊急措置法の一部改正)

第三十七条 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「及び経済企画庁長官」を「経済企画庁長官及び国土総合開発庁長官」に、「経済企画庁長官及び国土総合開発庁長官」に、「経済企画庁長官及び国土総合開発庁長官」に改める。

(治山治水緊急措置法の一部改正)

第三十八条 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「経済企画庁長官」の下に「及び国土総合開発庁長官」を加える。

(港湾整備緊急措置法の一部改正)

第三十九条 港湾整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「経済企画庁長官」の下に「及び国土総合開発庁長官」を加える。

(下水道整備緊急措置法の一部改正)

第四十条 下水道整備緊急措置法(昭和四十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「経済企画庁長官」の下に「環境庁長官及び国土総合開発庁長官」を加える。

(都市公園等整備緊急措置法の一部改正)

第四十一条 都市公園等整備緊急措置法(昭和四十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「経済企画庁長官」の下に「及び国土総合開発庁長官」を加える。

(廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正)

第四十二条 廃棄物処理施設整備緊急措置法(昭和四十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「経済企画庁長官」の下に「環境庁長官及び国土総合開発庁長官」を加える。

(国土開発幹線自動車道建設法の一部改正)

第四十三条 国土開発幹線自動車道建設法(昭和三十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「二十九人」を「三十一人」に改め、同条第三項中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九 環境庁長官

十 国土総合開発庁長官

第十三條第四項中「第十一号」を「第十三号」に改める。

(鉄道敷設法の一部改正)

第四十四条 鉄道敷設法(大正十一年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「二十八人」を「三十人」に改め、同条第二項中「及経済企画事務次官」を「経済企画事務次官、環境事務次官及国土総合開発事務次官」に改める。

第九條第一項中「十四人」を「十五人」に改める。

(電源開発促進法の一部改正)

第四十五条 電源開発促進法の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「十五人」を「十六人」に改め、同條第三項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 国土総合開発庁長官

第十條第四項中「第八号」を「第九号」に改める。

(森林開発公団法の一部改正)  
第四十六條 森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十八條第三項中「経済企画庁長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

(特別職の職員に給与に関する法律の一部改正)  
第四十七條 特別職の職員に給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一官職名の欄中「首都圏整備委員会の常勤の委員」を削る。  
(経過措置)  
第四十八條 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法、首都圏整備法、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律、首都圏近郊緑地保全法、筑波研究学園都市建設法、近畿圏整備法、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、琵琶湖総合開発特別措置法、中部圏開発整備法、新産業都市建設促進法、過疎地域対策緊急措置法、奄美群島振興特別措置法、小笠原諸島復興特別措置法、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、地価公示法、不動産の鑑定評価に関する法律(不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律において準用する場合を含む。)又は水資源開発公団法(以下「国土総合開発法等」と総称する。)の規定により国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法等の規定により国の機関がした許可、承認、指定その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした許可、承認、指定その他の行為とみなす。  
第四十九條 この法律の施行の際現に効力を有する首都圏整備委員会規則、建設省令又は自治省令で、この法律による改正後の国土総合開発法等の規定により総理府令で定めるべき事項を定めているものは、この法律の施行後は、総理府令としての効力を有するものとする。  
第五十條 従前の首都圏整備委員会の首都圏整備審議会及びその委員、建設省の土地鑑定委員会並びにその委員長、委員及び試験委員、自治省の奄美群島振興審議会並びにその会長及び委員並びに自治省の小笠原諸島復興審議会並びにその会長、委員及び特別委員は、それぞれ総理府又は国土総合開発庁の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

内閣委員長徳安實藏君。  
〔報告書は本号末尾に掲載〕  
〔徳安實藏君登壇〕  
徳安實藏君 たいま議題となりました四法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。  
まず、環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。  
本案は、環境行政の一その推進をはかるため、環境庁企画調整局に環境保健部を設置するとともに、行政管理庁の地方支分部局に環境庁の所掌事務に関する調査等の事務を分掌させること、及び関東管区行政監察局、近畿管区行政監察局に総務部を設置しようとするものであります。  
本案は、一月二十三日本委員会に付託、三月二十二日政府より提案理由の説明を聴取し、昨五月二十三日質疑を終了いたしましたところ、小宮山委員より修正案が提出され、趣旨説明の後、討論もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと議決した次第であります。  
次に、恩給法等の一部を改正する法律案について申し上げます。  
本案は、二三・八%の恩給年額の増額のほか、普通恩給等の最低保障制度の改善等十一項目の改善措置を昭和四十九年十月一日から実施しようとするものであります。  
本案は、二月十二日本委員会に付託、二月十四日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、五月二十一日質疑を終了、昨二十三日、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の各党共同提案により、調整規定の制度化及び恩給の一律アップ方式の再検討等

四項目にわたる附帯決議が全会一致をもって付されました。  
次に、内閣法の一部を改正する法律案について申し上げます。  
本案は、最近における行政事務の複雑、多様化に対処するため、内閣の機能を強化する必要上、国務大臣の定数を一人増加して二十人とするものであります。  
本案は、本日本委員会に付託、提案者を代表して小宮山委員より趣旨の説明を聴取した後、質疑、討論もなく、直ちに採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
次に、国土総合開発庁設置法案について申し上げます。  
本案は、国土の総合開発に関する行政を総合的に推進することを主たる任務とする国土総合開発庁を設置しようとするものであります。そのおもな内容は、  
第一に、総理府の外局として国土総合開発庁を設置し、その任務及び権限並びに組織を定めること。  
第二に、同庁の長は、国土総合開発庁長官とし、国務大臣をもって充てることとし、その権限を定めること。  
第三に、国土総合開発庁の設置に伴い、国務大臣を一人増員するための内閣法の改正、関係各省庁設置法の改定、その他関係法律の整備を行なうこと。  
等であります。  
本案は、昨年の第七十一回国会に提出され、今国会に継続となっていたものであります。今国会におきましては、五月九日質疑に入り、慎重審議を行ない、五月十七日質疑を終了、本二十四日、小宮山委員より、国土総合開発庁の名称、任務、所掌事務、権限、組織等に関する修正案が提出され、趣旨説明の後、討論に入り、日本共産党・革新共同の中路委員及び公明党の鈴切委員より、それぞれ反対の意見が述べられ、採決の結果、多数

理由  
国土の総合開発に関する行政を総合的に推進する事務を行なわせるため、総理府の外局として、国土総合開発庁を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます  
昭和四十九年五月二十四日 衆議院会議録第三十四号 環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律案外三案

昭和四十九年五月二十四日 衆議院會議録第三十四号 環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律案外三案

をもつて修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員修正)

環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律案の一部を次に修正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「施行期日」を加え、同項の次に次の一項を加える。  
(国家行政組織法の一部改正)

2 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第七條第四項中「かえて」を「代えて」に改め、同項に後段として次のように加える。

第二項の規定は、部に代えて局を置く庁の官房及び局について、これを準用する。

国土総合開発庁設置法案に対する修正案(委員修正)

国土総合開発庁設置法案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。  
国土庁設置法

本則及び附則中「国土総合開発庁」を「国土庁」に、「奄美群島振興特別措置法」を「奄美群島振興開発特別措置法」に、「国土総合開発庁長官」を「国土庁長官」に、「奄美群島振興審議会」を「奄美群島振興開発審議会」に、「国土総合開発事務次官」を「国土事務次官」に改める。

第三條中「国土の均衡ある発展」を「国土を適正に利用することにより健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展」に、「国土の総合開発」を「国土」に改める。

第四條中第六号を削り、第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一

号を次のように改める。

一 国土の適正な利用に関する総合的かつ基本的な政策及び計画を企画し、立案し、及び推進すること。

二 地価対策その他土地に関する総合的かつ基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること。

第四條第九号中「総合開発」を「利用」に改め、同條第十号を次のように改める。

十 国土の利用に関する総合的かつ基本的な計画(北海道総合開発計画及び沖縄振興開発計画を除く。)について調査及び実施の調整を行なうこと。

第四條第二十二号中「エ」とし、エをアとし、コをエとし、エの次に次のように加える。

テ 活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律(昭和四十八年法律第六十一号)

第四條第二十二号中「フ」とし、ケをフとし、マをケとし、ヤの次に次のように加える。

マ 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第十八号)

第五條第一項中 「計画局」を「計画・調整局」に改める。  
土地・水資源局

第五條第二項中「ケからコまで」を「フからマまで」に改める。

第五條第三項中「計画局」を「計画・調整局」に規定する事務、同條第九号に規定する事務(調整局の所掌に属するものを除く。)、第八号から第十号まで、第十二号及び第十三号に規定する事務に、「及びこれらの」を「並びにこれらの」に改める。

第五條第四項を削り、同條第五項中「土地・水資源局」を「土地局」に、「第六号、第七号」を「第二号」に、「オからマまで」を「オ及びク」に改め、同項を同條第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 水資源局においては、前條第七号に規定する事務、同條第二十二号に規定する事務のうち同号ヤからケまでに掲げる法律に係る事務及びこれらの事務の実施に関連して必要な同條第二十三号に規定する事務をつかさどる。

第五條第六項中「第二号及び第四号」を「第三号及び第五号」に改める。

第五條第七項中「第三号及び第五号」を「第四号及び第六号」に、「エ及びテ」を「ア及びサ」に改める。

第六條を削る。

第七條第二項中「国土の総合開発を図るため」を「国土庁の所掌事務を遂行するため」に改め、同條第三項中「国土の総合開発に関する」を「国土に関する行政の総合的推進に係る」に改め、同條を第六條とする。

第八條第三項中「調整局及び地方振興局」を「計画・調整局及び土地局」に改め、同條を第七條とする。

第九條を第八條とする。

附則第一條中「昭和四十八年七月一日」を「公布の日」に改める。

附則第二條を削る。

附則第三條中第七條第四項の改正に関する部分を削り、附則第三條を附則第二條とする。

附則第四條のうち第十八條の表の改正規定中「国土総合開発庁設置法(昭和四十八年法律第七号)」を「国土庁設置法(昭和四十九年法律第七号)」に改め、附則第四條を附則第三條とする。

附則第五條のうち第四條第十七号の次に一号を加える改正規定中「電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)」の下に「及び総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)」を加え、附則第五條を附則第四條とする。

附則第六條を附則第五條とする。

附則第七條のうち第四條第一項の改正規定中「第一項中」を「第一項」に、「第十一号の三」を「同項第十一号の三中」に、「市街化区域内」を「都市計画区域内」に改め、同号を同項」に、「第十一号の四」に改める。

附則第七條のうち第九條の改正規定中「第九條中」を「第九條」に、「第十八号」を「同條第十八号中」に、「市街化区域内」を「都市計画区域内」に改め、同号を同條」に、「第十九号」を「同條第十九号」に改め、附則第七條を附則第六條とする。

附則第八條を附則第七條とし、附則第九條から附則第十六條までを一条ずつ繰り上げる。

附則第十七條のうち第七條、第八條及び第十二條の改正規定中「第八條第五項並びに第十二條第二項」を削り、附則第十七條を附則第十六條とする。

附則第十八條を附則第十七條とし、附則第十九條から附則第二十八條までを一条ずつ繰り上げる。

附則第二十九條のうち本則及び別表の改正規定中「及び別表」を削り、同條を附則第二十八條とする。

附則第三十條を附則第二十九條とし、附則第三十一條を附則第三十條とし、附則第三十二條を附則第三十一條とする。

諸島復興特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第四項、第六項及び第七項中「自治大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(工業再配置・産炭地域振興公団法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十八条 工業再配置・産炭地域振興公団法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の三の改正規定中「国土総合開発庁長官」を「国土庁長官」に改める。

附則第二十三条を次のように改める。

(国土庁設置法の一部改正)

第二十三条 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四号の次に次のように加える。

キ 地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)

第五号第二項中「テまで」の下に「及びキ」を加え、「及び他の局」を「並びに他の局」に改める。

(国土利用計画法の一部改正)

第四十九条 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第六条を次のように改める。

(国土庁設置法の一部改正)

第六条 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四号の次に次のように加える。

第四号第二十二号イを次のように改める。

イ 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九号)

オ 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二二五号)

第五号第二項中「フからテまで及びキ」を「コからアまで及びユ」に改め、同条第三項中「法律に係る事務」の下に「(国土利用計画に係るものに限る。及び同号に掲げる法律に係る事務)」を加え、同条第四項中「オ及びク」を「イに掲げる法律に係る事務(計画・調整局の所掌に属するものを除く。及びク及びヤ)」に改め、同条第五項中「ヤからケまで」を「マからフまで」に改め、同条第七項中「ア及びサ」を「サ及びキ」に改める。

(総合研究開発機構法の一部改正)

第五十条 総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条中「第四条第十八号中「電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)」の下に「及び総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)」を加える。」を削る。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第五十一条 公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第七条を削る。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

第五十二条 水源地域対策特別措置法の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

○議長(前尾繁三郎君) これより採決に入ります。まず、日程第四及び第五の両案を一括して採決いたします。

日程第四の委員長の報告は修正、第五の委員長の報告は可決であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり決しました。

次に、内閣法の一部を改正する法律案、及び国土総合開発庁設置法案の両案を一括して採決いたします。

両案中、内閣法の一部を改正する法律案の委員長の報告は可決、他の一案の委員長の報告は修正であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり決しました。

日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

○森喜朗君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、建設委員長提出、日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 森喜朗君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和四十九年五月二十四日

提出者 建設委員長 木村 武雄

日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案

この法律は、公布の日から施行する。

理由

日本勤労者住宅協会の業務の範囲を拡大して、日本勤労者住宅協会が譲渡する住宅等取得する厚生年金保険等の被保険者に対し、年金福祉事業団から借り入れた資金により当該取得に必要な資金を貸し付けることができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の趣旨弁明を許します。建設委員長理事天野光晴君。

○天野光晴君 たいま議題となりました日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、日本勤労者住宅協会は、議員立法として制定された同協会法に基づき、昭和四十二年に設立されたものであります。以来、今日に至るまで住宅金融公庫の融資つき住宅等三万七千余戸を勤労者に供給する等、相当の実績をあげてきているのであります。

日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案

昭和四十九年五月二十四日 衆議院會議録第三十四号 大気汚染防止法の一部を改正する法律案

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
大気汚染防止法の一部を改正する法律案を議題といたします。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年五月十七日
衆議院議長 前尾繁三郎殿 河野 謙三

この措置により、今後、これらの被保険者が同協会の分譲住宅等を購入する場合は、同協会を通じて、頭金として一定限度額の融資を受けることができることとなります。

以上が、本案の趣旨であります。何とぞすみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○森喜朗君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、参議院送付、大気汚染防止法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 森喜朗君の動議に御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案を議題といたします。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案
大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の二条を加える。

(総量規制基準)

第五條の二 都道府県知事は、工場又は事業場が集合している地域で、第三條第一項若しくは第三項又は第四條第一項の排出基準のみによつては公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十三号)第九條第一項の規定による大気汚染に係る環境上の条件についての基準(次條第一項第三号において「大気環境基準」という。)の確保が困難であると認められる地域としていおう酸化物その他の政令で定めるばい煙(以下「指定ばい煙」という。)ごとに政令で定める地域(以下「指定地域」という。)にあつては、当該指定地域において当該指定ばい煙を排出する工場又は事業場で総理府令で定める基準に従い都道府県知事が定める規模以上のもの(以下「特定工場等」という。)において発生する当該指定ばい煙について、指定ばい煙総量削減計画を作成し、これに基づき、総理府令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該指定地域を二以上の区域に区分し、そ

これらの区域ごとに前項の総量規制基準を定めることができる。

3 都道府県知事は、新たにばい煙発生施設が設置された特定工場等(工場又は事業場で、ばい煙発生施設の設置又は構造等の変更により新たに特定工場等となつたものを含む。)及び新たに設置された特定工場等について、第一項の指定ばい煙総量削減計画に基づき、総理府令で定めるところにより、それぞれ同項の総量規制基準に代えて適用すべき特別の総量規制基準を定めることができる。

4 第一項又は前項の総量規制基準は、特定工場等につき当該特定工場等に設置されているすべてのばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される当該指定ばい煙の合計量について定める許容限度とする。

5 都道府県知事は、第一項の政令で定める地域の要件に該当すると認められる一定の地域があるときは、同項の地域を定める政令の立案について、内閣総理大臣に対し、その旨の申出をすることができる。

6 内閣総理大臣は、第一項の地域を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。

7 都道府県知事は、第一項又は第三項の総量規制基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(指定ばい煙総量削減計画)
第五條の三 前條第一項の指定ばい煙総量削減計画は、当該指定地域について、第一号に掲げる総量を第三号に掲げる総量までに削減させることを目的として、第一号に掲げる総量に占める第二号に掲げる総量の割合、工場又は事業場の規模、工場又は事業場における使用原料又は燃料の見通し、特定工場等以外の指定ばい煙の発生源における指定ばい煙の排出状況の推移等を

勘案し、政令で定めるところにより、第四号及び第五号に掲げる事項を定めるものとする。この場合において、当該指定地域における大気汚染及び工場又は事業場の分布の状況により計画の達成上当該指定地域を二以上の区域に区分する必要があるときは、第一号から第三号までに掲げる総量は、区分される区域ごとのそれぞれ当該指定ばい煙の総量とする。

一 当該指定地域における事業活動その他の人の活動に伴つて発生し、大気中に排出される当該指定ばい煙の総量

二 当該指定地域におけるすべての特定工場等に設置されているばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される当該指定ばい煙の総量

三 当該指定地域における事業活動その他の人の活動に伴つて発生し、大気中に排出される当該指定ばい煙について、大気環境基準に照らし総理府令で定めるところにより算定される総量

四 第二号の総量についての削減目標量(中間目標としての削減目標量を定める場合にあつては、その削減目標量を含む。)

五 計画の達成の期間及び方法

2 都道府県知事は、前條第一項の指定ばい煙総量削減計画を定めようとするときは、都道府県公害対策審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、前條第一項の指定ばい煙総量削減計画を定めようとするときは、総理府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項を環境庁長官に報告しなければならない。

4 環境庁長官は、前項の報告を受けたときは、当該計画の作成に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

5 都道府県知事は、前條第一項の指定ばい煙総量削減計画を定めたときは、第一項各号に掲げる事項を公告しなければならない。

6 都道府県知事は、当該指定地域における大気汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、前条第一項の指定ばい煙総量削減計画を変更することができる。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の規定による計画の変更について準用する。

第九條の見出しを「(計画変更命令等)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九條の二 都道府県知事は、第六條第一項又は第八條第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設が設置される特定工場等(工場又は事業場で、当該ばい煙発生施設の設置又は構造等の変更により新たに特定工場等となるものを含む。以下この項において同じ。以下)について、当該特定工場等に設置されるすべてのばい煙発生施設に係る当該指定ばい煙の合計量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、当該特定工場等の設置者に対し、当該特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

第十二條に次の一項を加える。

4 工場又は事業場に設置されるすべてのばい煙発生施設について、第一項又は第二項の規定により届出をした者の地位を承継した者は、第九條の二、第十四條第三項又は第十五條の二第一項若しくは第二項の規定の適用については、工場又は事業場の設置者の地位を承継するものとする。

第十三條の次に次の一条を加える。

第十三條の二 特定工場等の設置者は、当該特定工場等に係る総量規制基準を遵守しなければならない。

第十三條の二 特定工場等に設置されているばい煙発生施設(総量規制基準の遵守義務)

指定ばい煙の排出の制限

適合しない指定ばい煙を排出してはならない。

2 前項の規定は、第二條第二項の政令の改正、第五條の二第一項の地域を定める政令の改正又は同項の都道府県知事が定める規模の変更により新たに特定工場等となつた工場又は事業場に設置されているばい煙発生施設において発生する指定ばい煙に係るばい煙排出者については、当該工場又は事業場が特定工場等となつた日から六月間は、適用しない。

第十四條第二項中「前条」を「第十三條」に改め、同条に次の二項を加える。

3 都道府県知事は、総量規制基準に適合しない指定ばい煙が継続して排出されるおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、当該指定ばい煙に係る特定工場等の設置者に対し、期限を定めて、当該特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

4 前項の規定は、第二條第二項の政令の改正、第五條の二第一項の地域を定める政令の改正又は同項の都道府県知事が定める規模の変更により新たに特定工場等となつた工場又は事業場について、当該工場又は事業場が特定工場等となつた日から六月間は、適用しない。

第十五條の見出しを「(季節による燃料の使用に関する措置)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(指定地域における燃料の使用に関する措置)

第十五條の二 都道府県知事は、いおう酸化物に係る指定地域において、特定工場等以外の工場又は事業場における燃料の使用が燃料使用基準に適合しないと認めるときは、当該工場又は事業場の設置者に対し、期限を定めて、燃料使用基準に従うべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、期限を定めて、当該燃料使用基準に従うべきことを命ずることができる。

3 第一項の燃料使用基準は、いおう酸化物に係るばい煙発生施設が設置されている特定工場等以外の工場又は事業場について定める基準とし、総理府令で定める燃料の種類について、指定ばい煙の総量の削減に関し環境庁長官が定める基準に従い、いおう酸化物に係る指定地域ごとに都道府県知事が定める。

4 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該指定地域を二以上の区域に区分し、それらの区域ごとに第一項の燃料使用基準を定めることができる。

5 前条第五項の規定は、第一項の燃料使用基準について準用する。

第二十七條第二項中「第十四條第一項」の下に「及び第三項」を加え、同条第四項中「当該ばい煙発生施設等について」を削り、「第十四條第一項」を「第九條の二、第十四條第一項若しくは第三項」に改める。

第三十一條の見出しを「(事務の委任等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で総理府令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

第三十三條中「又は第十四條第一項」を「第九條の二又は第十四條第一項若しくは第三項」に改める。

第三十三條の二第一項第一号中「第十三條第一項」の下に「又は第十三條の二第一項」を加える。

第三十四條第二号中「第十五條第二項」の下に「又は第十五條の二第二項」を加える。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五條の二第五項及び第六項の規定は、公布の日から施行する。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めま

す。公害対策並びに環境保全特別委員長角屋堅次郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔角屋堅次郎君登壇〕

○角屋堅次郎君 たいだいま議題となりました大気汚染防止法の一部を改正する法律案について、公害対策並びに環境保全特別委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。本案は、硫酸酸化物等による大気汚染の状況の改善をはかるため、一定範囲の地域における大気汚染物質の排出総量の許容限度を科学的に算定し、これ以下に排出総量を抑えるよう個別発生源の規制を行なう、いわゆる総量規制方式を導入しようとするものであります。

そのおもな内容について申し上げますと、第一に、工場または事業場が集合している地域で、現行の規制方式のみによつては環境基準の確保が困難であると認められる地域として、硫酸酸化物その他の政令で定めるばい煙ごとに指定する地域にあっては、一定規模以上の工場または事業場において発生する指定ばい煙について、都道府県知事は、指定ばい煙総量削減計画を作成し、これに基づいて、総量規制基準を定めなければならないこととしております。

第二に、指定ばい煙総量削減計画は、当該地域における事業活動その他、人の活動に伴つて排出されるばい煙の総量を、環境基準に照らし算定される総量までに削減することを目的として、その地域の特定工場等から排出される指定ばい煙の総量の削減目標量及び計画の達成期間等について定めるものとしております。

第三に、都道府県知事は、指定地域において硫酸酸化物を排出している一定規模以下の工場または事業場が順守すべき燃料使用基準を定め、この基準に適合しない燃料を使用していると認めると

きは、燃料使用基準に従うべきことを勧告することなどができることとしております。

その他、この制度の実効性を担保するため、改善命令等所要の規定などを設けることといたしてあります。

本案は、参議院先議にかかるもので、去る五月十七日同院において本案を修正議決し、本院に送付されたものであります。その修正の内容は、特定工場等のばい煙発生施設において、ばい煙排出者は、総量規制基準に適合しない指定ばい煙を排出してはならないものとする。この規定に違反した者について罰則を設けることとしたことであります。

本委員会におきましては、同十七日に三木環境庁長官から提案理由の説明を聴取し、二十二日には大塩大阪府公害監視センター次長ほか三名の参考人より意見を聴取するなど、慎重に審査を重ねてまいりました。

特に、窒素酸化物の総量規制の実施時期並びに窒素酸化物防除技術の問題、指定地域における工場等の新増設に対する規制の問題、総量規制の実施に必要な技術専門家の確保と養成の問題、さら及び助成措置の問題等について、熱心な質疑が行なわれましたが、これらの詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくして、本日質疑を終了いたしましたところ、日本共産党・革新共同木下元二君から修正案が提出され、趣旨説明を聴取し、採決を行ないましたところ、日本共産党・革新共同提出の修正案は否決され、次いで、本案について採決を行ないましたところ、全会一致をもって参議院送付案のとおり議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる、脱硝技術の開発を強力に進め、窒素酸化物を指定ばい煙として指定するようつとめること、特定工場等の規模等に関する総理府令の制定にあたっては、

指定地域の特性を十分反映するよう配慮すること、工場等の新増設については、規制基準を厳格にすることにより、立地規制の効果をあげること等を内容とする九項目の附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

発電用施設周辺地域整備法案(第七十一回国会、内閣提出)

○森喜朗君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、第七十一回国会、内閣提出、発電用施設周辺地域整備法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 森喜朗君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

発電用施設周辺地域整備法案を議題といたします。

発電用施設周辺地域整備法案

右 国会に提出する。

昭和四十八年四月四日

内閣総理大臣 田中 角榮

発電用施設周辺地域整備法

(目的)

第一条 この法律は、電気的安全供給の確保が国民生活と経済活動にとつてきわめて重要であることにかんがみ、発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もつて発電用施設の設置の円滑化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「発電用施設」とは、原子力発電施設、火力発電施設又は水力発電施設で、政令で定める者が設置する政令で定める規模以上のもの及び原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものをいう。

(地点の指定)

第三条 主務大臣は、発電用施設の設置が予定されている地点のうち、次の各号に該当するものを指定し、これを公示するものとする。

一 その地点における発電用施設の設置に関する計画が確実であると認められること。

二 その地点が、工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七十三号)第二条第一項に規定する移転促進地域又は移転促進地域以外の地域で工業の集積の程度について政令で定める要件に該当するものに属さないこと。

三 その地点の周辺の地域において住民の福祉の向上に必要な公共用の施設を整備することがその地点における発電用施設の設置の円滑化に資するため必要であると認められること。

2 主務大臣は、前項の規定による地点の指定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第四条 都道府県知事は、前条第一項の規定による

り指定された地点が属する市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域(その地点に水力発電施設の設置が予定されている場合にあっては、その地点が属する市町村の区域。以下「周辺地域」という。)について道路、港湾、漁港、都市公園、水道その他政令で定める公共用の施設(以下「公共用施設」という。)の整備に関する計画(以下「整備計画」という。)を作成し、主務大臣に承認を申請することができる。

この場合において、その地点における発電用施設の設置の円滑化に資するため特に必要があると認められるときは、当該周辺地域に隣接する市町村の区域に係る整備計画を含めて一の整備計画を作成することができる。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定により指定された地点の二以上が近接している場合において、当該周辺地域(前項後段に規定する場合にあつては、同項後段に規定する市町村の区域を含む。以下同じ。)における公共用施設の整備を効率的に行なうため必要があると認めるときは、当該周辺地域について一の整備計画を作成することができる。

3 整備計画は、当該周辺地域の住民の福祉の向上を図るため特に必要があると認められる公共用施設で、発電用施設又は工事用道路、荷揚げ用岸壁その他の発電用施設の関連施設(第五項において「発電用施設関連施設」という。)と併せて整備することが必要と認められるものの整備に関する事業(水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第十八号)第四条第二項に規定する整備事業及び発電用施設の設置に伴う損失の補償として行なわれるものを除く。)の概要及び経費の概算について定めるものとする。

4 都道府県知事は、整備計画を作成しようとするときは、第一項に規定する市町村の長、整備計画に基づく事業を行なうこととなる者(国を除く。)及び発電用施設を設置する者の意見をきかなければならない。

5 都道府県知事は、整備計画を作成するため必要があるとき、発電用施設を設置する者に對し、当該周辺地域における発電用施設関連施設の整備に関する計画の提出を求め、及びその計画に關し意見を述べることが出来る。

6 整備計画は、他の法律の規定による地域の振興又は整備に關する計画との調和及び地域の環境の保全について適切な配慮が払われたものでなければならぬ。  
7 主務大臣は、整備計画が適当なものであると認められるときは、協議により、これを承認するものとする。  
8 主務大臣は、前項の規定により整備計画を承認しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

9 第一項及び第三項から前項までの規定は、整備計画を変更する場合に準用する。  
(事業の実施)  
第五條 整備計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に關する法律(これに基づく命令を含む)の規定に従ひ、国、地方公共団体その他の者が行なうものとする。  
(発電用施設を設置する者の協力)  
第六條 発電用施設を設置する者は、整備計画に基づく事業が円滑に実施されるように協力しなければならない。

第七條 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、地方公共団体(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四條第一項の規定による港務局を含む)の次条において同じ)に對し、整備計画に基づく事業に係る経費に充てるため、交付金を交付することができる。  
(国の普通財産の譲渡)  
第八條 国は、整備計画に基づく事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業に係る経費を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

(国の財政上及び金融上の援助)  
第九條 国は、前二條に定めるもののほか、整備計画を達成するため必要があると認めるときは、整備計画に基づく事業を実施する者に對し、財政上及び金融上の援助を与えるものとする。  
(主務大臣等)  
第十條 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三條第一項及び附則第二項の規定による地点の指定に關する事項については、内閣総理大臣及び通商産業大臣(火力発電施設及び水力発電施設に係る事項については、通商産業大臣)  
二 第四條第七項(同條第九項において準用する場合を含む)の規定による整備計画の承認に關する事項については、内閣総理大臣、通商産業大臣及び当該整備計画に基づく事業を所管する大臣(火力発電施設及び水力発電施設に係る事項については、通商産業大臣及び当該整備計画に基づく事業を所管する大臣)  
三 この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、科学技術庁長官に委任することができる。  
(政令への委任)  
第十一條 この法律の実施のための手続その他必要な事項は、政令で定める。

附則  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七條の規定は、昭和四十九年十月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 主務大臣は、この法律の施行の際現に発電用施設の設置の工事が行なわれている地点のうち、第三條第一項第二号に該當し、かつ、その周辺の地域において住民の福祉の向上に必要な公共用の施設を整備することが特に必要であると認められるものを指定し、これを公示するものとする。

3 主務大臣は、前項の規定による地点の指定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。  
4 附則第二項の規定により指定された地点は、第三條第一項の規定により指定された地点とみなす。

と認められるものを指定し、これを公示するものとする。

理由  
原子力発電施設、火力発電施設、水力発電施設等の設置が困難になつてゐる現状にかんがみ、これらの施設の設置を円滑化し、電気の安定供給の確保に資するため、これらの施設の周辺の地域について住民の福祉の向上に必要な公共用の施設の整備を促進するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員長濱野清吾君。  
〔報告書は本号末尾に掲載〕  
〔濱野清吾君登壇〕  
○濱野清吾君 たいだいま議題となりました発電用施設周辺地域整備法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

わが国の電力需要は、国民生活水準の向上と経済社会の進展に伴ひ、今後とも相当の伸びが予想されますが、これに対応するための発電所の建設は、地元の同意が得られない事例が多いため、そのおくれが目立っております。このままでは数年後には電力不足の問題がきわめて深刻化することが憂慮されているところであります。このように地域住民の同意を得がたい原因といたしましては、一つには、環境問題及び原子力発電所に関する安全問題があり、これらの対策に最大限の努力を続けるべきことは言うまでもないところですが、立地難のいま一つの理由として、発電所が立地しても、雇用の増大その他地域経済の振興に寄与するところが、他産業に比してきわめて少ないという点があげられるのであります。

本案は、このような事情にかんがみ、発電所等の周辺地域におきまして、住民の福祉向上に必要な公共用施設の整備を推進することにより、電源立地の円滑化をはかつて、電力の安定供給に資する目的をもって提案されたものであります。本案の要旨は、  
第一に、国は、原子力、火力、水力等の発電用施設の設置が計画されている地点のうち、その設置が確実であること、設置の円滑化をはかるために、公共用施設を整備することが必要と認められること等、一定の条件に該當する地点を指定すること。  
第二に、都道府県知事は、指定地点が属する市町村及び隣接市町村の区域における道路、港湾、漁港、都市公園、水道等の公共用施設について、整備計画を作成し、国の承認を求むること。  
第三に、国は、整備計画に基づく事業の経費に充てるため、地方公共団体に対し、電源開発促進税を財源とする交付金を交付することができること。

このほか、整備事業に對する発電用施設の設置者の協力及び国の財政、金融上の援助について定めること。本案は、さきの第七十一回国会に提案され、当委員会に付託された後、継続審査となつたものであります。今国会におきましては、三月十二日、本会議において内閣修正について承諾の議決があり、四月二十六日、中會根通商産業大臣より、あらためて提案理由の説明を聴取いたしました。

五月十一日より質疑に入り、その間、学識者六名の参考人から意見を聞く等、慎重な審査を重ねてまいりましたが、本日質疑を終了し、日本社会党、日本共産党・革新共同及び公明党から、それぞれ反対討論が行なわれ、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 討論の通告があります。順決これを許します。板川正吾君。

○板川正吾君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました発電用施設周辺地域整備法案について、反対の討論をいたします。

反対理由の第一は、本法案は、政府が発電所建設に反対する地域住民の真意を理解せず、悪税といわれる電源開発促進税を新設し、札束で住民の反対運動を切りくずし、原子力発電所の建設を促進しようとするものであります。このやり方は、いかにも思いつきの金権万能的発想で、人間の尊厳を無視する悪法であるという点であります。(拍手)

私は、政府や電気事業者が、もし円満に電源立地を促進しようとするならば、原子力発電の安全確保や公害防止を万全にし、誠意をもって忍耐強く地域住民と話し合い、納得と信頼を得ることが先決であると存じます。

しかるに、本法案は、電源立地の地域が過疎地帯であり、住民の権利意識が弱いという弱点につけ込み、安全性に問題のある原子力発電や、公害の発生源となり得る火力発電を、交付金をえさに、安直に建設しようとするものであり、その人間軽視の考え方にわれわれは強く反対せざるを得ません。(拍手)

反対理由の第二は、本法による電源開発促進税は、目的税というが、結局は、国民大衆の負担に

転嫁される悪税であるという点であります。いかなる名目であろうとも、新税は悪税であります。

御承知のように、政府は、このたび、電力九社の一斉値上げを認め、国民は、電気料金的大幅値上げによって、年間一兆五千億円にのぼる金額を直接、間接に負担することになりましたが、その際、従価税である電気税が、自動的に六百億円も増徴された上に、新たに電源開発促進税として、平年度三百億円を増税されるのであります。

このように、一般消費者に直接課税される電気税や電気料金に織り込まれる電源開発促進税は、本来、生活費に課税せずという原則に反するものであり、政府は、昨年一兆八千億円をこえる膨大な税の自然増収を得ながら、狂乱物価にあえぐ国民にさらに新税を課するということは、国民生活を破壊するものとして、断じて容認することができません。

反対理由の第三は、本法案の真のねらいが、石油価格の高騰、電力不足に名をかりて、安全性に疑いがある原子力発電所の建設を促進しようとする点であります。

現在進められております軽水炉型原子力発電の安全性については、日本学術会議をはじめ、多くの良心的学者間において、数々の問題点が指摘されておるのであります。

すでに現在稼働中の発電用原子炉の六基中、実に五基までが故障または事故の実績を持ち、稼働率が四五％に落ち込んでいるものもあり、この十年間三十七件、四十七、八年の二年間だけでも十四件という、頻発している故障、事故の中には、万一その処置を誤れば重大な事故につながるおそれなしとしないことが指摘されているのであります。

さらにまた、原子炉の事故防止上重要な装置である緊急炉心冷却装置の有効性については、いまだに、国際的論争が続き、決着がついておりません。また、放射性廃棄物の処理方法についても、処理計画すら立てておらず、これはトイレのないマ

ンションだといわれており、さらに環境放射能の規制基準も確定いたしておりません。

このように、原子力発電の安全性には、まだ多くの不安な要素があり、したがって、政府は、当面、安全性の確保に全力を注ぐべきであり、いたすらその建設を急ぐべきではありません。

反対理由の第四は、政府は、国内にあるエネルギー資源の開発を放置しておきながら、せっかちに原子力発電の建設を進めようとする点であります。

われわれも、電力供給力の増加が国民生活の向上や国民経済の進展に不可欠であることは承知しております。しかし、だからといって、直ちに、今後の発電はすべて原子力にたよろうという結論にはならないのであります。

なげなら、御承知のように、わが国はまだ未開発の水力発電可能量を二千五百万キロワットも持っており、さらに、夜間余って電力を揚水発電に利用すれば、千五百万キロワットの発電余力があるはずであります。

さらに、政府は、石炭火力発電等についても根本的に見直すべきであります。

政府はこうした国内エネルギーの開発にまず全力を注ぐべきであり、安全性に問題があり、しかも、アメリカに一〇〇％依存する濃縮ウランを使用する原子力発電の建設をなげ急ぐのか。石油ではアラブに振り回されたが、原子力燃料では、今度はアメリカに振り回されることになるのではな

いか、この点、全く理解に苦しむところであります。(拍手)

反対理由の第五として、私は、政府の原子力行政に対する国民の不信感に基本的な問題があることを指摘しておきたいと存じます。

政府がいかに、原子力発電は安全である、政府は責任をもって厳重に監視しているのだから安心してほしいと宣伝しても、科学技術庁における汚職事件、放射能測定データの捏造事件、放射性物質のずさんな管理事件が相次いで起きています。

や、原子炉設置に関する公聴会制度がまだに法的根拠を持っておらず、重要なデータはすべて企業の秘密として公開されない、このように、企業の利益が国民の安全より優先するという、行政と企業の癒着がある以上、どうして国民は政府のことは信用することができません。

また、わが国における大気汚染、水質汚濁等の公害、環境破壊の歴史を見ても、政府が過去において真剣に国民の健康と命を守ってきたならば、今日、世界に冠たる公害日本列島はなかったはずであります。

したがって、政府は、公害問題の経緯を謙虚に反省し、原子力発電についても、いたすらにその建設を急がず、原子力基本法に示された自主、民主、公開の原則をきびしく守り、国民の信頼を回復するよう努力すべきであります。(拍手)

最後に、われわれは決して原子力の平和利用に反対するものではありません。原子力発電が、その安全性について国民の理解と信頼が得られるならば、わが国エネルギーの安定供給に大きく寄与するものと期待するものであります。

しかし、日本は、世界で唯一の原爆被爆国であり、しかも地形、地質、人口密度等の立地条件が、アメリカ、英国、ソ連等の諸国と異なり、その安全性の確保には、念には念を入れるべきであります。単に、外国でやっているから心配はないはずだとか、そして安直な決断をもって、性急にその建設を進めるべきではありません。

したがって、新税を課し、安全性が確認されないまま原子力発電を促進しようという本法案は、すみやかに撤回されるよう強く要望して、反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 神崎敏雄君。

○神崎敏雄君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、発電用施設周辺地域整備法案について、反対の討論をいたします。

まず第一に、エネルギー、電力危機についてであります。

今日、一般にいわれておる電力、エネルギー危機は、そもそも、アメリカの石油資本の要求に応じて、わが国の貴重な資源である石油産業を破壊し、石油を中心としたエネルギー政策をとり続け

てきた歴代自民党政府の対米従属政策にこそ根本的原因があることは、いまや全く明白であります。政府は、その誤りを反省しないばかりか、今後の電源開発についても、原子力を中心に推進しようとしております。このことは、ウラン資源においても、また、その濃縮技術においても、全面的にアメリカに依存している現状からも、石油以上にますます深刻に対米従属を深めるものにはか

なりません。わが党は、いまこそ、政府のこのような対米従属のエネルギー政策を根本的に改め、石炭産業の民主的復興と、自主的で総合的なエネルギー政策の確立を強く主張するものであります。

第二の反対理由は、発電所の建設が、これまでの大企業本位の高度経済成長政策を推進していく土台となるべき電源開発を推し進めようとするからであります。

電力多消費型である鉄鋼、化学、機械、紙、パルプなど、独占資本の育成のため、巨大な工業地帯の建設や、また特約料金などに見られる電力料金制度など、政府が一貫して大企業優先政策を推進してきた結果、大企業の電力需要が急激に伸びてきました。これらの高度成長政策を進めてきた政府と独占資本が住民に与えたことは何であったかといえ、それは生命と健康並びに自然の破壊であり、公害汚染であります。また、国土の不均衡な開発による過疎過密等であります。

べきであるにもかかわらず、この法案は、大企業本位の高度成長政策に奉仕する発電所建設計画を強引に推し進めようとするものであります。

第三は、原子力発電所の安全性に国民が大きな不安を持っているということであり、

現在運転に入っている六基の原子力発電所のうち五基は、何らかの事故を起こしております。そのうち二基については、出力を大幅に下げたしか運転ができないう状態になっております。

原子力発電所周辺の放射能監視についても、核種分析は、政府自身も信頼性が失われたといっている日本分析化研で行なわれてきたものであります。しかも、そのデータは、わが党の再三の要求にもかかわらず、公開が拒否されているのであります。沿岸漁業に大きな影響を与えることが心配されておる温排水についても、政府は、排水基準の設定による何らかの規制措置の可及的すみやかな実施が必要といながら、その時期についてはめどが立たないという無責任さを示しておるものであります。

使用済み核燃料の再処理工場は、原子力発電所の五十ないし百基相当の放射性物質の排出や、年間数億キエリーにも及ぶ強い放射能を持った廃棄物の処理方法もないままに試運転を強行するかまえております。かかる危険な状態のまま原子力発電所の建設を強行することに、私は断固として反対するものであります。(拍手)

第四の反対理由は、本法案が非民主的な方法で国民生活をさらに圧迫する点であります。

本法案は、関連法案とともに新たに電源開発促進税を創設し、それを発電所周辺地域に交付することによって、公害反対の住民運動を切りくずし、いわば札束で横づらるるようなやり方で押えつけようとするものであります。いかなる理由をつけようとも、電源開発促進という名目で周辺地域にその税金を交付し、命と健康を守る国民の切実なる要求を抑圧することは、断じて許されな

いところであります。

福田大蔵大臣は、国会答弁で、本法案は反対運動の解消につながると言明いたしました。また、住民運動の露骨な意図を端的に示したものであることでもあります。

また、公共施設の整備計画が自治体や地域住民の立場を無視し、しかも電力企業の公害防止義務を税金で肩がわりをし、物価を押し上げるに至っては、悪法と断ずるのほかもありません。

もとより、わが党は、原子力の平和利用そのものに反対するものではありませんが、本法案は、以上四点にわたり指摘してきたとおり、原子力発電の自主、民主、公開、安全の原則を無視していること、自然環境の破壊をそのままに、大企業本位の経済成長を進めようとしていること、電源開発の安全性確保、公害防止を放置していること、命と暮らしを守る国民運動を切りくずすことなど、まさに対米従属と大企業本位の、国民生活破壊の電源開発促進法である、このことをきびしく指摘して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 近江日記夫君。

〔近江日記夫君登壇〕

○近江日記夫君 私は、公明党を代表し、ただいま議題となりました発電所施設周辺地域整備法案に対し、強く反対の意を表明するものであります。(拍手)

今日、政府は、エネルギー政策のこれまでの無為無策をたな上げ、原子力、火力発電所の建設を強行しようとしておりますが、地元住民は強く反対する姿勢を示しております。安全性について問題の多い原子力発電所や公害発生源となる火力発電所の設置計画に対し、住民が反対運動を起こすのは当然の権利であります。(拍手)

しかるに、本案はこのような反対運動を正面から受けとめようとせず、安全、公害問題には何ら触れることなく、単に札束をちらつかせて住民の意思をそらそうとするにすぎない、ごまかし法といわなければなりません。

以下、具体的に理由をあげて、本案に反対するものであります。

反対理由の第一は、いま申し上げたとおり、本案が、安全、公害問題を全く無視していることでもあります。

地域住民が発電所の建設に不安を抱く大部分の原因が、安全、公害問題にあることは、政府でさえはつきり認めるところであります。それにもかかわらず、この問題をないがしろにして、公共施設の整備という全く別個のものですりかえようとするのは、まことに誠意を欠いたやり方であり

ます。政府が、本案の提出にあたって、安全確保、公害防止に決意を新たに取組む考えがあるならば、提案と同時に、あるいはそれ以前に、その計画を国民の前に明らかにすべきであります。それを怠って、とにかく安全です、公害は出しません、政府を信用しなさいというだけでは、とうてい納得することはできないのであります。

安全研究体制に例をとりましたが、予算をつければ研究が進むだろうなどという政府の認識不足ぶりが暴露されたのであります。この状態では、国民が不安を持つのは当然であります。

第二は、特に、原子力発電所や核燃料再処理工場の建設について、政府の施策は慎重さを欠いていることでもあります。

わが党は、国民の幸福のために原子力の平和利用が進められることについて、確とした政策を持っております。原子力発電につきましても、将来においてはエネルギー安定供給の有力なない手になるものと期待してはおります。しかし、まことに残念ながら、いまの政府が、その期待を裏切り、外国から輸入する軽水炉の設置をヤミくも急いで、その結果、故障、事故を続発させ、将来への基礎固めをむしろおくらせているのであります。きわめて軽率といわなければなりません。関西電力美浜原子力発電所のトラブルは、これを端的に示すものであります。

以上、具体的に理由をあげて、本案に反対するものであります。

原子力について、世界のいかなる国も味わったことのないおそろしい体験をしているわが国におきましては、原子力の開発にあたっては、世界最高の慎重さが必要であります。しかるに政府は、これを忘却して、ひたすら発電規模の拡大へと暴走しようとしておりますが、これは原子炉の暴走事故とは異なり、いままらでも十分阻止できるのであります。ぜひとも深い反省を求めたいのであります。(拍手)

その意味におきまして、原子力発電は火力や水力発電とは切り離し、原子力基本法の精神のもとに、別個の体系として独自の対策を講ずべきであるにもかかわらず、いずれも同列に扱っているのは、本案の重大な欠陥であります。

そもそも原子力発電は、国民に信頼される科学技術行政を母体としなければなりません。最近、その行政をめぐる幾多の不祥事件が相次ぎ、逆に不信感を植えつけようになっている実態は、遺憾にたえないところであります。この姿勢の正し方が何よりも先決問題であることをここで警告したいのであります。

第三に、本案は、政府がどのように説明しようとして、あくまで産業の利益を追求するための開発法案にすぎないことを指摘いたします。

本案は、発電所の周辺において、道路、港湾その他の施設を若干整備することによって、地域住民の賛成を求めようとするものであります。このようなねらいは見当違いもはなはだしいのであります。現在、周辺が多少便利になるなら、安全、公害をやかましく言うまいなどと考えるのは、目先の利益しか念頭にない一部の企業か、それを擁護しようとする一握りの為政者だけであります。

電力帯給の見直しにおきましても、政府は、高度成長政策の反省がないまま、産業向け電力を優先的に考え、これが不足しそうだというので、あわてて本案のような小手先の策を思いついたのであります。

このような企業本位、経済優先の政策は、時代に逆行するものであり、とうてい賛成しがたいのであります。(拍手)

第四は、本案が決して地域住民の福祉向上にならないということであります。

本来、過密過疎の解消、地域格差の是正を通じて住民福祉の向上をはかることは、国の固有の責務であります。その政策が満足でないのに、発電所を建設しようとするところにだけに金を回そうというのには、筋が通らないばかりか、発電所が設置された周辺の市町村は、将来にわたって、金では解決できない心配をかかえるのであります。これはむろん住民福祉とは逆のものであります。さらに、損得を考へても、発電所設置後に市町村が必要とする巨額の安全監視対策費、公害防止対策費、もたらした交付金を上回る負担にならないかどうか、疑わしいのであります。

しかも、本案による交付金の財源は、電気料金に織り込まれるところの電源開発促進税であり、国民が大幅な電気料金の値上げとともに負担するものであります。完全な政府の責任転嫁であります。

以上、基本的な反対理由だけをあげましたが、要するに本案は金で片づけようとするものであり、金で人間の生命、健康、生活環境を買えるはずがないのに、あえて挑戦しようとしているように感ずるのであります。

昨日、本院におきまして、福田大蔵大臣は、金さえ出せば何とかなるという風潮は困ったものだ、特に政治の世界にそれが多いいった意味のことを語っております。政府はこの考えに立ち戻って、本案に再検討を加え、出直すよう強く要求をいたしました。私の反対討論を終わります。

(拍手)  
○議長(前尾繁三郎君) これにて討論は終局いたしました。  
採決いたします。  
本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 森喜朗君の動議に御異議ありませんか。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

電源開発促進税法案、電源開発促進対策特別会計法案、右両案を一括して議題といたします。

電源開発促進税法案(内閣提出)  
電源開発促進対策特別会計法案(内閣提出)  
○森喜朗君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、電源開発促進税法案、電源開発促進対策特別会計法案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 森喜朗君の動議に御異議ありませんか。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

電源開発促進税法案、電源開発促進対策特別会計法案、右両案を一括して議題といたします。

右  
電源開発促進税法案  
国会に提出する。  
昭和四十九年三月四日  
内閣総理大臣 田中 角榮

目次  
第一章 総則(第一条—第四条)  
第二章 課税標準及び税率(第五条—第六条)  
第三章 申告及び納付(第七条—第八条)  
第四章 雑則(第九条—第十二条)  
第五章 罰則(第十三条—第十五条)  
附則

第一章 総則  
(課税目的及び課税物件)  
第一条 原子力発電施設、火力発電施設、水力発電施設等の設置を促進する等のための財政上の措置に要する費用に充てるため、一般電気事業者の販売電気には、この法律により、電源開発促進税を課する。  
(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
一 一般電気事業者又は一般電気事業者 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項又は第二項(定義)に規定する一般電気事業者又は一般電気事業者をいう。  
二 販売電気 次に掲げる電気をいう。  
イ 一般電気事業者が他からの需要に応じ供給した電気(他の一般電気事業者に当該他の一般電気事業者が一般電気事業の用に供するための電気として供給したもの及び電気事業法第二十五条第一項(振替供給)の許可に係る契約により供給したものを除く。)

ロ 一般電気事業者が自ら使用した電気(発電のために直接使用したものを除く。第七一条第一項第二号において同じ。)  
(納税義務者)  
第三条 一般電気事業者は、その販売電気につき、電源開発促進税を納める義務がある。  
(納税地)  
第四条 電源開発促進税の納税地は、当該一般電気事業者の住所とする。  
第二章 課税標準及び税率  
(課税標準)  
第五条 電源開発促進税の課税標準は、一般電気事業者の販売電気の電力量とする。  
2 一般電気事業者の販売電気で電気事業法第十九条第一項(供給規程)に規定する供給規程においてその料金が定額をもつて定められているものについての前項の販売電気の電力量の計算に

一 一般電気事業者又は一般電気事業者 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項又は第二項(定義)に規定する一般電気事業者又は一般電気事業者をいう。  
二 販売電気 次に掲げる電気をいう。  
イ 一般電気事業者が他からの需要に応じ供給した電気(他の一般電気事業者に当該他の一般電気事業者が一般電気事業の用に供するための電気として供給したもの及び電気事業法第二十五条第一項(振替供給)の許可に係る契約により供給したものを除く。)

ロ 一般電気事業者が自ら使用した電気(発電のために直接使用したものを除く。第七一条第一項第二号において同じ。)  
(納税義務者)  
第三条 一般電気事業者は、その販売電気につき、電源開発促進税を納める義務がある。  
(納税地)  
第四条 電源開発促進税の納税地は、当該一般電気事業者の住所とする。  
第二章 課税標準及び税率  
(課税標準)  
第五条 電源開発促進税の課税標準は、一般電気事業者の販売電気の電力量とする。  
2 一般電気事業者の販売電気で電気事業法第十九条第一項(供給規程)に規定する供給規程においてその料金が定額をもつて定められているものについての前項の販売電気の電力量の計算に

一 一般電気事業者又は一般電気事業者 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項又は第二項(定義)に規定する一般電気事業者又は一般電気事業者をいう。  
二 販売電気 次に掲げる電気をいう。  
イ 一般電気事業者が他からの需要に応じ供給した電気(他の一般電気事業者に当該他の一般電気事業者が一般電気事業の用に供するための電気として供給したもの及び電気事業法第二十五条第一項(振替供給)の許可に係る契約により供給したものを除く。)

ロ 一般電気事業者が自ら使用した電気(発電のために直接使用したものを除く。第七一条第一項第二号において同じ。)  
(納税義務者)  
第三条 一般電気事業者は、その販売電気につき、電源開発促進税を納める義務がある。  
(納税地)  
第四条 電源開発促進税の納税地は、当該一般電気事業者の住所とする。  
第二章 課税標準及び税率  
(課税標準)  
第五条 電源開発促進税の課税標準は、一般電気事業者の販売電気の電力量とする。  
2 一般電気事業者の販売電気で電気事業法第十九条第一項(供給規程)に規定する供給規程においてその料金が定額をもつて定められているものについての前項の販売電気の電力量の計算に

一 一般電気事業者又は一般電気事業者 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項又は第二項(定義)に規定する一般電気事業者又は一般電気事業者をいう。  
二 販売電気 次に掲げる電気をいう。  
イ 一般電気事業者が他からの需要に応じ供給した電気(他の一般電気事業者に当該他の一般電気事業者が一般電気事業の用に供するための電気として供給したもの及び電気事業法第二十五条第一項(振替供給)の許可に係る契約により供給したものを除く。)

ロ 一般電気事業者が自ら使用した電気(発電のために直接使用したものを除く。第七一条第一項第二号において同じ。)  
(納税義務者)  
第三条 一般電気事業者は、その販売電気につき、電源開発促進税を納める義務がある。  
(納税地)  
第四条 電源開発促進税の納税地は、当該一般電気事業者の住所とする。  
第二章 課税標準及び税率  
(課税標準)  
第五条 電源開発促進税の課税標準は、一般電気事業者の販売電気の電力量とする。  
2 一般電気事業者の販売電気で電気事業法第十九条第一項(供給規程)に規定する供給規程においてその料金が定額をもつて定められているものについての前項の販売電気の電力量の計算に

一 一般電気事業者又は一般電気事業者 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項又は第二項(定義)に規定する一般電気事業者又は一般電気事業者をいう。  
二 販売電気 次に掲げる電気をいう。  
イ 一般電気事業者が他からの需要に応じ供給した電気(他の一般電気事業者に当該他の一般電気事業者が一般電気事業の用に供するための電気として供給したもの及び電気事業法第二十五条第一項(振替供給)の許可に係る契約により供給したものを除く。)

ロ 一般電気事業者が自ら使用した電気(発電のために直接使用したものを除く。第七一条第一項第二号において同じ。)  
(納税義務者)  
第三条 一般電気事業者は、その販売電気につき、電源開発促進税を納める義務がある。  
(納税地)  
第四条 電源開発促進税の納税地は、当該一般電気事業者の住所とする。  
第二章 課税標準及び税率  
(課税標準)  
第五条 電源開発促進税の課税標準は、一般電気事業者の販売電気の電力量とする。  
2 一般電気事業者の販売電気で電気事業法第十九条第一項(供給規程)に規定する供給規程においてその料金が定額をもつて定められているものについての前項の販売電気の電力量の計算に

一 一般電気事業者又は一般電気事業者 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項又は第二項(定義)に規定する一般電気事業者又は一般電気事業者をいう。  
二 販売電気 次に掲げる電気をいう。  
イ 一般電気事業者が他からの需要に応じ供給した電気(他の一般電気事業者に当該他の一般電気事業者が一般電気事業の用に供するための電気として供給したもの及び電気事業法第二十五条第一項(振替供給)の許可に係る契約により供給したものを除く。)

ロ 一般電気事業者が自ら使用した電気(発電のために直接使用したものを除く。第七一条第一項第二号において同じ。)  
(納税義務者)  
第三条 一般電気事業者は、その販売電気につき、電源開発促進税を納める義務がある。  
(納税地)  
第四条 電源開発促進税の納税地は、当該一般電気事業者の住所とする。  
第二章 課税標準及び税率  
(課税標準)  
第五条 電源開発促進税の課税標準は、一般電気事業者の販売電気の電力量とする。  
2 一般電気事業者の販売電気で電気事業法第十九条第一項(供給規程)に規定する供給規程においてその料金が定額をもつて定められているものについての前項の販売電気の電力量の計算に

関し必要な事項は、政令で定める。

(税率)

第六条 電源開発促進税の税率は、販売電気千キロワット時につき、八十五円とする。

第三章 申告及び納付

(課税標準及び税額の申告)

第七条 一般電気事業者は、毎月、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 その月中において料金の支払を受ける権利が確定した販売電気の電力量

二 その月中において一般電気事業者が自ら使用した電気の電力量

三 前二号に掲げる電力量の合計電力量(次号において「課税標準電力量」という。)

四 課税標準電力量に対する電源開発促進税額(以下「納付すべき税額」という。)

五 その他参考となるべき事項

2 前項第二号に掲げる電力量は、当該電力量として政令で定めるところにより計量した電力量に相当する電力量とする。

(電源開発促進税の期限内申告による納付)

第八条 前条第一項の規定による申告書を提出した一般電気事業者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する電源開発促進税を、国に納付しなければならない。

第四章 雑則

(一般電気事業者の開設等の届出)

第九条 一般電気事業を開始し、廃止し、若しくは休止しようとする者又は当該一般電気事業の許可を取り消された者は、政令で定めるところにより、その旨を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

2 電気事業法第十一条第一項(承継)の規定により一般電気事業者についてその地位の承継があった場合(一般電気事業の全部の譲渡により

その地位の承継があつた場合を除く。第十一條において同じ)においては、当該地位を承継した者は、政令で定めるところにより、当該地位を承継した日から一月以内に、その旨を書面により、納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。この場合において、当該期間内にその届出がされたときは、当該地位を承継した日において、前項の規定による届出があつたものとみなす。

(帳簿義務)

第十条 一般電気事業者は、政令で定めるところにより、その販売電気の電力量、納付すべき税額その他これらに関する事項を帳簿に記載しなければならない。

(申告義務等の承継)

第十一条 電気事業法第十一条第一項(承継)の規定により一般電気事業者についてその地位の承継があつた場合においては、当該地位を承継した者は、当該一般電気事業者の次に掲げる義務を承継する。

一 第七条第二項の規定による申告の義務

(当該職員等の責任)

第十二条 国税庁の当該職員又は一般電気事業者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、電源開発促進税に関する調査について必要があるときは、一般電気事業者に対し電気を供給したと認められる者その他自己の事業に関し一般電気事業者と取引があると認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 国税庁の当該職員又は一般電気事業者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、電源開発促進税に関する調査について必要があるときは、一般電気事業者に対し電気を供給したと認められる者その他自己の事業に関し一般電気事業者と取引があると認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

3 前二項の規定は、国税庁の当該職員及び納税

地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員以外に、当該職員その他の所属する税務署又は国税局の所轄区域内に営業所、事務所その他の事業場又は電気事業法第二条第七項(定義)に規定する電気工作物を有する一般電気事業者に対する質問又は検査について準用する。

4 前三項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項又は第二項(これらの規定を第三項において準用する場合を含む)の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第五章 罰則

第十三条 偽りその他不正の行為により電源開発促進税を免れ、又は免れようとした者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪に係る販売電気に対する電源開発促進税に相当する金額が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超え当該電源開発促進税に相当する金額以下とすることができる。

第十四条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第七条第一項の規定による申告書の提出を怠つた者

二 第十条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

三 第十二条第一項又は第二項(これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む)の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金を科する。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行し、同年十一月一日以後に料金の支払を受ける権利が確定される販売電気及び同日以後に第七条第二項の計量される同条第一項第二号に規定する電気に對する電源開発促進税について適用する。

(国税通則法の一部改正)

2 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「第十三号」を「第十四号」に改め、第十五号を第十六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 電源開発促進税 販売電気の料金の支払を受ける権利の確定の時

第二十一条第二項、第三十条第二項、第三十条第二項及び第四十三条第二項中「又は贈与税」を、「贈与税又は電源開発促進税」に改める。

第四十六条第一項第一号イ中「航空機燃料税」の下に「電源開発促進税」を加える。

第八十五条第一項及び第八十六条第一項中「又は贈与税」を、「贈与税又は電源開発促進税」に改める。

理 由

今次の税制改正の一環として、原子力発電施設、火力発電施設、水力発電施設等の設置を促進する等のための財政上の措置に要する費用に充てるため、新たに一般電気事業者の販売電気に對し電源開発促進税を課税することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電源開発促進対策特別会計法案

右 国会に提出する。  
昭和四十九年三月四日  
内閣総理大臣 田中 角榮

電源開発促進対策特別会計法

(設置)  
第一条 電源開発促進税の収入を財源として行う電源開発促進対策に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2 前項の「電源開発促進対策」とは、発電用施設周辺地域整備法(昭和四十九年法律第 号)第七条の規定に基づく交付金の交付及び同法第二条に規定する発電用施設の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電用施設の設置の円滑化に資するための財政上の措置で政令で定めるものをいう。

(管理)  
第二条 この会計は、内閣総理大臣、大蔵大臣及び通商産業大臣(以下「所管大臣」という。)が、法令で定めるところに従い、管理する。

2 この会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、会計全体の計算整理に関するものについては通商産業大臣が、その他のものについては、所掌事務の区分に応じ、所管大臣の全部又は一部が行うものとする。

(歳入及び歳出)  
第三条 この会計においては、電源開発促進税の収入、第十一条第三項ただし書の規定による一時借入金金の借換えによる収入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、第一条第二項の交付金及び同項の財政上の措置に要する費用、第十一条第一項の規定による一時借入金金の利子、同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金金の償還金及び利子、事務取扱費並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)  
第四条 所管大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)  
第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて歳及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)  
第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第四条に規定する歳入歳出予算計算書を添付しなければならない。

(剰余金の繰入れ)  
第七条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)  
第八条 所管大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)  
第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書を添付しなければならない。

(余裕金の預託)  
第十条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(一時借入金等)  
第十一条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の借換えをすることができ。

4 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

(一時借入金の借入れ及び償還の事務)  
第十二条 前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)  
第十三条 第十一条第一項の規定による一時借入金の利子並びに同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出残額の繰越し)  
第十四条 この会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 所管大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越しをしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(実施規定)  
第十五条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。

2 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「外国為替資金特別会計」を「電源開発促進対策特別会計、外国為替資金特別会計」に改める。

3 国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「一般会計又は」の下に「電源開発促進対策特別会計」を加える。

4 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 電源開発促進対策特別会計の経理を行うこと。

5 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の六第五号中「及び石炭及び石油対策特別会計」を、「石炭及び石油対策特別会計及び電源開発促進対策特別会計」に改める。

理由

発電用施設周辺地域整備法に基づく交付金の交付及び発電用施設の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電用施設の設置の円滑化に資するための財政上の措置に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長長の報告を求めま

大蔵委員長安倍晋太郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔安倍晋太郎君登壇〕

○安倍晋太郎君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のとおり、政府においては、最近における電力需給の逼迫の状況にかんがみ、発電所等の周辺地域における公共用施設の整備をはかることなどを通じて、その設置を積極的に進めることとしておりますが、この二つの法律案は、別途提案されております発電用施設周辺地域整備法案とともに、その施策の一環をなすものでありまして、発電用施設の設置を促進するための財政上の措置に要する費用に充てるため、新たに電源開発促進税を設けるとともに、これを財源として行なう電源開発促進対策を一般会計と区分して経理するため、特別会計を設置しようとするものであります。

初めに、両案の概要を申し上げますと、まず、電源開発促進税法案は、一般電気事業者を納税義務者とし、その販売電気を課税物件とすること、税率を販売電気キロワット時につき八十五円とすること、その他、税額の申告及び納付、納税地、記帳義務等について所要の規定を設けることといたしております。

なお、この法律は、本年十月一日から施行することといたしております。

次に、電源開発促進対策特別会計法案は、電源開発促進税の収入を財源として行なう電源開発促進対策に関する政府の経理を明確にするため、電源開発促進対策特別会計を設置し、一般会計と区分して経理すること、この特別会計において経理する対象を明確にするため、電源開発促進対策として、発電用施設周辺地域整備法に基づく交付金の交付及び発電用施設の周辺の地域における安全

対策のための財政上の措置、その他の発電用施設の設置の円滑化に資するための財政上の措置を定めること、その他、この特別会計の歳入及び歳出について所要の規定を設けるほか、予算及び決算の作成及び提出、一時借入れ金の借入れ等、この会計の経理に関し必要な事項を定めることといたしております。

以上が両法律案の概要であります。両案につきましては、参考人を招致してその意見を聴取する等、慎重に審査を行いました結果、本日質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して三枝三郎君より両案に賛成の旨の、また、日本社会党を代表して山田耻目君、日本共産党・革新共同を代表して増本一彦君、公明党を代表して広沢直樹君及び民社党を代表して竹本孫一君より、それぞれ両案に反対である旨の意見が述べられました。

次いで、採決いたしました結果、両案はいずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 両案を一括して採決いたします。

○議長(前尾繁三郎君) 両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十六分散会

出席國務大臣

- 大蔵大臣 福田 赴夫君
- 厚生大臣 齋藤 邦吉君
- 通商産業大臣 中曾根康弘君
- 建設大臣 龜岡 高夫君
- 国務大臣 小坂徳三郎君
- 国務大臣 二階堂 進君
- 国務大臣 保利 茂君
- 国務大臣 三木 武夫君

○明詔を省略した議長の報告

〔議決通知〕  
一、昨二十三日、本院は次の件を議決した旨内閣に通知した。  
日本放送協会昭和四十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書  
(常任委員辞任及び補欠選任)  
一、昨二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

- 外務委員
- 辞任 土井たか子君 補欠 山本 政弘君
- 文教委
- 辞任 山本 政弘君 補欠 土井たか子君
- 社会労働委員
- 辞任 受田 新吉君 補欠 安里積千代君

- 小沢 一郎君 補欠 加藤 紘一君
- 竹中 修一君 補欠 大橋 武夫君
- 旗野 進一君 補欠 中村 拓道君
- 林 大幹君 補欠 羽生田 進君
- 多賀谷眞稔君 補欠 高本 虎三君
- 農林水産委員
- 辞任 神田 大作君 補欠 小沢 貞孝君
- 小沢 貞孝君 補欠 神田 大作君
- 商工委員
- 辞任 小沢 貞孝君 補欠 中村 拓道君
- 小山 省二君 補欠 大橋 武夫君
- 松永 光君 補欠 松永 光君
- 大橋 武夫君 補欠 松永 光君
- 中村 拓道君 補欠 小山 省二君
- 予算委員
- 辞任 多賀谷眞稔君 補欠 高本 虎三君
- 松本 善明君 補欠 田代 文久君
- 安里積千代君 補欠 神田 大作君
- 島本 虎三君 補欠 多賀谷眞稔君
- 田代 文久君 補欠 松本 善明君
- 神田 大作君 補欠 安里積千代君
- 決算委員
- 辞任 田代 文久君 補欠 野間 友一君
- 野間 友一君 補欠 田代 文久君
- (特別委員辞任及び補欠選任)  
一、昨二十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
- 石炭対策特別委員
- 辞任 戸井田三郎君 補欠 栗山 ひで君
- 三原 朝雄君 補欠 愛野興一郎君
- 小宮 武喜君 補欠 竹本 孫一君
- 愛野興一郎君 補欠 三原 朝雄君
- 栗山 ひで君 補欠 戸井田三郎君
- 竹本 孫一君 補欠 小宮 武喜君

昭和四十九年五月二十四日 衆議院會議録第三十四号 朗読を省略した議長報告

(議案提出)

一、今二十四日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。  
日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

内閣法の一部を改正する法律案(小宮山重四郎君外一名提出)  
(議案付託)

一、今二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。  
内閣法の一部を改正する法律案(小宮山重四郎君外一名提出、衆法第四二二号)  
内閣委員会 付託

(議案送付)

一、昨二十三日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。  
参議院議員の通常選挙に関する臨時特例法案

一、昨二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。  
公職選挙法の一部を改正する法律案  
(答弁書受領)

一、今二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。  
衆議院議員木原実君提出成田パイプラインの安全対策に関する質問に対する答弁書

成田パイプラインの安全対策に関する質問主意書  
提出者 木原 実  
昭和四十九年四月十一日

衆議院議長 前尾繁三郎殿  
成田パイプラインの安全対策に関する質問主意書

昭和四十八年九月十八日に提出した「成田パイプラインの安全対策に関する質問主意書(質問第二〇号)」に対し、同年九月二十八日、内閣衆質七一第二〇号の答弁書の送付を受けた。

それによれば、標記パイプラインの安全は、「石油パイプライン事業法による技術基準」の告示を待つて所定の手続きが講じられ、新東京国際空港公園(以下「空港公園」という)に対し、適切な指示を与えるとのことであつた。

「石油パイプライン事業法による技術基準」は、右の答弁書の送付された同年九月二十八日に告示され、既に六か月を経た。それゆゑ政府においては、空港公園に対し適切な指示を与えられたものと推察する。

本質問は、右に基づき、政府並びに空港公園の措置及び六か月間に空港公園がパイプラインの工事及び保全について実施したる事実行為につき、石油パイプライン事業法に關係するすべての法令に基づき問う次第である。

一 石油パイプライン事業法の省令に基づき、昭和四十八年九月二十八日技術上の基準の細目等が告示された。さきの答弁書によるならば、この告示後早急に工事計画の認可の申請がなされることであるから、申請認可という手続きはなされたと推察される。よつて、次の各項目に対し、明確な回答を求めらる。

(1) 空港公園に対し、石油パイプライン事業法第十五条に基づく工事認可を与えた年月日はいつか。

(2) かかる工事認可を与えていないならば、その理由はなにか。具体的に示されたい。

(3) 空港公園より工事認可の申請がなされていない場合、空港公園が工事認可の申請をしない理由及び申請できない理由をそれぞれ具体的に明らかにされ、今後の方策も併せ明示されたい。

(4) 昨年末、運輸、自治両大臣により、かかる工事計画の認可の申請期限が昭和五十年三月三十一日と指定されたと聞くが、何ゆゑこのように大幅な期間(余裕)を与え、空港公園をあまやかさねばならないのか。

二 空港公園が、千葉市内を起点とし新空港間に至る区間に埋設した石油パイプラインは、石油パイプライン事業法の全面適用を同法施行時より受けていることは明らかである。

(1) 空港公園法第二十四条に基づく業務方法書に基づき運輸大臣の承認を受けた空港公園航空機給油施設の建設及び管理規程(昭和四十七年三月一日)の効力は既に消滅しているのか。

(2) 空港公園は、石油パイプライン事業法施行前には右の業務方法書で定められた航空機給油施設の建設及び管理規程に基づくパイプライン施設の設置と、行政財産等の使用の許可を受けて關係する工事を行つてきたと聞くが、石油パイプライン事業法施行後においても同法の再申請をする必要がないとするならば、その理由は何か。また、許可等の更新、継続は、空港公園法、石油パイプライン事業法のいずれを前提としてなしたかを明示されたい。

三 石油パイプライン事業法の「技術基準」によれば、空港公園が既に埋設したパイプラインは、著しく右の技術基準に違反している。事実、成田市内「暫定」パイプライン埋設工事の東関東自動車道わきより新空港に至る区間のほり返しがそれを立証している。

(1) 既に埋設のパイプラインが、右の「技術基準」に違反している事項を細大漏らさず具体的に明らかにされたい。

(2) 右の事項に対し、現在までどのような処置をされたか、今後どのようにするつもりか、具体的に明らかにされたい。

四 空港公園総裁今井榮文氏が、昭和四十七年八月十九日付文書をもつて、千葉市内パイプライン沿線住民、千葉市当局の三者で会談を行うことを約束し、さきの答弁書においても「今後も公園が地元住民との話し合いを積極的に進めたい」と述べられている。

い、地元住民の理解と協力を得られるよう努めることについて十分指導していく方針である」としている。

(1) 右の三者会談は、今日に至るも実行されていないが、何ゆゑ実行されないのか。

(2) かかる三者会談をいつまでに実施させるつもりか。その理由は何か。

(3) さきの答弁書にある地元住民の理解と協力を得る具体的な行為を今もつてなしていない理由は何か。

五 千葉市内埋立地のパイプライン埋設工事に使用した「埋戻用砂」に海砂を使用した報道につき、「事実なし」とされたが、その後住民の調査ではその疑いはますます増大している。よつて、空港公園が埋戻しに使用した山砂に関し、次の事項につき明らかにされたい。

(1) 政府は、空港公園よりの報告を受けて「事実なし」としたが、何ゆゑ自ら調査しなかつたのか。

(2) 成田パイプライン全工区別に、山砂使用量、採取地を明示すること。

(3) 空港公園「パイプライン工事標準仕様書」(昭和四十七年四月)3・2・8埋戻し(6)に記載された「監督職員の承認」は、具体的に何を示すのか明らかにされたい。

六 成田パイプライン埋設後の保守管理は、空港公園のパイプラインに関する管理規程や、空港公園と千葉県との協定(航空燃料パイプライン敷設に関する協定、昭和四十七年三月十五日)千葉県と交わした協定書(新東京国際空港に係る航空燃料輸送パイプラインに関する協定書、同年三月九日)に明確に記載されているが、空港公園はそれを遵守していない。

守管理体制を確保するとして、住民の抱く危くは杞憂にすぎないとしてきたが、次の各事項で明白のごとく、その保守管理体制のずさんさが当然のごとく露呈された。地元住民はこれらの事実が起こるのは「空港公園の姿勢として必然的に生じるもの」とし、また、それは氷山の一角にすぎないとしている。

(1) 千葉港護岸敷内のパイプライン保安施設(バルブボックス、応力計、沈下計、電防ターミナル等のマンホール類及び漏油検知口)は、千葉県が本年一月より施工したアスファルト舗装下に埋没し、検知口のごときはその所在を知ることすら不可能である。

これに対し、空港公園は本年三月三十一日現在ならぬ処置を講じていない。地元住民はこの事実に関し、去る三月二十八日千葉県知事に対し文書をもつて申し入れた。

政府は、右の事実を調査の上、その責任の所在、処置を明確にされたい。

(2) 同所において千葉市が企業者となり中央卸売市場橋りょう下部工事を施工中であるが、この工事によりパイプライン防護工(カルバート)が露出している。この防護工の防護がならぬとされるため、当該防護工の側壁は損傷を受け、満潮時には底床が洗い流され、また、防護工上部には多量の建設用仮設重量物が乗せられている。また、日曜日などの休日には監督係員の立ち合ひなく、現場労働者のみ施工し、ならぬ保全策はなされていない。政府はかような事実を関知しているか。

(3) 同市稲毛海岸五丁目地先のバルブボックスは、千葉市消防局駐車場の防護柵により閉鎖不能となっている。パイプラインの直接監督の任にある消防機関がかかる行為をなし、空港公園がそれを放置している理由はなにか。

(4) 右の1〜3で明らかのように空港公園は、パイプラインの保守管理をならぬ実施せず、

住民の主張の正当性を立証している。政府の見解を示されたい。

昭和四十九年五月二十四日

内閣総理大臣 田中 角榮

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員木原実君提出成田パイプラインの安全対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木原実君提出成田パイプラインの安全対策に関する質問に対する答弁書

本格パイプラインルートのうち、千葉市内工事について再検討を要する部分があること及び石油パイプライン事業法に基づく技術基準に適合させるための設計変更について検討を行う必要があること等の理由により、工事計画の認可申請に際しては準備期間が必要と考えられるので、その申請期限を昭和五十年三月三十一日と指定したものである。

二について

(1) 新東京国際空港公園航空機給油施設の建設及び管理規程(以下「建設及び管理規程」という)は、新東京国際空港公園(以下「公園」という)の設置する石油パイプラインに係る事業用施設が石油パイプライン事業法に基づく技術基準に適合しなればならないことを前提としているものであり、したがって、同法の施行に伴って建設及び管理規程の効力が消滅するものではない。

(2) パイプラインの設置が、建設及び管理規程に準拠するものであるか、石油パイプライン事業法に基づく手続によるものであるかを問わず、公園は、パイプラインの設置のため道路等を占用する場合には、道路法第三十二条第一項の許可等を受けるべきものである。

三について  
石油パイプライン事業法に基づく技術基準の省令及び告示の制定に伴って、漏えい拡散防止措置、漏えい検知装置、感震装置等の手直し等を要するものと考えられるので、公園は、工事計画の認可申請に当たっては、石油パイプライン事業法に基づく技術基準に適合させるよう必要な設計変更を行うこととしている。

御指摘の地区に係るパイプラインに関する話し合いについては、本格パイプラインの設置の円滑な実施のため必要な時期に行うよう、公園に対し十分指導する考えである。

五について  
(1) 公園で行った現地調査は、十分なものと判断した。  
(2) 本格パイプラインの山砂使用量及び採取地は、次のとおりである。

工 区 名	使用量(立方メートル)	採 取 地
護 岸 敷 埋 立 地	六〇、〇八〇	市原市大成町 長生郡長柄町刑部
水 道 道 路	三、三三〇	印旛郡八街町 東金市丹夫台
千 葉 市	四、三一〇	千葉市土気町
四 街 道 町	一五、五二〇	香取郡大栄町
酒 々 井 町	二五、〇〇〇	印旛郡酒々井町
成 田 市	四、一三〇	成田市久住町
資 材 道 路	六、一一〇	香取郡大栄町
空 港 場 内	三、六五〇	東金市豆作谷

(3) 監督職員の承認は、請負者よりの承認申請に基づき採取地の試料による粒度分析を行い、その粒度組成が埋戻し土として適合する範囲内にあることを確認したうえで行われるものである。

六について  
(1) 舗装下に埋没したものは、漏えい検知口(電防ターミナルを兼ねる)九個であるが、公園では千葉県と協議し昭和四十九年五月一日に補修工事を行った。このため現在では支障

のない状態に管理されている。  
(2) 橋梁下部工事は、千葉市が千葉県及び公園と協議を行い施工しているものである。  
作業中カルバート側壁にすり傷が生じたり、埋設箇所上部に建設資材が仮置されていた事実があつたので、公園から工事関係者に対して申入れを行い速やかに是正させたものである。  
なお、公園では必要に応じて工事の立会いをして、施設の保全に努めている。

昭和四十九年五月二十四日 衆議院會議録第三十四号 議案に関する報告書

(3) 御質問に係る欄は車両等が立ち入らないよう防護するものであり、必要時におけるバルブボックスの開閉は可能である。

(4) 本格パイプラインの既設部分については、公団において常時パトロールを実施しているとの報告を受けているが、今後更に保守管理に留意するよう指導する考えである。右答弁する。

結核予防法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、近年、結核患者は著しく減少し、健康診断による患者の発見率も低いものになつていく状況等にかんがみ、結核予防法による定期健康診断及び予防接種を結核患者の発生状況等に即応して適切に実施することができるように行うこととする等、その要旨は、次のとおりである。

- 1 結核の定期健康診断は、毎年行うこととされているのを、政令で定める定期において行うことに改めること。
- 2 ツベルクリン反応検査の反応が陰性又は疑陽性である者に対して予防接種を行うこととされているのを、陰性である者に対してのみ行うことに改めること。
- 3 市町村長は、小学校就学の始期に達しない者のうち、幼稚園や施設で集団生活をしていない者に対して、毎年、ツベルクリン反応検査を行い、かつ、その反応が陰性又は疑陽性である者に対して、定期の予防接種を行うこととされているのを、小学校就学の始期に達しない者に対して、政令で定める定期において、ツベルクリン反応検査を行い、かつ、その反応が陰性である者に対して、定期の予防接種を行うことに改めること。

4 医療給付に関する診療報酬請求事務の簡素化を図ること。

議案の可決理由

結核予防法による定期健康診断及び予防接種を結核患者の発生状況等に即応して適切に実施することができるようにすることは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和四十九年五月二十三日

社会労働委員長 野原 正勝

衆議院議長 前尾繁三郎殿

(別紙)

結核予防法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、結核対策推進のため、次の事項について格段の努力を払うべきである。

- 一 各地域における一般住民、とりわけ多発地域の住民、老人層及び零細企業従業員に対する定期健康診断の向上を図り、併せて患者家族等の定期外検診を強化、拡充すること。
- 一 幼年層の結核発生の予防のため、その合理的な方策を更に検討すること。
- 一 国立療養所等の病床を整備、活用し、併せて医師、看護婦等の確保に努め、感染性患者をはじめ入院を必要とする結核患者の入院促進を図ること。
- 一 再発、再入院を防止するため、退院者の追跡健康管理、後保護等の措置に万全をつくすこと。
- 一 公衆衛生の重要性にかんがみ、その実施機関である保健所の機能を一層充実強化し、勤務職員等の待遇改善に特別の配慮をすること。
- 一 公費負担医療と国民健康保険の医療給付との調整に当たっては、患者の一部負担を軽減するよう努力すること。

結核研究所の助成強化に努めること。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、日雇労働者健康保険の給付を健康保険の給付に準ずる内容のものとするため、家族療養費の給付割合の引上げ、高額療養費の支給等給付内容の改善を行うとともに、保険料日額の改定等を行うとするもので、その要旨は、次のとおりである。

1 賃金日額の等級の新設

賃金日額の等級区分を次のように定めること。

- 第一級 千五百円未満
- 第二級 千五百円以上 二千五百円未満
- 第三級 二千五百円以上 三千五百円未満
- 第四級 三千五百円以上 五千円未満
- 第五級 五千円以上 六千五百円未満
- 第六級 六千五百円以上 八千円未満
- 第七級 八千円以上 九千五百円未満
- 第八級 九千五百円以上

2 医療給付の改善

- (1) 家族療養費及び特別療養費の給付割合を現行五割から七割に引き上げること。
- (2) 療養に要した費用が著しく高額であるときは、家族療養費又は特別療養費の支給にあわせて、自己負担とされるもののうち、一定限度額以上について、政令の定めるところにより高額療養費を支給すること。
- (3) 療養の給付期間及び家族療養費の支給期間を現行三年六箇月から五年に延長すること。

3 一部負担金の改定

初診時一部負担金の額を現行五十円以下において厚生大臣が定める額から二百円以下において厚生大臣が定める額とする。

4 現金給付の改善

(1) 現金給付に係る給付基準日額を次のように定めること。

- 第一級 千三百三十四円
- 第二級 二千円
- 第三級 三千円
- 第四級 四千四百円
- 第五級 五千七百五十円
- 第六級 七千二百五十円
- 第七級 八千七百五十円
- 第八級 一万二百五十円

(2) 傷病手当金の支給期間を現行三十日から六箇月(厚生大臣が指定する疾病については、一年六箇月)に延長するとともに、支給日額を賃金日額の等級に対応する給付基礎日額の十分の六に相当する金額とすること。

(3) 出産手当金の支給期間を現行分べんの日前九日、分べんの日以後二十一日から、分べんの日前四十二日、分べんの日以後四十二日に延長するとともに、支給日額について傷病手当金の支給日額と同様の改正を行うこと。

(4) 埋葬料の額を現行一万円から賃金日額の等級に対応する給付基礎日額に一箇月当たりの被保険者の平均就労日数を勘案して厚生大臣の定める日数を乗じて得た額(その額が三万円に満たないときは、三万円)に引き上げるとともに、家族埋葬料の額を現行二万円から三万円に引き上げること。

(5) 分べん費の額を現行二万円から賃金日額の等級に対応する給付基礎日額に一箇月当たりの被保険者の平均就労日数の二分の一に相当する日数を勘案して厚生大臣の定める日数を乗じて得た額(その額が六万円に満たないときは、六万円)に引き上げるとともに、配偶者分べん費の額を現行一万円から六万円に引き上げること。

5 保険料日額の改定

(1) 保険料日額 現行第一級五十円、第二級九十円、第三級百三十円、第四級二百円を次のように改めること。

- 第一級 六十円
- 第二級 百二十円
- 第三級 二百円
- 第四級 二百八十円
- 第五級 三百七十円
- 第六級 四百七十円
- 第七級 五百六十円
- 第八級 六百六十円

(2) 被保険者及び事業主は、それぞれ保険料の額の二分の一を負担すること。ただし、第一級の保険料は、被保険者が二十五円、事業主が三十五円負担し、第二級の保険料は、被保険者が五十五円、事業主が六十五円負担すること。

6 その他

被扶養者の範囲等に関する規定の整備を行うこと。

7 施行期日等

この法律は、昭和四十九年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

日雇労働者健康保険の給付を健康保険の給付に準ずる内容のものとするため、家族療養費の給付率の引上げ、高額療養費の支給等の措置を講ずるとともに、保険料日額の改定を行うことは、時宜に適するものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十九年度厚生保険特別会計(厚生省所管)の日雇健康勘定において、保険料日額改正による収入増として二十四億八千二百七十四万四円、保険給付の改正による支出増として十四億六千四百六十八万八千円、保険給付の改正による一般会計よりの受入れとして四億九千二百一十三万三千円が計上されている。

昭和四十九年五月二十三日

社会労働委員長 野原 正勝

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、医療保障を充実する責務にかんがみ、次の事項についてその実現に努めること。

- 一 医療供給体制を完備するため、無医地区の解消、救急医療体制の確立、病床の増大、差額ベッドの縮小、看護体制の充実、医師、看護婦等医療従事者の養成と待遇の改善等について積極的に推進すること。
- 一 五人未満事業所の従業員に対する政府管掌健康保険及び日雇労働者健康保険の適用の問題について具体的方策の樹立に努めること。
- 一 日雇労働者健康保険の保険給付の受給要件に ついて、日雇労働者の就労の実態を勘案し、その緩和措置を検討すること。
- 一 日雇労働者健康保険の財政状況の推移をみきわめつつ、累積赤字の処理、国庫負担のあり方及び労使負担区分のあり方等財政政策について検討すること。
- 一 高額療養費の支給要件及び支払方式について、なお検討すること。
- 一 日雇労働者健康保険の賃金日額の区分のあり方等については、今後十分に検討すること。

優生保護法の一部を改正する法律案(内閣提出、第七十一回国会閣法第一二二号)に関する報告書

議案の要旨及び目的  
本案は、優生保護対策の適切な実施を図るため、人工妊娠中絶の要件等を改めようとするもので、その要旨は、次のとおりである。

- 1 人工妊娠中絶の要件の改正
  - (1) 「妊娠の継続又は分べんが身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」となっている人工妊娠中絶の要件を「妊娠の継続又は分べんが母体の精神又は身体の健康を著しく害するおそれのあるもの」に改めること。
  - (2) 胎児が重度の精神又は身体の障害の原因となる疾病又は欠陥を有しているおそれが著しいと認められる場合も人工妊娠中絶ができることとする。
- 2 優生保護相談所の業務の改正  
優生保護相談所の業務に、適正な年齢で初回分べんが行われるようにするための助言及び指導等を加えること。
- 3 施行期日  
公布の日から施行すること。
- 二 議案の修正議決理由  
人工の妊娠中絶の要件等を改め、優生保護対策の適切な実施を期することは、時宜に適するものと認め、なお、精神障害等の胎児の人工妊娠中絶の要件につき修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

昭和四十九年五月二十三日

社会労働委員長 野原 正勝

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

優生保護法の一部を改正する法律案(小字及び一は修正)

優生保護法(昭和二十三年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

- 第十四条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「身体的又は経済的理由により」を削り、「健康」を「精神又は身体の健康」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 その胎児が重度の精神又は身体の障害の原因となる疾病又は欠陥を有しているおそれが著しいと認められるもの

第二十条中「とくに」の下に「適正な年齢において初回分べんが行なわれるようにするための助言及び指導その他妊娠及び分べんに関する助言及び指導並びに」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

環境庁設置法及び行政管理局設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的  
本案の主な改正点は、次のとおりである。

- (一) 環境庁設置法の一部改正  
公害健康被害補償法の実施に万全を期するとともに、公害に係る健康被害の原因の科学的究明等環境保健に関する事務を一元的に処理するため、企画調整局に環境保健部を設置し、公害健康被害補償不服審査会の庶務に関する事務は、同部がつかさどることとする。
- (二) 行政管理局設置法の一部改正  
1 全国各地に発生する環境問題を迅速かつ的確に把握し、環境行政の適切な運営に資するため、管区行政監察局及び沖繩行政監察事務所に、環境庁の所掌事務に関する調査、資料の収集等の事務を分掌させることとし、これらの事務については、環境庁長官が管区行政監察局及び沖繩行政監察事務所を指揮監督することとする。

昭和四十九年五月二十四日 衆議院會議録第三十四号 議案に関する報告書

2 業務の執行体制の整備を図るため、関東管区行政監察局及び近畿管区行政監察局に総務部を設置する。

なお、施行期日は、昭和四十九年七月一日としている。ただし、公害健康被害補償不服審査会の庶務に関する事務に係る部分は、公害健康被害補償法の施行の日から施行することとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、環境行政の効率的運営を図る等のため、おおむね妥当な措置と認め、附則については、修正することを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、環境庁に係る分として約二千二百五十六万円、行政管理庁に係る分として約六千三百七十五万円、合計約八千六百三十一万円が昭和四十九年度一般会計予算に計上されている。

昭和四十九年五月二十三日

内閣委員長 徳安 實藏

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

(小字は修正)

附則

1 (施行期日)

この法律は、昭和四十九年七月一日から施行する。ただし、第一条の規定中公害健康被害補償不服審査会の庶務に関する事務に係る部分は、公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第百一十一号)の施行の日から施行する。

(国家行政組織法の一部改正)

2 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第七條第四項中「かてて」を「代えて」に改め、同項に後段として次のように加える。

第二項の規定は、部に代えて局を置く庁の官房及び局につ

いて、これを準用する。

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の主な改正点は、次のとおりである。

1 恩給年額の増額

恩給年額を、昭和四十八年度における国家公務員給与の改善率による一・五・三%と、恩給と公務員給与との水準差を二年計画で補填するための七・三五%により、昭和四十九年十月分以降、原則として二三・八%増額する。

2 普通恩給等の最低保障制度の改善

(1) 長期在職者の最低保障年額の引上げ  
長期在職者(実在職年数が普通恩給所要年限以上の者)の普通恩給の最低保障年額について、六十五歳以上の者の場合は十三万四千四百円から三十二万一千六百円に、六十五歳未満の者の場合は十一万四千四百円から二十四万一千二百円にそれぞれ引き上げるとともに、普通扶助料の最低保障年額についてもこれに準じて引き上げる。  
(2) 短期在職者に対する最低保障制度の新設  
旧軍人を中心とする短期在職者(加算年を加えることによつて普通恩給所要年限に達する者)の普通恩給又は扶助料で、六十五歳以上の者又は妻子に給するものについて最低保障制度を設け、その年額を、実在職年数が九年以上の者に係る普通恩給は二十四万一千二百円、普通扶助料は十二万六千六百円とし、実在職年数が九年未満の者に係る普通恩給は十六万八千八百円、普通扶助料は八万四千四百円とする。

3 老齢者等の恩給の算出率の特例  
七十歳以上の老齢者又は七十歳未満の傷病者若しくは妻子に給する普通恩給又は扶助料の基礎となる普通恩給の年額を計算する場合

には、実在職年の年数が普通恩給の所要最短期間を超える一年ごとに基礎俸給の三分の一の割合をもつて計算して得た額を普通恩給の年額に加える。

4 旧軍人に対する一時恩給等の支給条件の緩和  
実在職年三年以上七年未満の下士官以上の旧軍人に係る一時恩給及び一時扶助料の支給条件のうち、下士官以上としての在職年が「二年以上」という条件を「六月以上」に緩和する。

5 普通恩給と併給される傷病年金等の減額率の緩和  
普通恩給と併給される傷病年金の減額率を二割五分から一割五分に緩和し、第七項の増加恩給の年額について所要の調整を行うとともに、第一款症以下の特例傷病恩給についても同様な措置を講ずる。

6 扶養加給年額の増額  
傷病恩給受給者の妻に係る加給の年額を二万八千八百円から四万二千元に引き上げるとともに、増加恩給(これに相当する特例傷病恩給を含む)受給者の扶養家族及び公務関係扶助料受給者の扶養遺族のうち、二人までに係る加給の年額を九千六百円から一万二千元に引き上げる。

7 教育関係職員の特例加給の改善  
勤続加給に関する規定の適用については、師範学校附属小、中学校の教職員を公立小、中学校の教職員に、小学校程度の学校の教育職員を中等学校の教職員にそれぞれみなすことができるものとする。

8 外国政府職員等の在職期間の通算条件の緩和  
(1) 外国政府職員、外国特殊法人職員及び外国特殊機関職員の在職期間を公務員期間に通算する場合における「外国政府職員等と

なるため退職したこと」という条件を緩和する。  
(2) 自己の責に帰すことができない特別の事由により外国政府職員等として昭和二十年八月八日まで在職することができなかった者に対しても、当該外国政府職員等としての在職期間を公務員期間に通算する。  
(3) 旧軍人又は警察監獄職員に相当する外国政府職員等の在職期間の計算については、十分の七換算規定の適用をしない。  
戦後の軍法会議議決刑者で恩赦を受けたものに対する恩給権の回復  
戦後、軍刑法に違反し、軍法会議により二年を超える刑に処せられ、恩給を受ける権利若しくは資格を失つた者で、恩赦法の規定により主たる罪につき刑の言渡しの効力が失われたものとされたもの又はその遺族については、恩給を受ける権利又は資格を回復させる。

9 恩給法施行前の異種公務員等としての在職期間の通算  
大正十二年の恩給法(教育職員にあつては昭和八年法律第五十号)施行前の異種公務員等の在職期間をすべて通算する。

10 元琉球大学教職員に対する恩給法の適用  
琉球諸島民政府に移管された日(昭和四十一年七月一日)前の琉球大学の教職員にも恩給法を適用する。

11 恩給外所得による普通恩給の停止基準の緩和  
1の恩給年額の増額措置に伴い、恩給外所得による普通恩給の停止基準を緩和する。

12 施行期日  
この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。

13 議案の可決理由  
本案は、最近の経済情勢の変動等にかんが

二 議案の可決理由  
本案は、最近の経済情勢の変動等にかんが

み、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和四十九年度一般会計予算に約三百三十一億円が計上されている。

なお、昭和五十年年度所要経費は、約千三百十六億円の見込みである。

昭和四十九年五月二十三日

内閣委員長 徳安 實藏

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について速やかに善処するよう要望する。

- 一 恩給法第二条ノ二について、その制定の趣旨にかんがみ、国家公務員の給与にスライドするようその制度化を図るとともに、一律アップ方式について、最近における現職公務員の給与改善の傾向を考慮して再検討を加えること。

一 恩給の改定時期の繰上げについては、年度当初からの実施を旨として検討すること。

一 恩給の最低保障額については、最近の社会経済事情を考慮して、その大幅な引上げを図ること。

一 旧軍人に対する一時恩給に関しては、引き続き実在職年が三年以上七年未満の兵に対しても支給の途を講ずること。

内閣法の一部を改正する法律案(小宮山重四郎君外一名提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的  
本案は、最近における行政事務の複雑、多様

化に対処するため、国務大臣の定数を一人増加して二十人とするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

内閣の機能強化を図る本案の趣旨は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約千七百万円の見込みであつて、昭和四十九年度一般会計予算に計上済みである。

昭和四十九年五月二十四日

内閣委員長 徳安 實藏

衆議院議長 前尾繁三郎殿

国土総合開発庁設置法案(内閣提出、第七十一回国会開法第二三三号)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、国土の総合開発に関する行政を総合的に推進する事務を行わせるため、国土総合開発庁を設置しようとするもので、その要旨は、次のとおりである。

(一) 設置

総理府の外局として、国土総合開発庁を設置する。

(二) 任務

国土総合開発庁は、国土の均衡ある発展を図り、豊かで住みよい地域社会の形成に寄与するため、国土の総合開発に関する行政を総合的に推進することをその主たる任務とする。

(三) 所掌事務及び権限

国土総合開発庁の主な所掌事務及び権限は次のとおりとする。

- 1 国土の総合開発に関する計画、大都市の機能の改善、地方の都市及び農山漁村の整備

備、総合的な交通施設の体系の整備、土地問題及び長期的な水の需給に関する政策等国土の総合開発に関する総合的かつ基本的な政策及び計画を企画、立案し、及び推進すること。

- 2 関係行政機関が行う国土の総合開発に関する基本的な政策及び計画並びに特定の地域の大規模な開発整備事業にかかる計画、経費の見積りの方針及び配分の計画等についてその事務の調整を行うとともに、国土総合開発計画に関する調査及び同開発計画の実施の調整を行うこと。
- 3 災害に関する施策を企画、立案し、及び推進するとともに、関係行政機関の事務の調整を行うこと。
- 4 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律等の各法律の施行に関する事務を行うとともに、国土総合開発法等国土の開発整備に関する諸法律に基づき内閣総理大臣の権限の行使につき内閣総理大臣を補佐すること。

- 1 国土総合開発庁の長は、国土総合開発庁長官とし、国務大臣をもつて充てることとする。
- 2 国土総合開発庁長官は、国土の総合開発を図るため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、国土の総合開発に関する重要事項について報告し、その報告に基づいてとつた措置について報告を求め、報告をすることができるものとするほか、内閣総理大臣に対し、報告した重要事項について内閣法第六条の規定による措置がとられるよう意見具申ができることとする。

- 3 国土総合開発庁の内部部局として、長官官房のほか、計画局、調整局、土地・水資源局、大都市圏整備局及び地方振興局の五

局を置くこととし、土地・水資源局には水資源部を置くこととする。

4 特別な職として、長官官房に官房長を置くほか、調整局及び地方振興局にそれぞれ次長一人を置くこととし、地方振興局に東北開発株式会社監理官一人を置くこととする。

5 国土総合開発庁の附属機関として、土地鑑定委員会を置くこととする。

そのほか、国土総合開発庁の設置に伴い、国務大臣一人を増員するための内閣法の改正、関係各省庁設置法の改正その他関係法律の整備を行うつて。

なお、施行期日は、昭和四十八年七月一日としている。

二 議案の修正議決理由

本案は、国土の総合開発に関する行政を総合的に推進するため国土総合開発庁を設置しようとするもので、その趣旨は、おおむね妥当なものと認めるが、国土の適正な利用を図ることとするためには、庁の名称、任務、所掌事務、権限及び内部部局等について修正を加えるほか、内閣法の改正規定等を削ることを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

一般事務処理費として、約十七億二千二百七十七万円が、昭和四十九年度一般会計予算に計上されている。

昭和四十九年五月二十四日

内閣委員長 徳安 實藏

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

国土総合開発庁設置法

(目的)

第一条 この法律は、国土総合開発庁の所掌事務

昭和四十九年五月二十四日 衆議院會議録第三十四号 議案に関する報告書

の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、**国土総合開発庁**を設置する。

(任務)

第三条 **国土総合開発庁**は、○国土を適正に利用することにより健康で文化的な生活環境の確保と展を図り、豊かで住みよい地域社会の形成に寄与するため、**国土の総合開発**に関する行政を総合的に推進することをその主たる任務とする。  
(所掌事務及び権限)

第四条 **国土総合開発庁**の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基づく命令を含む)に従つてなされなければならない。

- 一 国土の**総合開発**に関する総合的かつ基本的な政策及び計画を企画し、立案し、及び推進すること。
- 二 地価対策その他土地に関する総合的かつ基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること。
- 三 人口及び産業が過度に集中している大都市の機能の改善に関する総合的かつ基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること。
- 四 地方における都市及び農山漁村の整備に関する総合的かつ基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること。
- 五 首都圏整備計画、近畿圏整備計画及び中部圏開発整備計画の実施に関する事務について必要な調整を行ない、及びその実施を推進すること。
- 六 東北開発促進計画、九州地方開発促進計画

画、四国地方開発促進計画、北陸地方開発促進計画及び中国地方開発促進計画の実施に関する事務について必要な調整を行なうこと。  
六 地価対策その他土地に関する総合的かつ基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること。

七 長期的な水の需給に関する総合的かつ基本的な政策及び計画を企画し、立案し、及び推進すること。  
八 総合的な交通施設の体系の整備方針に關し、基本的な政策を企画し、立案し、及び推進し、並びに関係行政機関の事務を調整すること。

九 国土の**総合開発**に関する基本的な政策及び計画について、関係行政機関の事務の調整を行なうこと。  
○総合的かつ基本的な政策及び計画

十 **国土総合開発計画**に関する調査及び**国土総合開発計画**の実施の調整を行なうこと。  
○国土総合開発計画及び沖縄圏開発計画を指す

十一 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の開発整備のための大規模な事業(北海道又は沖縄県の区域内において行なわれるものを除く。次号において同じ。)について、関係行政機関の事務の調整を行なうこと。

十二 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の開発整備のための大規模な事業に係る政令で定める事業に関する経費について関係行政機関が行なう見積りの方針及び配分の計画の調整を行なうこと。

十三 全国的な幹線交通網を形成する政令で定める施設の整備に関する経費の見積りの方針の調整を行なうこと。

十四 災害に関する施策(他の行政機関の所掌に属するものを除く。)を企画し、立案し、及び推進し、並びに関係行政機関の災害に関する事務について必要な調整を行なうこと。

十五 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)の施行に関する事務(他の行政機関の所掌に属するものを除く。)を処理すること。

十六 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(昭和三十四年法律第十七号)の施行に関する事務を処理すること。

十七 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律(昭和三十九年法律第四百四十四号)の施行に関する事務を処理すること。

十八 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第四百四十五号)の施行に関する事務(他の行政機関の所掌に属するものを除く。)を処理すること。

十九 地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)の施行に関する事務を処理すること。

二十 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五百二十二号)の施行に関する事務を処理すること。

二十一 不動産鑑定士特別試験及び不動産鑑定士補特別試験に関する法律(昭和四十五年法律第十五号)の施行に関する事務を処理すること。

二十二 次に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項について内閣総理大臣を補佐すること。  
イ 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百十五号)  
ロ 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)  
ハ 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一百一号)  
ニ 筑波研究学園都市建設法(昭和四十五年法律第七十三号)

ホ 近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百一十九号)  
ヘ 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律  
ト 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第三号)  
チ 琵琶湖総合開発特別措置法(昭和四十七年法律第六十四号)  
リ 中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二百一十二号)  
又 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律(昭和四十二年法律第二百一十二号)  
ル 東北開発促進法(昭和三十三年法律第一百十号)  
ヲ 九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)  
ワ 四国地方開発促進法(昭和三十五年法律第六十三号)  
カ 北陸地方開発促進法(昭和三十五年法律第七十一号)  
キ 中国地方開発促進法(昭和三十五年法律第七十二号)  
ク 低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)  
ケ 新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第一百七十七号)  
コ 工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第四十六号)  
ク 特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)  
ネ 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)  
ノ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)  
ラ 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)  
ム 過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年

法律第三十一号)

ウ 奄美群島振興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)

ク 小笠原諸島復興特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)

カ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第三十二号)

キ 国土調査法(昭和二十六年法律第八十八号)

ク 国土調査促進特別措置法(昭和三十七年法律第四十三号)

ケ 水資源開発促進法(昭和三十六年法律第二百一十七号)

コ 水資源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第一百八号)

カ 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百一十八号)

キ 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)

ク 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)

ケ 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法(昭和三十三年法律第七十二号)

コ 北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)

カ 東北開発株式会社法(昭和十一年法律第十五号)

キ 国土総合開発庁の所掌事務に関する調

査及び研究に関する事務並びに国土総合開発庁の所掌事務に関する統計その他の資料の収集、整理及び保管に関する事務を行なうこと。

二十四 国土総合開発庁の所掌行政に関する広報を行ない、部内の人事、会計及び庶務に関する事務を処理し、並びに職員に貸与する宿舍その他職員の厚生及び保健のために必要な施設を設け、かつ、これを管理すること。

二十五 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき国土総合開発庁に属せられた事務を行なうこと。

第五節 国土総合開発庁に、長官官房及び次の五局を置く。

一 計画局

二 調整局

三 土地・水資源局

四 大都市圏整備局

五 地方振興局

六 長官官房においては、前条第十四号に規定する事務、同条第二十二号に規定する事務のうち同号ケからコまでに掲げる法律に係る事務、同条第二十三号に規定する事務(他の局の所掌に属するものを除く。)、同条第二十四号に規定する事務、庁務の総合調整に関する事務及び他の局の所掌に属しない事務をつかさどる。

七 計画局においては、前条第一号に規定する事務(同条第九号に規定する事務(調整局の所掌に属するものを除く。)、同条第二十二号に規定する事務のうち同号イに掲げる法律に係る事務並びにこれらの事務の実施に関連して必要な同条

第二十三号に規定する事務をつかさどる。

八 調整局においては、前条第八号に規定する事務、同条第九号に規定する事務(公共施設その他の施設の整備に関する計画に係るものに限る。)、同条第十号、第十二号及び第十三号に規定する事務並びにこれらの事務の実施に関連して必要な同条第二十三号に規定する事務をつかさどる。

九 土地・水資源局においては、前条第六号、第七号及び第十九号から第二十一号までに規定する事務、同条第二十二号に規定する事務のうち同号オからマまでに掲げる法律に係る事務並びにこれらの事務の実施に関連して必要な同条第二十三号に規定する事務をつかさどる。

十 大都市圏整備局においては、前条第十一号に規定する事務(首都圏、近畿圏又は中部圏の地域に係る事業に係るものに限る。)、同条第十五号から第十八号までに規定する事務、同条第二十二号に規定する事務のうち同号ロからヌまでに掲げる法律に係る事務並びにこれらの事務の実施に関連して必要な同条第二十三号に規定する事務をつかさどる。

十一 地方振興局においては、前条第十三号及び第十五号に規定する事務、同条第十一号に規定する事務(大都市圏整備局の所掌に属するものを除く。)、同条第二十二号に規定する事務のうち同号ルからノまで、エ及びテに掲げる法律に係る事務並びにこれらの事務の実施に関連して必要な同条第二十三号に規定する事務をつかさどる。

十二 長官官房に、命を受け、長官官房の事務を掌理する。

十三 調整局及び地方振興局に、それぞれ次長一人を置く。

十四 次長は、局長を助け、局務を整理する。

十五 地方振興局に、東北開発株式会社監理官一人を置く。

十六 東北開発株式会社監理官は、命を受け、東北開発株式会社法第二十四条に定める事務を行なう。

昭和四十九年五月二十四日 衆議院会議録第三十四号 議案に関する報告書

昭和四十九年五月二十四日 衆議院會議録第三十四号 議案に関する報告書

(附屬機関)

第九條 土地鑑定委員会は、国土総合開発庁の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、次に掲げるとおりとする。

- 一 地価公示法、不動産の鑑定評価に関する法律及び不動産鑑定士特別試験及び不動産鑑定士補特別試験に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を行なうこと。
二 長官の諮問に応じて不動産の鑑定評価に関する重要事項を調査審議し、又は当該事項について長官に建議すること。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣法の一部改正)

第二条 内閣法の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「十九人」を「二十人」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)

第三条 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

第七條第四項に後段として次のように加える。

第二項の規定は、部にかえて局を置く庁の官房及び局について、これを準用する。

別表第一総理府の項中「首都圏整備委員会」を削り、「沖繩開発庁」を「国土総合開発庁」に改める。

(総理府設置法の一部改正)
第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六條の六」を「第十六條の三」に改める。

第十五條第一項の表中北陸地方開発審議会の項の次に次のように加える。

(経済企画庁設置法の一部改正)

第五條 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四條中第十五号から第十五号の六までを削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を削り、第十八号を第十六号とし、同条第十九号中「第十五号から前号まで」を「前二号」に改め、同号を同条第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 電源開発促進法(昭和二十七年法律第百八十三号)の施行に基づく内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。

第四條中第二十号及び第二十号の二を削り、第二十一号を第十九号とする。

第五條中「六局」を「五局」に改め、「総合開発局」を削る。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

第十二條第三項及び第四項を削る。

(建設省設置法の一部改正)
第六條 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一号中「国土計画」を「建設省の所管行政に係る国土計画」に改め、同条第十八号中「宅地制度」を「宅地の供給」に改め、同条第十八号の四から第十八号の六までを削り、第十八号の七を第十八号の四とする。

第四條第三項中「同条第五号の五に規定する事務のうち新市街地の造成を目的とする土地区画整理事業(幹線街路その他の重要な公共施設で都市計画において定められたものの用に供する土地の造成を主たる目的とするものを除く。次条第三項において同じ。)の実施、指導、助成及び監督に関するもの、前条第五号の十一及び第五号の十二に規定する事務、同条」を「同条第五号の十一、第五号の十二、第六号の六、」に改める。

「第十八号の七」を「第十八号の四」に改め、同条第四項中「第五号の四まで」に規定する事務、同条第五号の五に規定する事務(計画局の所掌に属するものを除く。)、同条第五号の六から」を削り、「同条第五号の十に規定する事務及び同条第六号」を「並びに同条第五号の十、第六号から第六号の五まで及び第七号」に改める。

第四條の二第一項中「計画局に宅地部を」を削り、同条第三項を削り、同条第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十條第一項の表住宅地審議会の項中「宅地制度、不動産の鑑定評価」を「宅地の供給」に改め、同表中土地鑑定委員会の項を削る。

(自治省設置法の一部改正)
第七條 自治省設置法(昭和二十七年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中第十一号の二を削り、第十一号の三を第十一号の二とし、第十一号の四及び第十四号の六を削り、第十四号の七を第十四号の六とし、第十四号の八を第十四号の七とし、第十四号の九を削る。

首都圏整備審議会

首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

第十五條第一項の表中離島振興対策審議会の項の次に次のように加える。

奄美群島振興特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

小笠原諸島復興特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

第十六條の四から第十六條の六までを削る。

第十七條中「首都圏整備委員会」を削り、「沖繩開発庁」を「国土総合開発庁」に改める。

第十八條の表中首都圏整備委員会の項を削り、沖繩開発庁の項の次に次のように加える。

国土総合開発庁 国土総合開発庁設置法(昭和四十八年法律第...号)

本則中「経済企画庁長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第七条の二第二項中「建設大臣」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第十四条第一項中「首都圏整備計画」及び「首都圏整備委員会」を削り、同条第二項中「北陸地方開発促進計画」の下に「首都圏整備計画」を加える。

（首都圏整備法の一部改正）  
第九條 首都圏整備法の一部を次のように改正する。

目次中「首都圏整備委員会」を「首都圏整備審議会」に改める。

第二章 首都圏整備委員会を第二章 首都圏整備審議会に改める。

本則第十八条を除く。中「委員会」を「内閣総理大臣」に、「委員会規則」を「総理府令」に改める。

第三条から第十七条までを次のように改める。  
第三条から第十七条まで 削除

第十八条の見出しを「設置及び所掌事務」に改め、同条第一項中「委員会」を「総理府令」に、附属機関として「に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、首都圏整備計画の策定及び実施に関する重要事項その他審議会の権限に属させられた事項について調査審議する。

3 審議会は、首都圏整備計画の策定及び実施に関する重要事項について内閣総理大臣に意見を述べることができる。

第十九条に見出しとして「組織及び運営」を附し、同条第一項中「四十八人」を「四十九人」に改め、同項第三号中「十一人」を「十二人」に改める。

第三十条の次に次の一条を加える。  
（国会に対する報告等）

第三十条の二 政府は、毎年度、国会に対し首都圏整備計画の策定及び実施に関する状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正）

第十条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

本則（第十八条の二第一項及び第三十五条を除く。）中「首都圏整備委員会」を「国土総合開発庁長官」に、「委員会規則」を「総理府令」に改める。

第十八条の二第一項中「首都圏整備委員会規則（以下「委員会規則」という。）」を「総理府令」に改める。

第三十五条中「首都圏整備委員会」を「国」に改める。

（首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部改正）

第十一条 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「首都圏整備委員会その他の」を「国土総合開発庁長官及び」に改め、同条第三項中「首都圏整備委員会の委員長」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第十四条中「首都圏整備委員会及びその他の」を削る。

（首都圏近郊緑地保全法の一部改正）  
第十二条 首都圏近郊緑地保全法の一部を次のように改正する。  
本則（第三条第一項から第四項まで及び第四

条第一項を除く。）中「委員会」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第三条第一項中「首都圏整備委員会（以下「委員会」という。）」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

第四条第一項中「委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

第八条第一項中「首都圏整備委員会規則」を「総理府令」に改める。  
（筑波研究学園都市建設法の一部改正）

第十三条 筑波研究学園都市建設法の一部を次のように改正する。

本則（第四条第一項及び第三項並びに第十二条を除く。）中「委員会」を「内閣総理大臣」に、「委員会規則」を「総理府令」に改める。

第四条第一項中「首都圏整備委員会（以下「委員会」という。）」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「委員会」を「内閣総理大臣」に、「首都圏整備委員会規則（以下「委員会規則」という。）」を「総理府令」に改める。

第十二条中「委員会」を「政府」に、「第十五条」を「第三十条の二」に改める。

（近畿圏整備法の一部改正）  
第十四条 近畿圏整備法の一部を次のように改正する。

目次中「近畿圏整備本部」を「削除」に改める。  
第二章 削除  
第二章を次のように改める。

第三条から第五条まで 削除  
第九条の見出し中「立案及び」を削り、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、近畿圏整備計画を決定するに必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係のあ

る事業を営む者（以下「関係事業者」という。）に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律の一部改正）

第十五条 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項及び第三項中「近畿圏整備長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第十三条中「近畿圏整備長官及び」を削る。  
（近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正）

第十六条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項及び第三項、第三十四条第一項、第三十八条第二項、第三十九条第二項並びに第四十条中「内閣総理大臣」を「国土総合開発庁長官」に改める。

（近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部改正）

第十七条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「近畿圏整備長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。  
第七条第一項、第八項及び第九項、第八条第五項並びに第十二条第二項中「内閣総理大臣」を「国土総合開発庁長官」に改める。

（琵琶湖総合開発特別措置法の一部改正）  
第十八条 琵琶湖総合開発特別措置法の一部を次のように改正する。

第三条第一項、第四条第一項、第三項及び第五項並びに第十一条第二項及び第三項中「近畿圏整備長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

(中部圏開発整備法の一部改正)

第十九条 中部圏開発整備法の一部を次のように改正する。

目次中「中部圏開発整備本部」を「削除」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第三条から第五条まで 削除

第十条及び第十一条第二項中「中部圏開発整備長官」を「国土総合開発長官」に改める。

第十二条第二項中「中部圏開発整備長官」を「内閣総理大臣」に改める。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第十九条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「首都圏整備委員会委員長、近畿圏整備長官及び中部圏開発整備長官」を「国土総合開発長官」に改める。

(東北開発促進法等の一部改正)

第二十一条 次に掲げる法律の規定中「経済企画庁長官」を「国土総合開発長官」に改める。

一 東北開発促進法第十条

二 九州地方開発促進法第十条

三 四国地方開発促進法第十条

四 北陸地方開発促進法第十条

五 中国地方開発促進法第十条 (後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部改正)

第二十一条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「経済企画庁長官」を「国土総合開発長官」に改める。

第二十三条 低開発地域工業開発促進法の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「関係都道府県知事の」を「当該」に改め、「又は首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第一項の規定による首都圏の地域内(以下「首都圏の地域内」という。）」及び「又は首都圏整備委員会」を削り、同条第四項中「又は首都圏の地域内」及び「又は首都圏整備委員会」を削り、同条第七項中「又は首都圏の地域内」を削り、「関係都道府県知事及び」を「道知事及び」に改め、「又は首都圏整備委員会」を削る。

(新産業都市建設促進法の一部改正)

第二十四条 新産業都市建設促進法の一部を次のように改正する。

本則中「経済企画庁長官」を「国土総合開発長官」に改める。

第三条第一項中「又は首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第一項の規定による首都圏の地域内(以下「首都圏の地域内」という。）」及び「又は首都圏整備委員会」を削る。

第十条第二項及び第四項中「又は首都圏の地域内」及び「又は首都圏整備委員会」を削る。

(工業整備特別地域整備促進法の一部改正)

第二十五条 工業整備特別地域整備促進法の一部を次のように改正する。

第三条第三項ただし書を削り、同条第四項中「経済企画庁長官」を「国土総合開発長官」に改め、同条第五項を削る。

(特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法及び離島振興法の一部改正)

第二十六条 次に掲げる法律の規定中「経済企画事務次官」を「国土総合開発事務次官」に改める。

一 特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法第六条第一項

二 離島振興法第十二条第一項

(豪雪地帯対策特別措置法の一部改正)

第二十七条 豪雪地帯対策特別措置法の一部を次のように改正する。

第十条中「経済企画庁長官」を「国土総合開発長官」に改める。

(過疎地域対策緊急措置法の一部改正)

第二十八条 過疎地域対策緊急措置法の一部を次のように改正する。

第二条第二項、第五条第四項、第六条第四項

から第六項まで、第七条及び第八条中「自治大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(奄美群島振興特別措置法の一部改正)

第二十九条 奄美群島振興特別措置法の一部を次のように改正する。

本則及び別表中「自治大臣」を「内閣総理大臣」に、「自治省」を「総理府」に改める。

第八条第一項中「二十一人」を「二十一人」に改める。

(小笠原諸島復興特別措置法の一部改正)

第三十条 小笠原諸島復興特別措置法の一部を次のように改正する。

本則中「自治大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十一条第一項を次のように改める。

内閣総理大臣の諮問に応じて旧島民の帰島及び小笠原諸島の復興に関し重要な事項を調査審議するため、総理府に、小笠原諸島復興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第二十一条中「自治省」を「総理府」に改める。

(小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の一部改正)

第三十一条 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和四十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第三項及び第二十七条中「自治大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(防災のための集団移転促進事業に係る国の財

政上の特別措置等に関する法律の一部改正)

第三十二条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一項、第四項及び第五項中「自治大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第六項中「自治省令」を「総理府令」に改め、同条第七項中「自治大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(地価公示法の一部改正)

第三十三条 地価公示法の一部を次のように改正する。

本則中「建設省令」を「総理府令」に、「建設大臣」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第十二条中「建設省」を「国土総合開発庁」に改める。

第十三条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 国土総合開発庁長官の諮問に応じて不動産の鑑定評価に関する重要事項を調査審議すること。

第十三条に次の一項を加える。

三 委員会は、不動産の鑑定評価に関する重要事項について、国土総合開発庁長官に建議することができる。

第二十条中「建設省計画局」を「国土総合開発庁土地・水資源局」に改める。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第三十四条 不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正

部を次のように改正する。

本則中「建設大臣」を「国土総合開発庁長官」に、「建設省令」を「総理府令」に、「建設省」を「国土総合開発庁」に改める。

第十四条の見出し、第二十一条の見出し及び第三十四条の見出し中「省令」を「総理府令」に改める。

(水資源開発促進法の一部改正)

第三十五条 水資源開発促進法の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「経済企画庁長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第十一条第三項中「首都圏整備委員会」を「首都圏整備審議会」に改める。

(水資源開発公団法の一部改正)

第三十六条 水資源開発公団法の一部を次のように改正する。

第五十六条及び第六十条中「経済企画庁長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

(道路整備緊急措置法の一部改正)

第三十七条 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「及び経済企画庁長官」を「経済企画庁長官及び国土総合開発庁長官」に、「については経済企画庁長官」を「については経済企画庁長官及び国土総合開発庁長官」に改める。

(治山治水緊急措置法の一部改正)

第三十八条 治山治水緊急措置法(昭和三十五年

法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「経済企画庁長官」の下に「及び国土総合開発庁長官」を加える。

(港湾整備緊急措置法の一部改正)

第三十九条 港湾整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「経済企画庁長官」の下に「及び国土総合開発庁長官」を加える。

(下水道整備緊急措置法の一部改正)

第四十条 下水道整備緊急措置法(昭和四十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「経済企画庁長官」の下に「環境庁長官及び国土総合開発庁長官」を加える。

(都市公園等整備緊急措置法の一部改正)

第四十一条 都市公園等整備緊急措置法(昭和四十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「経済企画庁長官」の下に「及び国土総合開発庁長官」を加える。

(廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正)

第四十二条 廃棄物処理施設整備緊急措置法(昭和四十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「経済企画庁長官」の下に「環境庁長官及び国土総合開発庁長官」を加える。

(国土開発幹線自動車道建設法の一部改正)

第四十三条 国土開発幹線自動車道建設法(昭和三十三年法律第六十八号)の一部を次のように

改正する。

第十三条第一項中「二十九人」を「三十一人」に改め、同条第三項中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九 環境庁長官

十 国土総合開発庁長官

第十三条第四項中「第十一号」を「第十三号」に改める。

(鉄道敷設法の一部改正)

第四十四条 鉄道敷設法(大正十一年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「二十八人」を「三十人」に改め、同条第二項中「及経済企画事務次官」を「経済企画事務次官、環境事務次官及国土総合開発事務次官」に改める。

第九条第一項中「十四人」を「十五人」に改める。

(電源開発促進法の一部改正)

第四十五条 電源開発促進法の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「十五人」を「十六人」に改め、同条第三項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 国土総合開発庁長官

第十条第四項中「第八号」を「第九号」に改め

る。

(森林開発公団法の一部改正)

第四十六條 森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十八條第三項中「経済企画厅长官」を「国土

総合開発厅长官」に改める。

(特別職の職員の特給に関する法律の一部改正) 第四十七條 特別職の職員の特給に関する法律

(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十一号の二及び第十八号の二を削る。

別表第一官職名の欄中「首都圏整備委員会の常勤の委員」を削る。

(奄美群島復興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律の一部改正) 第四十七條 奄美群島復興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第四項、第六項及び第七項中「自治大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(工業再配置・産地地域振興公団法の一部を改正する法律の一部改正) 第四十八條 工業再配置・産地地域振興公団法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十三條の三の改正規定中「国土総合開発厅长官」を「国土厅长官」に改める。

附則第二十三條を次のように改める。

(国土庁設置法の一部改正) 第二十三條 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四十九條 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

部を次のように改正する。

第四條第二十二号サの次に次のように加える。

キ 地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号) 第五條第二項中「アまで」の下に「及びキ」を加え、「及び他の局を」と並びに他の局に改める。

(国土利用計画法の一部改正)

第四十九條 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第六條を次のように改める。

(国土庁設置法の一部改正)

第六條 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十二号イを次のように改める。

イ 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九号)

第四條第二十二号中「アを」とし、「サを」とし、「アをサ」とし、「テを」とし、「エを」とし、「コを」とし、「フを」とし、「ケを」とし、「マを」とし、「ヤを」とし、「クを」とし、「オを」とし、「ノ」の次に次のように加える。

オ 国土総合開発法(昭和四十九年法律第九十五号)

第五條第二項中「フからアまで及びキ」を「コからアまで及びニ」に改め、同条第三項中「法律に係る事務」の下に「国土利用計画に係るものに限る。」及び同号オに掲げる法律に係る事務を加え、同条第四項中「オ及びク」を「イに掲げる法律に係る事務(計画・調整局の所掌に属するものを除く。）」並びに「ク及びヤ」に改め、同条第五項中「ナからケまで」を「マからフまで」に改め、同条第七項中「ア及びサ」を「サ及びキ」に改める。

(総合開発機構法の一部改正) 第五十條 総合開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八條中「第四條第十八号中「電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)の下に」及び総合開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)を加える。」を削る。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正) 第五十一條 公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第七條を削る。

(水源地域対策特別措置法の一部改正) 第五十二條 水源地域対策特別措置法の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

(経過措置)

第四十八條 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法、首都圏整備法、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律、首都圏近郊緑地保全法、筑波研究学園都市建設法、近畿圏整備法、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備に関する法律、近畿圏の保安区域の整備に関する法律、琵琶湖総合開発特別措置法、中部圏開発整備法、新産業都市建設促進法、過疎地域対策緊急措置法、奄美群島振興特別措置法、小笠原諸島復興特別措置法、

奄美群島復興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律、防犯のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、地価公示法、不動産の鑑定評価に関する法律(不動産鑑定士特別試験及び不動産鑑定士補特別試験に関する法律において準用する場合を

含む。又は水資源開発公団法(以下「国土総合開発法等」と総称する。)の規定により国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法等の規定により国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

第四十九條 この法律の施行の際現に効力を有する首都圏整備委員会規則、建設省令又は自治省令で、この法律による改正後の国土総合開発法等の規定により総理府令で定めるべき事項を定めているものは、この法律の施行後は、総理府令としての効力を有するものとする。

第五十條 従前の首都圏整備委員会の首都圏整備審議会及びその委員、建設省の土地鑑定委員会並びにその委員長、委員及び試験委員、自治省の奄美群島振興審議会並びにその会長及び委員並びに自治省の小笠原諸島復興審議会並びにその会長、委員及び特別委員は、それぞれ総理府又は国土総合開発庁の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、いおう酸化物等による大気汚染の状況の改善を図るため、一定範囲の地域における大気汚染物質の排出総量の許容限度を科学的に算定し、これ以下に排出総量を抑えるよう個別発生源の規制を行う総量規制方式を導入しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- (一) 都道府県知事は、工場又は事業場が集合している地域で、現行の規制方式によつて環境基準の確保が困難であると認められる地域としていおう酸化物その他の政令で定めるばい煙(以下「指定ばい煙」という。)ごとに政令で定める地域(以下「指定地域」という。)にあつては、一定規模以上の工場又は事業場(以下「特定工場等」という。)において発生する当該指定ばい煙について、指定ばい煙総量削減計画を作成し、これに基づき、総量規制基準を定めなければならないものとする。
- (二) 総量規制基準は、特定工場等につき当該特定工場等に設置されているすべてのばい煙発生施設から排出される当該指定ばい煙の合計量について定める許容限度とすること。
- (三) 指定ばい煙総量削減計画は、当該指定地域における事業活動その他の人の活動に伴つて排出される当該指定ばい煙の総量を環境基準

に照らし算定される総量までに削減させることを目的として、当該指定地域におけるすべての特定工場等に設置されているばい煙発生施設から排出される当該指定ばい煙の総量の削減目標量、計画の達成期間等について定めるものとする。

(四) 特定工場等のばい煙発生施設において、ばい煙排出者は、総量規制基準に適合しない指定ばい煙を排出してはならないものとする。

(四) 都道府県知事は、特定工場等から総量規制基準に適合しない指定ばい煙が継続して排出されるおそれがある場合等には、当該特定工場等の設置者に対し、指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置を採るべきことを命ずることができるとすること。

(四) 都道府県知事は、いおう酸化物に係る指定地域における特定工場等以外の工場又は事業場が燃料使用基準に適合しない燃料を使用していると認めるときは、当該工場又は事業場の設置者に対し、燃料使用基準に従うべきことを勧告し、勧告に従わない場合は燃料使用基準に従うべきことを命ずることができるとすること。

(四) の規定に違反した者及び(四)又は(四)の命令に違反した者についての罰則を設けるものとする。

(四) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

大気汚染の状況の改善を図り、環境基準を確保するため、工場又は事業場が集合し、現行の規制方式によつては環境基準の確保が困難であると認められる地域について、総量規制方式を導入しようとするのは、妥当な措置と認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本共産党・革新共同木下元二君より修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

また、本案に対して別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和四十九年五月二十四日

公害対策並びに環境保全特別委員長 角屋堅次郎  
衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、大気汚染防止行政をさらに一段と推進するために、以下の各項について努力すべきである。

一 窒素酸化物の根本的な防除技術である脱硝技術の開発を強力に進め、それと相まつて窒素酸

化物を指定ばい煙として指定するよう努めると。

二 指定地域は、都道府県の実情を十分に勘案しつつ、必要な地域をなるべく指定すること。

三 特定工場等の規模、地域の指定ばい煙排出総量の算定及び総量規制基準に関する総理府令の制定に当たつては、指定地域の特性を十分反映しうるよう配慮すること。

四 指定地域における工場等の新增設については、規制基準を厳格にすることによつて、立地規制の効果をおよぼすこと。

五 総量規制基準の設定に当たつては、特定工場等の規模の差による対応力の差を考慮すること。

六 いおう酸化物に関する総量規制の徹底を期するため、特定工場等における排煙脱硫装置の設置の促進に努めること。

七 監視測定体制の整備強化を図るとともに、これらの整備について地方自治体に対する助成に努めること。

八 中小企業の企業防除施設の整備に対する金融上、税制上の優遇措置をさらに拡充するよう努めること。

九 今後の大気汚染防止対策の課題として、複数の汚染物質による複合影響や相乗作用を考慮した総合的な対策を検討すること。

発電用施設周辺地域整備法案（内閣提出、第七十一回国会閣法第一一七号）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本法案は、原子力発電施設、火力発電施設、水力発電施設等の設置が困難となつていゝ現状にかんがみ、これらの発電用施設の設置の円滑化を図り、電気の安定供給の確保に資するため、発電用施設の周辺地域について住民福祉の向上に必要な公共用施設の整備を促進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、電気の安定供給の確保が国民生活と経済活動にとつてきわめて重要であることにかんがみ、発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もつて発電用施設の設置の円滑化に資することを目的とする。

2 定義

この法律において「発電用施設」とは、原子力発電施設、火力発電施設（地熱発電施設を含む。）又は水力発電施設で一般電気事業者等が設置する政令で定める規模以上のもの及び原子力発電電に使用される核燃料物質の再処理施設等の原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものをいう。

3 地点の指定

(1) 主務大臣は、発電用施設の設置が予定されている地点のうち、次の各号に該当するものを指定し、これを公示する。

イ その地点における発電用施設の設置計画が確定であると認められること。

ロ その地点が、工業再配置促進法に規定する移転促進地域その他工業集積度の高い地域に属さないこと。

ハ その地点の周辺地域において住民の福祉の向上に必要な公共用の施設の整備がその地点における発電用施設の設置の円滑化に資するため必要であると認められること。

(2) 主務大臣は、地点の指定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 整備計画

(1) 都道府県知事は、指定された地点の「周辺地域」（その地点が属する市町村及びこれに隣接する区域。ただし、水力発電施設の設置が予定されている地点については、その地点が属する市町村の区域。）について、道路、港湾、漁港、都市公園、水道その他政令で定める公共用施設の整備に関する「整備計画」を作成し、主務大臣に承認を申請することができる。この場合において、その地点における発電用施設の設置の円滑化のため特に必要があると認められるときは、当該周辺地域に隣接する市町村の区域についてもこれを含めて整備計画を作成することができる。

(2) 都道府県知事は、指定された地点の二以上が近接している場合において、当該周辺地域（特に必要があると認められる場合は当該周辺地域の隣接する市町村の区域も含む。）における公共用施設の整備を効率的に行なうため必要があると認めるときは、一

の整備計画を作成することができる。

(3) 整備計画は、当該周辺地域住民の福祉の向上のために必要な公共用施設で、発電用施設又は工事用道路、荷揚げ岸壁その他の「発電用施設関連施設」と併せて整備することが必要と認められるものの整備に関する事業（水源地域対策特別措置法に基づく整備事業を除く。）の概要及び経費の概算について定める。

(4) 都道府県知事は、整備計画を作成しようとするときは、周辺地域の市町村長、整備計画に基づく事業を行なうこととなる者（国を除く。）及び発電用施設を設置する者の意見をきかなければならない。

(5) 都道府県知事は、整備計画の作成のために必要があると認めるときは、発電用施設を設置する者に対し、当該周辺地域における発電用施設関連施設の整備に関する計画の提出を求め、意見を述べることができ

る。

(6) 整備計画は、他の法律の規定による地域振興等の計画との調和及び地域の環境保全について適切な配慮が払われたものでなければならない。

(7) 主務大臣は、整備計画が適当なものであると認めるときは、協議により、これを承認するものとし、その承認をしようとするときは関係行政機関の長に協議しなければならない。

(8) 国は、整備計画に基づき事業は、この法律に定め

るものほか、当該事業に関する法令の規定に従い、国及び地方公共団体その他の者が行

なうものとする。

6 発電用施設を設置する者の協力

発電用施設を設置する者は、整備計画に基づき事業が円滑に実施されるように協力しなければならない。

7 交付金

国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、地方公共団体に対し、整備計画に基づく事業に係る経費に充てるため、交付金を交付することができる。

8 国の普通財産の譲渡

国は、整備計画に基づき事業の用に供するため必要があると認めるときは、地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

る。

9 国の財政上及び金融上の援助

国は、整備計画を達成するため必要があると認めるときは、整備計画に基づく事業を実施する者に対し、財政上及び金融上の援助を与えるものとする。

10 主務大臣等

(1) この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

イ 地点の指定に関する事項については、内閣総理大臣及び通商産業大臣(火力発電施設及び水力発電施設に係る事項については、通商産業大臣)

ロ 整備計画の承認に関する事項については、内閣総理大臣、通商産業大臣及び当該整備計画に基づく事業を所管する大臣(火力発電施設及び水力発電施設に係る事項については、通商産業大臣及び当該整備計画に基づく事業を所管する大臣)

(2) この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、科学技術庁長官に委任することができる。

11 施行期日

この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、交付金の規定は、昭和四十九年十月一日から施行する。

12 経過措置

主務大臣は、この法律の施行の際、現に発電施設設置の工事が行なわれている地点のうち、その周辺地域において住民の福祉の向上に必要な公共施設を整備することが特に必要であると認められるものを、関係行政機関の長と協議の上指定し、公示するものとする。

この規定により指定された地点は、3の(1)の規定により指定された地点とみなす。

なお、本案については、内閣より修正したい旨の申し出があり、本院においてこれを承諾したものである。

二 議案の可決理由

本案は、発電施設設置の設置の円滑化を図るため、発電施設周辺地域の住民の福祉向上に必要な公共施設整備の整備を促進する措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十九年度電源開発促進特別会計に電源立地促進対策交付金八十一億八千八百万円が計上されている。

昭和四十九年五月二十四日

商工委員長 濱野 清吾

衆議院議長 前尾繁三郎殿

電源開発促進税法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、原子力、火力、及び水力発電施設等の周辺地域住民の福祉の向上を図ること等を通じ、電源立地対策の積極的推進に資するため、その財源に充てるための目的税として、新たに電源開発促進税を設けようとするもので、主要内容は次のとおりである。

1 一般電気事業者を納税義務者とし、その供給した電気及び自ら使用した電気を課税物件とし、これらの販売電気に対して電源開発促進税を課することとする。

2 税率は販売電気一、〇〇〇キロワットにつき八十五円とする。

3 毎月、その月中における販売電気の電力量、電源開発促進税額等を、その翌月末日までに申告し、申告期限内にその税額を納付することとする。

4 納税地は、一般電気事業者の本店所在地とするほか、開業の届出等所要の規定を設ける。

5 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行することとし、供給した電気については、十一月一日以後に料金の支払を受ける権利が確定されるものから、自ら使用した電気については、同日以後に計量されるものから、それぞれ適用する。

なお、本案の施行により、昭和四十九年度において約百一億円の増収が見込まれている。

二 議案の可決理由

本案は、最近における電力需給の逼迫の状況にかんがみ、時宜に適する妥当なものとして認め、これを原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十九年五月二十四日

大蔵委員長 安倍晋太郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

電源開発促進対策特別会計法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、発電施設周辺地域整備法に基づく交付金の交付等に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置することとしようとするもので、主要内容は、次のとおりである。

1 電源開発促進税の収入を財源として行う電源開発促進対策に関する政府の経理を明確にするため、電源開発促進対策特別会計を設置し、一般会計と区分して経理すること。

2 電源開発促進対策とは、発電施設周辺地域整備法に基づく交付金の交付及び発電施設周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電施設設置の円滑化に資するための財政上の措置で政令で定め

昭和四十九年五月二十四日 衆議院會議録第三十四号 議案に関する報告書

るものをいうこと。

3 この会計は、内閣総理大臣、大蔵大臣及び通商産業大臣が管理すること。

4 この会計の歳入は、電源開発促進税の収入、一時借入金による収入金及び附属雑収入とし、歳出は、前記の交付金及び安全対策等のための財政上の措置に要する費用、一時借入金の利子、年度越え借換えの一時借入金の償還金及び利子、事務取扱費並びに附属諸費とすること。

5 その他予算及び決算の作成及び提出、決算上の剰余金の処理、余裕金の預託、一時借入金等の借入れ等この会計の経理に関し必要な事項を定めること。

6 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行すること。

7 国税収納金整理資金に関する法律その他に ついて、所要の規定を整備すること。

二 議案の可決理由

新たに設けられる電源開発促進税収入を財源として行う発電用施設の周辺地域の整備促進対策等に関する経理を明確にするための措置として適切妥当なものと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

この特別会計の昭和四十九年度予算においては、電源開発促進税収入百一億円を見込むとともに、電源立地促進対策交付金八十一億八千八

百万円、原子力発電安全対策等交付金八億八千五百万円を予定し、歳入歳出とも百一億十百万円を計上している。  
右報告する。

昭和四十九年五月二十四日

大蔵委員長 安倍晋太郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院會議録第三十号(一)中正誤

- ハシ 段行 誤 正
- 二四 三 末七 害害補償 障害補償
- 二五 三 二九 船員保険料 船員保険法
- 二五 三 三三 雇用保険法 雇用保険
- 二五 三 三三 第三級 第三級
- 二五 四 末 第五項 第五項中

衆議院會議録第三十一号(一)中正誤

- ハシ 段行 誤 正
- 二七 三 末五 備整等 整備等
- 二七 一 一八 船員 船員
- 二七 四 末四 (仕切り線を削る) 多数
- 二八 一 末九 多数 多数
- 二八 三 九 待ち 待ち
- 二八 三 一〇 デパート デパート

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

定価 一部五十円  
(送料別)

発行所

東京都港区赤坂美町二番地 郵便番号一〇七  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五八二 四四二(大付)